

V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

NT2 梵② V-1-1-7 R0

目 次

1. 概要	1
2. 火災防護の基本方針	2
2.1 火災発生防止	3
2.2 火災の感知及び消火	4
2.3 火災の影響軽減	5
3. 火災防護の基本事項	6
3.1 火災防護を行う機器等の選定	7
3.2 火災区域及び火災区画の設定	10
3.3 適用規格	11
4. 火災発生防止	54
4.1 発電用原子炉施設の火災発生防止について	55
4.2 不燃性材料及び難燃性材料の使用について	60
4.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について	65
5. 火災の感知及び消火	72
5.1 火災感知設備について	72
5.2 消火設備について	80
6. 火災の影響軽減対策	117
6.1 火災の影響軽減の対策が必要な火災区域の分離	118
6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離について	120
6.3 換気空調設備に対する火災の影響軽減対策	129
6.4 火災発生時の煙に対する影響軽減対策	130
6.5 油タンクに対する火災の影響軽減対策	132
7. 原子炉の安全確保について	163
7.1 火災に対する原子炉の安全停止対策	163
7.2 火災の影響評価	163
8. 火災防護計画	253

別紙1 計算機プログラム（解析コード）の概要

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第11条、第52条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）にて適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（平成25年6月19日制定）（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に基づき、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。

2. 火災防護の基本方針

東海第二発電所における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう、設計基準対象施設のうち、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

2.1 火災発生防止

発電用原子炉施設内の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対し、漏えい及び拡大の防止対策、防爆対策、配置上の考慮、換気及び発火性又は引火性物質の貯蔵量を必要な量にとどめる対策を行う。また、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対して火災発生防止対策を講じるとともに、電気系統に対する過電流による過熱及び損傷を防止並びに放射性分解及び重大事故等時に発生する水素の蓄積を防止する設計とする。

主要な構造材、保温材及び建屋の内装材は、不燃性材料又は同等の性能を有する材料、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き難燃性材料を使用する設計とする。

ただし、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、UL1581 (Fourth Edition) 1080.VW-1垂直燃焼試験及びIEEE Std 383-1974垂直トレイ燃焼試験により、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用した設計とし、難燃ケーブルへの取替に伴い安全上の課題がある非難燃ケーブルについては、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確認した代替措置（以下「複合体」という。）を使用する設計とする。

また、屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。

自然現象に対する火災発生防止対策として、発電用原子炉施設内に避雷設備の設置及び接地網を敷設する設計、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等並びに重大事故等対処施設は、耐震クラス又は施設の区分に応じた耐震設計、屋外の重大事故等対処施設は、森林火災、竜巻から防護する設計とする。

2.2 火災の感知及び消火

火災の感知及び消火は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等並びに重大事故等対象施設に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。

火災感知設備及び消火設備は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等の耐震クラス並びに重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とし、具体的には、耐震Bクラス機器又は耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において、それぞれ耐震Bクラス機器で考慮する地震力及び基準地震動Ssによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。

火災感知器は、環境条件や火災の性質等を考慮し、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない炎感知器等から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とし、地震等の自然現象によっても、機能及び性能が維持される設計とする。

火災受信機盤は、中央制御室で常時監視でき、非常用電源及び緊急用電源からの受電も可能な設計とする。

消火設備は、火災発生時の煙の充満等を考慮して設置するとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作によっても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等並びに重大事故等対象施設に影響を与えないよう設計する。

消火設備は、消防法施行令に基づく容量等を確保する設計とし、多重性又は多様性及び系統分離に応じた独立性を有する系統構成、外部電源喪失又は全交流電源喪失を想定した電源の確保等を考慮した設計とする。

2.3 火災の影響軽減

設計基準対象施設のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器等の火災の影響軽減対策は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するために、火災耐久試験によって3時間以上の耐火能力を有することを確認した隔壁等の設置、若しくは火災耐久試験によって1時間耐火能力を有することを確認した隔壁等に加え、火災感知設備及び自動消火設備を組み合わせた措置によって、互に相違する系列間の系統分離を行う設計とする。

中央制御室制御盤及び原子炉格納容器内は、上記に示す火災の影響軽減のための措置と同等の影響軽減対策を行う設計とする。

火災に対する原子炉の安全停止対策は、火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定した設計とする。

火災の影響軽減における系統分離対策により、原子炉施設内の火災区域又は火災区画で火災が発生し当該火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に係る安全機能が確保されることを火災影響評価にて確認するとともに、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化等が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化等に対処するための機器に单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。

3. 火災防護の基本事項

東海第二発電所では、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器等、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等並びに重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから、本項では、火災防護を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。

3.1 火災防護を行う機器等の選定

火災防護を行う機器等を、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設のそれぞれについて選定する。

(1) 設計基準対象施設

設計基準対象施設における火災防護を行う機器等は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。）とする。

原子炉の安全停止に必要な機器等と放射性物質の貯蔵等の機器等を火災防護上重要な機器等とする。

a. 原子炉の安全停止に必要な機器等

火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないように、原子炉の状態が、運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換において、発電用原子炉施設に火災が発生した場合にも、原子炉の安全停止に必要な原子炉冷却材圧力バウンダリ機能、過剰反応度の印加防止機能、炉心形状の維持機能、原子炉の緊急停止機能、未臨界維持機能、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能、原子炉停止後の除熱機能、炉心冷却機能、工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能、安全上特に重要な関連機能、安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能、事故時のプラント状態の把握機能、制御室外からの安全停止機能を確保する必要がある。

(a) 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統

イ. 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能

原子炉冷却材圧力バウンダリ機能は、圧力バウンダリを構成する機器、配管系により達成される。

ロ. 過剰反応度の印加防止機能

過剰反応度の印加防止機能は、制御棒によって行われ、制御棒カッピングにより達成される。

ハ. 炉心形状の維持機能

炉心形状の維持機能は、炉心支持構造物及び燃料集合体（燃料を除く）により達成される。

ニ. 原子炉の緊急停止機能

原子炉の緊急停止機能は、原子炉停止系の制御棒による系（制御棒

及び制御棒駆動系（スクラム機能）により達成される。

ホ. 未臨界維持機能

未臨界維持機能は、原子炉停止系（制御棒による系又はほう酸水注入系）により達成される。

ヘ. 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能

原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能は、逃がし安全弁（安全弁としての開機能）により達成される。

ト. 原子炉停止後の除熱機能

原子炉停止後の除熱機能は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード），原子炉隔離時冷却系，高圧炉心スプレイ系，逃がし安全弁（手動逃がし機能），自動減圧系（手動逃がし機能）により達成される。

チ. 炉心冷却機能

炉心冷却機能は、非常用炉心冷却系（低圧炉心スプレイ系，低圧注水系，高圧炉心スプレイ系，自動減圧系）により達成される。

リ. 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能

工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能は、安全保護系（原子炉緊急停止の安全保護回路，非常用炉心冷却系作動の安全保護回路，原子炉格納容器隔離の安全保護経路，原子炉建屋ガス処理系の安全保護回路，主蒸気隔離の安全保護回路）により達成される。

ヌ. 安全上特に重要な関連機能

安全上特に重要な関連機能は、非常用所内電源系，制御室及びその遮蔽・非常用換気空調機，非常用補機冷却水系及び直流電源系により達成される。

ル. 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能

安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能は、逃がし安全弁（吹き止まり機能に関連する部分）により達成される。

ヲ. 事故時のプラント状態の把握機能

事故時のプラント状態の把握機能は、事故時監視計器の一部により達成される。

ワ. 制御室外からの安全停止機能

制御室外からの安全停止機能は、制御室外原子炉停止装置（安全停止に関連するもの）により達成される。

(b) 原子炉の安全停止に必要な機器

火災防護を行う機器等を選定するために、「(a) 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統」を構成する機器等を，原子炉の安全

停止に必要な機器等として抽出した。（第3-2表）

ただし、安全停止を達成する系統上の配管、手動弁、逆止弁、安全弁、タンク及び熱交換器は、ステンレス鋼及び炭素鋼の不燃材料であり、火災による影響を受けないことから対象外（燃料油内包設備は除く）とする。

b. 放射性物質の貯蔵等の機器等

発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵等の機器を火災から防護する必要があることから、火災による影響により放射性物質が放出される可能性のある機器を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に示される放射性物質を貯蔵する機能及び放射性物質の閉じ込め機能を有する機器から抽出し、放射性物質を貯蔵する機器等とする。（第3-3表）

(2) 重大事故等対処施設

原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設のうち、重大事故等対処施設である常設重大事故等対処施設及び当該設備に使用するケーブルは、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。

火災防護対策を講じる重大事故等対処施設を、以下の分類に従って、第3-4表に示す。

重大事故等対処施設のうち、原子炉建屋（原子炉棟）、原子炉建屋付属棟、原子炉建屋廃棄物処理棟及び、緊急時対策所及び屋外に設置するものを第3-4表に示す。

発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。

発電用原子炉施設の重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定め、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても、「8. 火災防護計画」に示す。

3.2 火災区域及び火災区画の設定

(1) 火災区域の設定

a. 屋内

建屋内において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離される区域を、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置を系統分離も考慮して、火災区域を設定する。

b. 屋外

屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1(1) 設計基準対象施設」において選定する機器等を配置する区域を火災区域として設定する。

屋外の火災区域は、以下を考慮して設定し、火災区域内及び火災区域周辺の植生区域の除草等の管理を実施する。本管理については、火災防護計画に定める。

(a) 常設代替高圧電源装置を設置する火災区域は、周辺施設及び敷地内植生からの離隔を確保するために、常設代替高圧電源装置を設置する範囲と「危険物の規制に関する政令」に規定される保有空地及び万一の火災発生による消火活動のための離隔距離を考慮し、3m以上の幅の空地を確保した範囲を火災区域とする。

(2) 火災区画の設定

火災区画は、建屋内及び屋外で設定する火災区域を、系統分離の状況、壁の設置状況及び重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。

3.3 適用規格

適用する規格としては、既工事計画で適用実績のある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。

適用する規格、基準、指針等を以下に示す。

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈

(平成25年6月19日原規技発第1306194号)

- ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈

(平成17年12月15日原院第5号)

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

(平成25年6月19日原規技発第1306195号)

- ・原子力発電所の内部火災影響評価ガイド

(平成25年10月24日原規技発第1310241号原子力規制委員会)

- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(平成26年2月28日原子力規制委員会規則第1号)

- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

(平成25年6月19日原規技発第1306193号)

- ・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針

(平成19年12月27日)

- ・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針

(平成21年3月9日原子力安全委員会)

- ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

　消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）

　消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）

　危険物の規則に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）

- ・高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）

　高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）

- ・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

　建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）

- ・平成12年建設省告示第1400号

　（平成16年9月29日国土交通省告示第1178号による改定）

- ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

　（平成26年11月5日経済産業省令第55号）

- ・発電用火力設備の技術基準の解釈
(平成25年5月17日 20130507商局第2号)
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
(平成24年9月14日 経済産業省令第68号)
- ・原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令
(平成24年9月14日 経済産業省令第70号)
- ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針
(平成13年3月29日 原子力安全委員会)
- ・原子力発電所の火災防護規程 (JEAC4626-2010)
- ・原子力発電所の火災防護指針 (JEAG4607-2010)
- ・JIS A 4201-1992 建築物等の避雷設備 (避雷針)
- ・JIS A 4201-2003 建築物等の雷保護
- ・JIS L 1091-1999 繊維製品の燃焼性試験方法
- ・工場電気設備防爆委員会「工場電気設備防爆指針」(ガス蒸気防爆2006)
- ・公益社団法人 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」
(JACA No. 11A-2003)
- ・社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2001)
- ・”Fire Dynamics Tools(FDTs): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U. S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program, “ NUREG-1805, December 2004
- ・IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験
- ・IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験
- ・UL 1581(Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験
- ・発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1-2005/2007) 日本機械学会
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987) 日本電気協会
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 (JEAG4601・補1984)
日本電気協会
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版) 日本電気協会

第3-1表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統

- ① 原子炉冷却材圧力バウンダリ
- ② 制御棒カップリング
- ③ 炉心支持構造物
- ④ 燃料集合体（燃料を除く）
- ⑤ 原子炉停止系（制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能））
- ⑥ ほう酸水注入系
- ⑦ 逃がし安全弁
- ⑧ 自動減圧系
- ⑨ 原子炉隔離時冷却系
- ⑩ 残留熱除去系
- ⑪ 低圧炉心スプレイ系
- ⑫ 高圧炉心スプレイ系
- ⑬ 非常用換気空調系（中央制御室換気空調系含む）
- ⑭ 残留熱除去系海水系
- ⑮ 非常用ディーゼル発電機海水系
- ⑯ 非常用所内電源系（非常用ディーゼル発電機、非常用交流電源系を含む）
- ⑰ 直流電源系
- ⑱ 制御室外原子炉停止装置
- ⑲ 事故時監視計器の一部（計測制御系）
- ⑳ 安全保護系

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (1／15)

機能	機器名称
原子炉圧力容器バウンダリ機能	主蒸気内側隔離弁 (A)
	主蒸気内側隔離弁 (B)
	主蒸気内側隔離弁 (C)
	主蒸気内側隔離弁 (D)
	主蒸気外側隔離弁 (A)
	主蒸気外側隔離弁 (B)
	主蒸気外側隔離弁 (C)
	主蒸気外側隔離弁 (D)
	主蒸気ドレンライン内側隔離弁
	主蒸気ドレンライン外側隔離弁
	CUW 吸込ライン内側隔離弁
	CUW 吸込ライン外側隔離弁

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (2/15)

機能	機器名称
過剰反応度の印加防止	制御棒カップリング 制御棒駆動機構カップリング 制御棒駆動機構ラッチ機構
炉心形状の維持	炉心支持構造物 燃料集合体(燃料除く)
	水圧制御ユニット(スクラム弁含む)
原子炉緊急停止, 未臨界維持	ほう酸水注入ポンプ (A) ほう酸水注入ポンプ (B) SLC 爆破弁 (A) SLC 爆破弁 (B) SLC 貯蔵タンク出口弁 (A) SLC 貯蔵タンク出口弁 (B)
原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止/安全弁及び逃がし弁の吹き止まり	主蒸気逃がし安全弁(安全弁開機能)

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (3／15)

機能	機器名称
原子炉停止後の除熱機能	逃がし安全弁(A)
	逃がし安全弁(B) ※ADS
	逃がし安全弁(C) ※ADS
	逃がし安全弁(D)
	逃がし安全弁(E)
	逃がし安全弁(F) ※ADS
	逃がし安全弁(G)
	逃がし安全弁(H) ※ADS
	逃がし安全弁(J)
	逃がし安全弁(K) ※ADS
	逃がし安全弁(L) ※ADS
	逃がし安全弁(M)
	逃がし安全弁(N)
	逃がし安全弁(P)
	逃がし安全弁(R) ※ADS
	逃がし安全弁(S)
	逃がし安全弁(U)
	逃がし安全弁(V)

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (4/15)

機能	機器名称
	RCIC ポンプ
	RCIC タービン
	RCIC CST 水供給弁
	RCIC ホンブ サブ レッシュンブル水供給弁
	RCIC 注入弁
	RCIC ミニフロー弁
	RCIC 油冷却器冷却水供給弁
	RCIC 蒸気供給弁
	RCIC トリップ/スロットル弁
	RCIC ガバナ弁
	RCIC 内側隔離弁
	RCIC 外側隔離弁
	RCIC タービン排気弁
	RCIC バキュームポンプ出口弁
	RCIC 復水ポンプ
	RCIC 真空ポンプ
	RCIC テストバイパス弁
	RCIC 蒸気入口ドレンポート排水弁
	RCIC 真空タンク復水排水第一止め弁
	RCIC 真空タンク復水排水第二止め弁

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (5/15)

機能	機器名称
RHR ポンプ (A)	
RHR ポンプ (B)	
RHR ポンプ (C)	
RHR ポンプ入口弁 (A)	
RHR ポンプ入口弁 (B)	
RHR ポンプ入口弁 (C)	
RHR 注入弁 (A)	
RHR 注入弁 (B)	
RHR 注入弁 (C)	
RHR ミニフロー弁 (A)	
RHR ミニフロー弁 (B)	
RHR ミニフロー弁 (C)	
RHR 系熱交換器 (A)	
RHR 系熱交換器 (B)	

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (6/15)

機能	機器名称
原子炉停止後の除熱機能／炉心冷却機能	RHR テストライン弁 (A)※ ¹
	RHR テストライン弁 (B)※ ¹
	RHR テストライン弁 (C)※ ¹
	RHR 停止時冷却ライン内側隔離弁
	RHR 停止時冷却ライン外側隔離弁
	RHR (A) 停止時冷却ライン入口弁
	RHR (B) 停止時冷却ライン入口弁
	RHR (A) 停止時冷却注入弁※ ²
	RHR (B) 停止時冷却注入弁※ ²
	RHR 熱交換器バイパス弁 (A)
	RHR 熱交換器バイパス弁 (B)
	RHR 格納容器スプレイ弁 (A)
	RHR 格納容器スプレイ弁 (B)
	RHR サプレッションプールスプレイ弁 (A)
	RHR サプレッションプールスプレイ弁 (B)
	RHR 凝縮水ラインドレン弁 (A)
	RHR 凝縮水ラインドレン弁 (B)
	RHR 熱交換器サンプルライン弁 (A)
	RHR 熱交換器サンプルライン弁 (B)
	RHR ヘッドスプレイ隔離弁
	RHR 廃棄物処理系隔離弁
	RHR FCS ライン電動弁 (A)
	RHR FCS ライン電動弁 (B)
	事故時サンプリングライン第一止め弁
	HPCS ポンプ
	HPCS ポンプ入口弁 (CST 側)

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (7/15)

機能	機器名称
炉心冷却機能	HPCS ポンプ入口弁 (S/P 側)
	HPCS 系注入弁
	HPCS 系ミニフロー弁
	HPCS 系 CST テスト弁
	HPCS 系 SUPP. テスト弁
	LPCS ポンプ
	LPCS ポンプ入口弁
	LPCS 系注入弁
	LPCS 系ミニフロー弁
	LPCS 系テスト弁

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (8/15)

機能	機器名称
サポート系 (制御設備)	非常用炉心冷却制御盤
	原子炉制御盤
	原子炉保護系(A)継電器盤
	原子炉保護系(B)継電器盤
	プロセス計装盤
	原子炉廻り温度記録計盤
	プロセス計装盤
	RHR (B) (C) 盤 (区分 II)
	RCIC 盤
	INBOARD リレー盤 (区分 II)
	OUTBOARD リレー盤 (区分 I)
	HPCS 盤
	ADS 盤 (A)
	LPCS, RHR(A) 盤 (区分 I)
	ADS (B) 盤
	LDS 盤 (区分 I)
	RADIATION MON (A) 盤
	RADIATION MON (B) 盤
	LDS (区分 II) 盤
	サプレッションプール水温度監視盤
	ATS RPS CH (A) 盤
	ATS RPS CH (B) 盤
	ATS RPS CH (C) 盤
	ATS RPS CH (D) 盤
	ECCS (区分 I) トリップユニット盤
	ECCS (区分 II) トリップユニット盤
	ECCS (区分 III) トリップユニット盤

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (9/15)

機能	機器名称
サポート系 (制御設備)	所内電源制御盤
	タービン補機盤
	換気制御盤
	SGTS & FRVS (A) 制御盤
	SGTS & FRVS (B) 制御盤
	タービン補機補助継電器盤
	2C 非常用ディーゼル発電機制御盤
	2D 非常用ディーゼル発電機制御盤
	HPCS 非常用ディーゼル発電機制御盤
	RCIC TURBINE CONTROL BOX
	中央制御室外原子炉停止制御盤
	非常用ディーゼル発電設備 (2C)
	非常用ディーゼル発電設備 (2D)
	非常用ディーゼル発電設備 (HPCS)
サポート系 (非常用ディーゼル発電設備(燃料移送系を含む))	燃料ディタンク (2C)
	燃料ディタンク (2D)
	燃料ディタンク (HPCS)
	軽油貯蔵タンク A
	軽油貯蔵タンク B
	燃料移送ポンプ 2C
	燃料移送ポンプ 2D
	燃料移送ポンプ HPCS

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (10／15)

機能	機器名称
サポート系 (非常用交 流電源設 備)	6.9kV SWGR 2C
	6.9kV SWGR 2D
	6.9kV SWGR HPCS
	480V パワーセンタ 2C
	480V パワーセンタ 2D
	MCC 2C-3
	MCC 2C-4
	MCC 2C-5
	MCC 2C-6
	MCC 2C-7
	MCC 2C-8
	MCC 2C-9
	MCC 2D-3
	MCC 2D-4
	MCC 2D-5
	MCC 2D-6
	MCC 2D-7
	MCC 2D-8
	MCC 2D-9
	MCC HPCS
	AC120V バイタル電源装置 (SUPS)
サポート系 (非常用交 流電源設 備)	120/240V 計装用電源母線 盤(2A)
	120/240V 計装用電源母線 盤(2B)
	120/240V 計装用電源盤共 通母線盤
	原子炉保護系 MG セット A
	原子炉保護系 MG セット B
	原子炉保護系電源盤 2A
	原子炉保護系電源盤 2B

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (11／15)

機能	機器名称
サポート系（直流電源設備）	直流 125V 蓄電池 2A
	直流 125V 蓄電池 2B
	直流 125V 蓄電池 HPCS
	直流 125V 充電器 2A
	直流 125V 充電器 2B
	直流 125V 充電器 HPCS
	直流 125V 主母線盤 2A
	直流 125V 主母線盤 2B
	直流 125V 主母線盤 HPCS
	直流 125V MCC 2A-1
	直流 125V MCC 2A-2
	直流 125V 分電盤 2A-1
	直流 125V 分電盤 2A-2
	直流 125V 分電盤 2B-1
	直流 125V 分電盤 2B-2
	直流 125V 分電盤 2A-2-1
	直流 125V 分電盤 2B-2-1
	直流 125V 分電盤 HPCS
	直流 24V 蓄電池 2A-1
	直流 24V 蓄電池 2A-2
	直流 24V 蓄電池 2B-1
	直流 24V 蓄電池 2B-2
	直流 24V 充電器 2A-1
	直流 24V 充電器 2A-2
	直流 24V 充電器 2B-1
	直流 24V 充電器 2B-2
	直流 24V 中性子計測用分電盤 2A
	直流 24V 中性子計測用分電盤 2B

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (12/15)

機能	機器名称
サポート系（非常用補機冷却系）	RHRS ポンプ (A) RHRS ポンプ (B) RHRS ポンプ (C) RHRS ポンプ (D) RHR 熱交換器 (A) 出口弁 RHR 熱交換器 (B) 出口弁 DGSW ポンプ 2C DGSW ポンプ 2D DGSW ポンプ HPCS
サポート系（非常用換気空調系）	MCR 空調機 (A) MCR 空調機 (B) MCR 再循環送風機 (A) MCR 再循環送風機 (B) MCR 空調系排風機 MCR 給気隔離弁 (A) MCR 給気隔離弁 (B) MCR 給気隔離弁 (A) MCR 給気隔離弁 (B) MCR 排気隔離弁 (A) MCR 排気隔離弁 (B) MCR 再循環フィルタ装置 (A) 入口ダンパ MCR 再循環フィルタ装置 (B) 入口ダンパ MCR 給気処理装置 (A) 入口ダンパ MCR 給気処理装置 (B) 入口ダンパ MCR チラー冷却水循環ポンプ (A) MCR チラー冷却水循環ポンプ (B) MCR チラーエニット (A) MCR チラーエニット (B)

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (13/15)

機能	機器名称
サポート系（非常用換気空調系）	MCR 送風機出口温度調節弁 (A)
	MCR 送風機出口温度調節弁 (B)
	DG(2C) 室換気ファン (A)
	DG(2C) 室換気ファン (B)
	DG(2D) 室換気ファン (A)
	DG(2D) 室換気ファン (B)
	DG(HPCS) 室換気ファン (A)
	DG(HPCS) 室換気ファン (B)
	DG(2D) 室外気入口ダンパ
	DG(2D) 室外気入口ダンパ
	DG(HPCS) 室外気入口ダンパ
	DG(HPCS) 室外気入口ダンパ
	DG(2C) 室外気入口ダンパ
	DG(2C) 室外気入口ダンパ
	スイッチギア室空調機 (A)
	スイッチギア室空調機 (B)
	スイッチギア室給気処理装置 (A) 外気入口ダンパ
	スイッチギア室給気処理装置 (B) 外気入口ダンパ
	スイッチギア室給気処理装置 (A) 再循環入口ダンパ
	スイッチギア室給気処理装置 (B) 再循環入口ダンパ
	スイッチギア室チラー冷却水循環ポンプ (A)
	スイッチギア室チラー冷却水循環ポンプ (B)
	スイッチギア室チラーユニット 3A
	スイッチギア室チラーユニット 3B
	スイッチギア室チラーユニット 4A
	スイッチギア室チラーユニット 4B
	スイッチギア室送風機出口温度調節弁 (A)
	スイッチギア室送風機出口温度調節弁 (B)

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (14/15)

機能	機器名称
サポート系(非常用換気空調系)	バッテリ室空調機(A) バッテリ室空調機(B) バッテリ室排気ファン(A) バッテリ室排気ファン(B) バッテリ室排気ファン(A)出口ダンパ バッテリ室排気ファン(B)出口ダンパ HPCS 室空調機 HPCS 室空調機 LPCS 室空調機 RHR (B) 室空調機 RHR (C) 室空調機 RHR (A) 室空調機
プロセス監視	中性子束(A) 中性子束(B) 中性子束(C) 中性子束(D) 中性子束(E) 中性子束(F) 中性子束(G) 中性子束(H) 原子炉圧力 原子炉圧力 原子炉水位 原子炉水位 原子炉水位 原子炉水位 格納容器圧力 (D/W) 格納容器圧力 (D/W) サプレッションチェンバー圧力

第3-2表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための機器リスト (15/15)

機能	機器名称
プロセス 監視	サプレッションチャンバー圧力
	サプレッションプール水位
	サプレッションプール水位
	サプレッションプール水温度
	残留熱除去系系統流量(A)
	残留熱除去系系統流量(B)
	残留熱除去系系統流量(C)
	高圧炉心スプレイ系系統流量
	低圧炉心スプレイ系流量
	原子炉隔離時冷却系系統流量
	残留熱除去海水系系統(A)流量
	残留熱除去海水系系統(B)流量
	ディーゼル発電機海水ポンプ(A)出口 圧力
	ディーゼル発電機海水ポンプ(B)出口 圧力
	ディーゼル発電機海水ポンプ(H)出口 圧力
	非常用母線電圧
	非常用母線電圧
	非常用母線電圧
	安全系直流母線電圧
	安全系直流母線電圧
	安全系直流母線電圧
	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)
	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
	格納容器内水素濃度(A)
	格納容器内水素濃度(B)

第3-3表 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための機器リスト (1/1)

系統又は機器名称	機種
放射性気体廃棄物 処理系	空気作動弁
	配管, 手動弁, 排ガス予熱器, 排ガス再結合器, 排ガス復水器, 排ガス減衰管, 排ガス前置, 後置 フィルタ, 排ガス後置除湿器再生装置, メッシュ フィルタ
	排気筒放射線モニタ
使用済燃料プール	使用済燃料プール(使用済燃料貯蔵ラック含む)
新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫
使用済燃料乾式貯 蔵容器	容器
サプレッション・ プール排水系	配管, 手動弁, サプレッション・プール
	電動弁
復水貯蔵タンク	容器
液体廃棄物処理系 (機器ドレン系)	配管, フィルタ, 脱塩器, タンク
	空気作動弁
液体廃棄物処理系 (床ドレン系)	配管, フィルタ, タンク
	空気作動弁
固体廃棄物処理系	固体廃棄物貯蔵庫(ドラム缶)
給水加熱器保管庫	給水加熱器保管庫(給水加熱器)
セメント混練固化 装置及び雑固体減 容処理設備(液体及 び固体の放射性廃 棄物処理系)	貯蔵容器, 粉碎機, 排出機, 計量機, セメントサイロ, 計量機, 配管, 金属容器
原子炉格納容器	容器
原子炉建屋 原子炉建屋常用換 気空調系隔離弁	建屋
	空気作動弁
原子炉格納容器隔 離弁	空気作動弁, 電動弁
格納容器スプレイ 冷却モード	配管, 電動弁, ポンプ
原子炉建屋ガス処 理系	空気作動弁, 電動弁, 空調機, 乾燥装置, 放射線 モニタ
可燃性ガス濃度制 御系	プロア, 加熱器, 再結合器, 冷却器, セパレータ, 電動弁
非常用補給水系 (残留熱除去系)	配管, ポンプ, 熱交換器, 空気作動弁, 電動弁
放射性気体廃棄物 処理系(オフガス 系)隔離弁	空気作動弁

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (1/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
44	【代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入】 A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能） 制御棒 制御棒駆動機構 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット 制御棒駆動系配管[流路]
44	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制】 A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能） 原子炉再循環ポンプ遮断器手動スイッチ 低速度用電源装置遮断機手動スイッチ
44	【ほう酸水注入系】 ほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンク、ほう酸水注入系配管・弁[流路]
44	【自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇の防止】 自動減圧系の起動阻止スイッチ
45	【高圧代替注水系による原子炉注水】 常設高圧代替注水系ポンプ、高圧代替注水系タービン止め弁、逃がし安全弁（安全弁機能）、高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁[流路]、主蒸気系配管・弁[流路]、原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[流路]、高圧代替注水系（注水系）配管・弁[流路]、高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ[流路]、原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁[流路]
45	【原子炉隔離時冷却系による原子炉注水】 原子炉隔離時冷却系ポンプ、逃がし安全弁（安全弁機能）、原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[流路]、主蒸気系配管・弁[流路]、原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ[流路]
45	【高圧炉心スプレイ系による原子炉注水】 高圧炉心スプレイ系ポンプ、逃がし安全弁（安全弁機能）、高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スページャ[流路]、主蒸気系配管・弁[流路]
45	【ほう酸水注入系】 ほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンク、逃がし安全弁（安全弁機能）、ほう酸水注入系配管・弁[流路]、主蒸気系配管・弁[流路]

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (2/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
46	【逃し安全弁（自動減圧機能）】 逃がし安全弁（自動減圧機能），自動減圧機能用アキュムレータ，主蒸気系配管・クエンチャ[流路]
46	【原子炉減圧の自動化】 過渡時自動減圧機能，逃がし安全弁（自動減圧機能），自動減圧機能用アキュムレータ，主蒸気配管・クエンチャ[流路]
46	【逃がし安全弁機能回復（代替直流電源設備及び逃がし安全弁用可搬型蓄電池設備）】 常設代替直流電源設備 緊急用 125V 系蓄電池 緊急用 125V 主母線盤 可搬型代替交流電源設備 緊急用直流 125V 主母線盤 逃がし安全弁用可搬型蓄電池 自動減圧機能用アキュムレータ 主蒸気系配管・クエンチャ[流路]
46	【逃がし安全弁機能回復（非常用窒素供給系による窒素確保）】 非常用窒素供給系高压窒素ボンベ，逃がし安全弁（自動減圧機能），非常用窒素供給系配管・弁[流路]，自動減圧機能用アキュムレータ[流路]，主蒸気系配管・クエンチャ[流路]
46	【非常用逃がし安全弁駆動系による原子炉の減圧】 非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベ，逃がし安全弁（逃がし弁機能），非常用逃がし安全弁駆動系配管・弁[流路]，主蒸気系配管・クエンチャ[流路]
46	【インターフェースシステム L O C A 隔離弁】 高压炉心スプレイ系注入弁 原子炉隔離時冷却系注入弁 低圧炉心スプレイ系注入弁 残留熱除去系A系注入弁 残留熱除去系B系注入弁 残留熱除去系C系注入弁
47	【低圧代替注水系（常設）による原子炉注水】 【低圧代替注水系（常設）による残存溶融炉心の冷却】 常設低圧代替注水系ポンプ，低圧代替注水系配管・弁[流路]，残留熱除去系C系配管・弁[流路]

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (3/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
47	<p>【低圧代替注水系（可搬型）による原子炉注水】 【低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却】 低圧代替注水系配管・弁[流路]、低圧炉心スプレイ系配管・弁・スパージャ[流路]、残留熱除去系C系配管・弁[流路]</p>
47	<p>【残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉注水】 残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (4/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
47	<p>【残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱】 残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管・弁 [流路]、再循環系配管・弁 [流路]</p>
47	<p>【低圧炉心スプレイ系による原子炉注水】 低圧炉心スプレイ系ポンプ、低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (5/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
47	<p>【代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却】 代替循環冷却系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、代替循環冷却系配管・弁[流路]、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ、ポンプ[流路]</p>
47	<p>【残留熱除去系海水系】 残留熱除去系海水系ポンプ、残留熱除去系海水系ストレーナ、残留熱除去系海水系配管・弁[流路]</p>
47	非常用取水設備

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (6/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
47	<p>【緊急用海水系】</p> <p>緊急用海水ポンプ、緊急用海水系ストレーナ、緊急用海水系配管・弁[流路]、残留熱除去系海水系配管・弁[流路]</p>
48	<p>【格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】</p> <p>フィルタ装置、第一弁（サプレッション・チェンバ側）、第一弁（ドライウェル側）、第二弁、第二弁バイパス弁、第二弁操作室 空気ポンベユニット（空気ポンベ）、遠隔人力操作機構、差圧計、移送ポンプ、不活性ガス系配管・弁[流路]、耐圧強化ペント系配管・弁[流路]、格納容器圧力逃がし装置配管・弁[流路]、窒素供給配管・弁、第二弁操作室空気ポンベユニット（配管・弁）、移送配管・弁、補給水配管・弁</p>
48	<p>【耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】</p> <p>第一弁（サプレッション・チェンバ側）、第一弁（ドライウェル側）、耐圧強化ペント系一次隔離弁、耐圧強化ペント系二次隔離弁、遠隔人力操作機構、不活性ガス系配管・弁[流路]、耐圧強化ペント系配管・弁[流路]、非常用ガス処理系配管・弁[流路]、非常用ガス処理系排気筒、真空破壊弁（S/C→D/W）[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (7/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
48	<p>【残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱】</p> <p>残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]、再循環系配管[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (8/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
48	<p>【残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内の除熱】 残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ [流路]</p>
48	<p>【残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）によるサプレッション・プール水の除熱】 残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (9/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
48	【残留熱除去系海水系による除熱】 残留熱除去系海水ポンプ, 残留熱除去系海水系ストレーナ, 残留熱除去系海水系配管・弁[流路]
48 49 50 54 55	非常用取水設備
48	【緊急用海水系による除熱】 緊急用海水ポンプ, 緊急用海水ストレーナ, 緊急用海水配管, 残留熱除去系海水系配管・弁[流路]
49	【代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却】 常設低圧代替注水系ポンプ, 低圧代替注水系配管・弁[流路], 代替格納容器スプレイ冷却系配管・弁[流路], 残留熱除去系B系配管・弁・スプレイヘッダ[流路]

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (10/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
49	<p>【代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却】 代替格納容器スプレイ冷却系配管・弁[流路]、低压代替注水系配管・弁[流路]、代替燃料プール注水系配管[流路]、残留熱除去系配管・弁・スプレイヘッダ[流路]、ホース[流路]</p>
49	<p>【代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除熱】 代替循環冷却系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、代替循環冷却系配管・弁[流路]、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (11/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
49	<p>【残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内の除熱】 残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ [流路]</p>
49	<p>【残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）によるサプレッション・プール水の除熱】 残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (12/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
49	<p>【緊急用海水系による除熱】 緊急用海水ポンプ, 緊急用海水系ストレーナ, 緊急用海水配管・弁, 残留熱除去系海水系配管・弁[流路]</p>
49	<p>【残留熱除去系海水系による除熱】 残留熱除去系海水ポンプ, 残留熱除去系海水系ストレーナ, 残留熱除去系海水系配管・弁[流路]</p>
50	<p>【格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 フィルタ装置, 第一弁 (サプレッション・チャンバ側), 第一弁 (ドライウェル側), 第二弁, 第二弁バイパス弁, 第二弁操作室 空気ポンベユニット (空気ポンベ), 遠隔人力操作機構, 差圧計, 移送ポンプ, 不活性ガス系配管・弁[流路], 耐圧強化ペント系配管・弁[流路], 格納容器圧力逃がし装置配管・弁[流路], 窒素供給配管・弁, 第二弁操作室空気ポンベユニット (配管・弁), 移送配管・弁, 補給水配管・弁</p>
50	<p>【代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除熱】 代替循環冷却系ポンプ, 残留熱除去系熱交換器, 代替循環冷却系配管・弁[流路], 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (13/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
51	<p>【格納容器下部注水系（常設）によるペデスタル（ドライウェル部）への注水】 常設低圧代替注水系ポンプ、コリウムシールド、低圧代替注水系配管・弁[流路]、格納容器下部注水系配管・弁[流路]</p>
51	<p>【格納容器下部注水系（可搬型）によるペデスタル（ドライウェル部）への注水】 コリウムシールド、低圧代替注水系配管・弁[流路]、代替燃料プール注水系配管[流路]、格納容器下部注水系配管・弁[流路]</p>
51	【溶融炉心の落下遅延及び防止】
52	<p>【格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱】 フィルタ装置、第一弁（サプレッション・チャンバ側）、第一弁（ドライウェル側）、第二弁、第二弁バイパス弁、第二弁操作室 空気ボンベユニット（空気ボンベ）、遠隔人力操作機構、差圧計、移送ポンプ、不活性ガス系配管・弁[流路]、耐圧強化ベント系配管・弁[流路]、格納容器圧力逃がし装置配管・弁[流路]、窒素供給配管・弁、第二弁操作室空気ボンベユニット（配管・弁）、移送配管・弁、補給水配管・弁</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (14/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
52	【格納容器内水素濃度 (SA) 及び格納容器内酸素濃度 (SA) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視】 格納容器内水素濃度 (SA), 格納容器内酸素濃度 (SA)
52	【可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内の不活性化】 不活性ガス系配管・弁, 窒素供給配管・弁
53	【静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制】 静的触媒式水素再結合器, 静的触媒式水素再結合器動作監視装置, 原子炉建屋原子炉棟
53	【原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視】 原子炉建屋水素濃度
53	【原子炉建屋ガス処理系による水素排出】 非常用ガス処理系排風機, 非常用ガス処理系フィルタトレイン, 非常用ガス処理系配管・弁・排気筒[流路], 非常用ガス再循環系排風機, 非常用ガス再循環系フィルタトレイン, 非常用ガス再循環系配管・弁[流路]

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (15/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
54	<p>【常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水】 常設低圧代替注水系ポンプ、低圧代替注水系配管・弁[流路]、代替燃料プール注水系配管・弁[流路]</p>
54	<p>【可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水】 低圧代替注水系配管・弁[流路]、代替燃料プール注水系配管・弁[流路]</p>
54	<p>【可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プールスプレイ】 可搬型スプレイノズル、ホース[流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (16/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
54	<p>【常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系常設スプレイヘッダ】を使用した使用済燃料プールスプレイ】</p> <p>常設低圧代替注水系ポンプ、常設スプレイヘッダ、低圧代替注水系配管・弁[流路]、代替燃料プール注水系配管・弁[流路]</p>
54	<p>【可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）】を使用した使用済燃料プールスプレイ】</p> <p>常設スプレイヘッダ、低圧代替注水系配管・弁[流路]、代替燃料プール注水系配管・弁[流路]</p>
54	<p>【代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却】</p> <p>代替燃料プール冷却系ポンプ、代替燃料プール冷却系熱交換器、緊急用海水ポンプ、緊急用海水系ストレーナ、代替燃料プール冷却系配管・弁[流路]、燃料プール冷却浄化系配管・弁[流路]、スキマサークタンク[流路]、緊急用海水系配管・弁[流路]、残留熱除去系海水系配管・弁[流路]</p>
54	<p>【使用済燃料プールの状態監視】</p> <p>使用済燃料プール水位・温度（SA 広域）</p> <p>使用済燃料プール温度（SA）</p> <p>使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</p> <p>使用済燃料プール監視カメラ</p> <p>（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む）</p>
55	<p>【大気への放射性物質の拡散抑制】</p> <p>SA 用海水ピット</p> <p>海水引込み管</p> <p>SA 用海水ピット取水路</p>
55	<p>【航空機燃料火災への泡消火】</p> <p>SA 用海水ピット</p> <p>海水引込み管</p> <p>SA 用海水ピット取水路</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (17/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
56	<p>【水の供給】 非常用取水設備</p> <p>可搬型設備用軽油タンク</p>
57	<p>【非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電】</p> <p>2 C 非常用ディーゼル発電機 2 D 非常用ディーゼル発電機 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ 軽油貯蔵タンク～2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ流路 [燃料流路] 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ～2 C ディーゼル発電機燃料油ダイタンク流路 [燃料流路] 2 C ディーゼル発電機燃料油ダイタンク～2 C 非常用ディーゼル発電機流路 [燃料流路] 軽油貯蔵タンク～2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ流路 [燃料流路] 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ～2 D ディーゼル発電機燃料油ダイタンク流路 [燃料流路] 2 D ディーゼル発電機燃料油ダイタンク～2 D 非常用ディーゼル発電機流路 [燃料流路] 軽油貯蔵タンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ流路 [燃料流路] 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイタンク流路 [燃料流路] 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイタンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機流路 [燃料流路] 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2 C 非常用ディーゼル発電機 [海水流路] 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2 D 非常用ディーゼル発電機 [海水流路] 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [海水流路] 2 C 非常用ディーゼル発電機～M/C 2 C 電路 [交流電路] 2 D 非常用ディーゼル発電機～M/C 2 D 電路 [交流電路] 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機～M/C H P C S 電路 [交流電路]</p>
57	<p>【常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電】</p> <p>常設代替高压電源装置 軽油貯蔵タンク～常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ流路 [燃料流路] 常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ～常設代替高压電源装置流路 [燃料流路] 常設代替高压電源装置～緊急用断路器電路 [交流電路] 緊急用断路器～緊急用M/C電路 [交流電路] 緊急用M/C～M/C 2 C 電路 [交流電路] 緊急用M/C～M/C 2 D 電路 [交流電路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (18/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
57	<p>【可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電】</p> <p>可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）～P/C 2 C電路 [交流電路] 可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）～P/C 2 D電路 [交流電路] 可搬型代替低圧電源車接続盤（東側）～P/C 2 C電路 [交流電路] 可搬型代替低圧電源車接続盤（東側）～P/C 2 D電路 [交流電路]</p>
57	<p>【所内常設代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電】</p> <p>125V系蓄電池A系, 125V系蓄電池B系 125V系蓄電池H P C S系 中性子モニタ用蓄電池A系, 中性子モニタ用蓄電池B系 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 [直流電路] 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 [直流電路] 125V系蓄電池H P C S系～直流125V主母線盤H P C S系電路 [直流電路] 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V 中性子モニタ用分電盤2 A電路 [直流電路] 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V 中性子モニタ用分電盤2 B電路 [直流電路]</p>
57	<p>【可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電】</p> <p>可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）～可搬型整流器電路 [交流電路] 可搬型整流器～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）電路 [直流電路] 可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）～可搬型代替直流電源設備用電源切替盤電路 [直流電路] 可搬型代替低圧電源車接続盤（東側）～可搬型整流器電路 [交流電路] 可搬型整流器～可搬型代替低圧電源車接続盤（東側）電路 [直流電路] 可搬型代替低圧電源車接続盤（東側）～可搬型代替直流電源設備用電源切替盤電路 [直流電路] 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤～直流125V主母線盤2 A電路 [直流電路] 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤～直流125V主母線盤2 B電路 [直流電路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (19/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
57	<p>【常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電】</p> <p>常設代替高压電源装置 緊急用M/C 軽油貯蔵タンク～常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ[燃料流路] 常設代替高压電源装置～緊急用断路器電路[交流電路] 緊急用断路器～緊急用M/C電路[交流電路] 緊急用M/C～緊急用動力変圧器 緊急用動力変圧器～緊急用P/C電路[交流電路] 緊急用P/C～緊急用MC C電路[交流電路] 緊急用MC C～緊急用直流125V充電器電路[交流電路] 緊急用MC C～緊急用電源切替盤電路[交流電路] 緊急用直流125V系充電器～緊急用直流125V主母線盤電路[直流電路] 緊急用直流125V主母線盤～緊急用直流125V計装分電盤電路[直流電路] 緊急用直流125V主母線盤～緊急用直流125VMCC電路[直流電路] 緊急用直流125V計装用分電盤～緊急用電源切替盤電路[直流電路] 緊急用直流125VMCC～緊急用電源切替盤電路[直流電路]</p>
57	<p>【可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電】</p> <p>緊急用P/C 可搬型代替低压電源車接続盤(西側)～緊急用P/C電路[交流電路] 可搬型代替低压電源車接続盤(東側)～緊急用P/C電路[交流電路] 緊急用P/C～緊急用MC C電路[交流電路] 緊急用MC C～緊急用直流125V充電器電路[交流電路] 緊急用MC C～緊急用電源切替盤電路[交流電路] 緊急用直流125V充電器～緊急用直流125V主母線盤電路[直流電路] 緊急用直流125V主母線盤～緊急用直流125VMCC電路[直流電路] 緊急用直流125V主母線盤～緊急用直流125V計装分電盤電路[直流電路] 緊急用直流125VMCC～緊急用電源切替盤電路[直流電路] 緊急用直流125V計装分電盤～緊急用電源切替盤電路[直流電路]</p>
57	<p>【常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電】</p> <p>緊急用125V系蓄電池、緊急用直流125V主母線盤 緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路[直流電路] 緊急用直流125V主母線盤～緊急用直流125VMCC電路[直流電路] 緊急用直流125V主母線盤～緊急用直流125V計装分電盤電路[直流電路] 緊急用直流125VMCC～緊急用電源切替盤電路[直流電路] 緊急用直流125V計装分電盤～緊急用電源切替盤電路[直流電路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (20/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
57	<p>【可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電】</p> <p>緊急用直流 125V 主母線盤</p> <p>可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）～可搬型整流器電路 [交流電路]</p> <p>可搬型整流器～可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)電路 [直流電路]</p> <p>可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)～可搬型代替直流電源設備用電源切替盤電路 [直流電路]</p> <p>可搬型代替低圧電源車接続盤（東側）～可搬型整流器電路 [交流電路]</p> <p>可搬型整流器～可搬型代替低圧電源車接続盤(東側)電路 [直流電路]</p> <p>可搬型代替低圧電源車接続盤(東側)～可搬型代替直流電源設備用電源切替盤電路 [直流電路]</p> <p>可搬型代替直流設備用電源切替盤～緊急用直流 125V 主母線盤電路 [直流電路]</p> <p>緊急用直流 125V 主母線盤～緊急用直流 125VMCC 電路 [直流電路]</p> <p>緊急用直流 125V 主母線盤～緊急用直流 125V 計装分電盤電路 [直流電路]</p> <p>緊急用直流 125VMCC ～緊急用電源切替盤電路 [直流電路]</p> <p>緊急用直流 125V 計装分電盤～緊急用電源切替盤電路 [直流電路]</p>
57	<p>【軽油貯蔵タンクから 2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油】</p> <p>軽油貯蔵タンク、2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p> <p>軽油貯蔵タンク～2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ流路 [燃料流路]</p> <p>2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ～2C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク流路 [燃料流路]</p> <p>2C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク～2C 非常用ディーゼル発電機流路 [燃料流路]</p> <p>軽油貯蔵タンク～2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ流路 [燃料流路]</p> <p>2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ～2D 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク流路 [燃料流路]</p> <p>2D 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク～2D 非常用ディーゼル発電機流路 [燃料流路]</p> <p>軽油貯蔵タンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ流路 [燃料流路]</p> <p>高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク流路 [燃料流路]</p> <p>高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク～高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機流路 [燃料流路]</p>

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (21/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
57	<p>【可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油】</p> <p>可搬型設備用軽油タンク</p>
58	<ul style="list-style-type: none"> ・計装設備 【原子炉格納容器内の温度】 【原子炉圧力容器内の圧力】 【原子炉圧力容器内の水位】 【原子炉圧力容器への注水量】 【原子炉格納容器への注水量】 【原子炉格納容器内の温度】 【原子炉格納容器内の圧力】 【原子炉格納容器内の水位】 【原子炉格納容器内の水素濃度】 【原子炉格納容器内放射線量率】 【未臨界の維持又は監視】 【最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置、代替循環冷却系、残留熱除去系、耐圧強化ベント系）】 【格納容器バイパスの監視】 【水源の確保】 【原子炉建屋内の水素濃度】 【原子炉格納容器内の酸素濃度】 【使用済燃料プールの監視】 【発電所内の通信連絡】 【必要な情報の把握】 【その他】

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (22/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
59	【可搬型照明 (SA) による居住性の確保】 可搬型照明 (SA)
59	【中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保】 中央制御室, 中央制御室遮蔽, 中央制御室換気系空気調和機ファン, 中央制御室換気系フィルタ系ファン, 中央制御室換気系給排気隔離弁, 中央制御室換気系排煙装置隔離弁, 中央制御室換気系ダクト・ダンパー, 中央制御室換気系フィルタユニット, 非常用ガス再循環系排風機, 非常ガス再循環系配管・弁・フィルタトレイン, 非常用ガス処理系排風機, 非常用ガス処理系配管・弁・フィルタトレイン, 非常用ガス処理系排気筒, プローアウトパネル, プローアウトパネル閉止装置, 原子炉建屋原子炉棟
59	【中央制御室退避室による居住性の確保】 中央制御室退避室, 中央制御室待避室遮蔽, 中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ), 中央制御室退避室空気ポンベユニット(配管・弁), 差圧計, 衛星電話設備(可搬型)(待避室), 衛星制御装置, データ表示装置(待避室)
59	【酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保】 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計
59	【汚染の持ち込み防止】 可搬型照明 (SA)
60	【可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定】 可搬型モニタリング・ポスト
60	【可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラー, NaIシンチレーションサーベイメータ, β線サーベイメータ, ZnSシンチレーションサーベイメータ
60	【可搬型放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラー, NaIシンチレーションサーベイメータ, β線サーベイメータ, ZnSシンチレーションサーベイメータ, 電離箱サーベイメータ
60	【可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定】 可搬型気象観測設備

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (23/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
61	【必要な情報の把握】 安全パラメータ表示システム (SPDS) 無線通信装置
61	【通信連絡】 無線連絡設備 (携帯型) 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型) 携行型有線通話装置 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 データ伝送設備
61	【緊急時対策所用代替電源設備による給電】 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用M/C電圧計 緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用M/C電路 緊急時対策所用M/C～動力変圧器電路 動力変圧器～緊急時対策所用P/C電路 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用MC C電路 緊急時対策所用MC C～緊急時対策所用分電盤電路 緊急時対策所用 125V系蓄電池～緊急時対策所用直流 125V主母線盤電路 緊急時対策所用直流 125V主母線盤～緊急時対策所用 125V分電盤電路 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機流路
61	【緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護】 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 緊急時対策所加圧設備, 緊急時対策所加圧設備配管・弁, 緊急時対策所用差圧計
61	【緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定】 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計
61	【放射線量の測定】 可搬型モニタリング・ポスト 緊急時対策所エリアモニタ

第3-4表 重大事故等対処施設の機器リスト (24/24)

関連 条文	【系統機能】 主要設備
62	<p>【発電所内の通信連絡】</p> <p>携行型有線通話装置 無線連絡設備（携帯型） 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 安全パラメータ表示システム（S P D S） 専用接続箱～専用接続箱電路[伝送路] 無線通信装置[伝送路]</p>
62	<p>【発電所外（社内外）の通信連絡】</p> <p>衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 データ伝送装置</p>

4. 火災発生防止

発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、以下に示す対策を講じる。

4.1 項では、発電用原子炉施設の火災発生防止として実施する発火性又は引火性物質を内包する設備、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、発火源、水素並びに過電流による過熱防止に対する対策について説明するとともに、放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の火災発生防止対策について説明する。

4.2 項では、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、原則、不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計であることを説明する。

4.3 項では、落雷、地震等の自然現象に対しても、火災の発生防止対策を講じることを説明する。

4.1 発電用原子炉施設の火災発生防止について

(1) 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策

発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、発火性又は引火性物質を内包する設備又はこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して、漏えい防止及び拡大の防止、配置上の考慮、換気、防爆及び貯蔵のそれぞれを考えた火災の発生防止対策を講じる。

発火性又は引火性物質は、火災区域又は火災区画にある消防法で危険物として定められる潤滑油又は燃料油並びに高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス、空調用冷媒等のうち可燃性である水素を選定する。

以下、a. 項において、潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策、b. 項において、水素を内包する設備に対する火災の発生防止対策について説明する。

a. 潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策

(a) 潤滑油又は燃料油の漏えい及び拡大防止対策

潤滑油又は燃料油を内包する設備（以下「油内包設備」という。）は、溶接構造、シール構造の採用により、油の漏えいを防止する。

油内包設備は漏えい油を全量回収する構造である堰により、油内包設備の漏えい油の拡大を防止する。（第4-1図）

(b) 油内包設備の配置上の考慮

火災区域内に設置する油内包設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、油内包設備の火災による影響を軽減するために、壁等の設置又は離隔を確保する配置上の考慮を行う設計とする。

(c) 油内包設備を設置する火災区域の換気

潤滑油又は燃料油は、設備の外部へ漏えいした場合に可燃性蒸気となって爆発性雰囲気を形成しないよう、油内包設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とする。

したがって、油内包設備を設置する火災区域では、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。

油内包設備がある火災区域における換気を、第4-1表に示す。

(d) 潤滑油又は燃料油の防爆対策

潤滑油又は燃料油は、本項(c)に示すとおり、設備の外部へ漏えいしても爆発性雰囲気を形成するおそれはない。

したがって、油内包設備を設置する火災区域では、可燃性蒸気の着火源防止対策として用いる防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。

(e) 潤滑油又は燃料油の貯蔵

潤滑油又は燃料油の貯蔵設備とは、潤滑油又は燃料油を補給するためにこれらを貯蔵する設備のことであり、非常用ディーゼル発電機、常設代替高圧電源装置、緊急時対策所用非常用発電機へ燃料を補給するための軽油貯蔵タンク、燃料ディタンク、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用燃料油サービスタンク及び可搬型重大事故等対処設備等へ燃料を補給するための可搬設備用軽油タンクがある。

これらの設備は、以下のとおり、運転に必要な量にとどめて貯蔵する。

イ. 軽油貯蔵タンクは、非常用ディーゼル発電機2台及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機1台を7日間連続運転するために必要な量を考慮するとともに、全交流電源喪失を想定し、常設代替高圧電源装置(2台)の運転も考慮した必要量(5台合計で約756m³)を貯蔵するため、約400m³/基のタンクを2基(2基合計約800m³)設置する設計とする。

ロ. 燃料ディタンクは、タンク容量(約14m³(HPCS系は約7m³))に対して、非常用ディーゼル発電機を8時間連続運転するために必要な量(約11.5m³(HPCS系は約6.5m³))を考慮し、貯蔵量が約12.1m³~12.8m³(HPCS系は約6.8m³~7.2m³)になるように管理する。

ハ. 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、緊急時対策所用発電機2台を7日間連続運転するために必要な量(約140m³)に対し、約75m³/基のタンクを2基(2基合計約150m³)設置する設計とする。

ニ. 緊急時対策所用燃料油サービスタンクは、タンク容量(約0.65m³/基)に対して、発電機を1.5時間連続運転するために必要な量(約0.6m³/基)を確保するように管理する。

ホ. 可搬設備用軽油タンクは、可搬型設備を7日間連続運転するために必要な量(約189m³)に対し、約30m³/基のタンクを7基(7基合計約210m³)設置する設計とする。

b. 水素等を内包する設備に対する火災の発生防止対策

(a) 水素の漏えい及び拡大防止対策

水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備は、溶接構造、ペローズ等によって、水素の漏えい及び拡大防止対策を講じる。

以下に示す水素ボンベは、ボンベ使用時に職員がボンベ元弁を開弁し通常時は元弁を閉弁する運用とし、火災防護計画に定め管理することにより、水素の漏えい及び拡大防止対策を講じる。

イ. 格納容器内雰囲気監視系校正用ボンベ

(b) 水素の漏えい検知

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

気体廃棄物処理設備は、設備内の水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計するが、設備内の水素濃度については中央制御室にて常時監視できる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。

発電機水素ガス冷却設備は、水素消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度及び圧力を中央制御室にて常時監視できる設計とし、発電機内の水素純度や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。

(c) 水素を内包する設備の配置上の考慮

火災区域内に設置する水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、水素を内包する設備の火災による影響を軽減するために、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。

(d) 水素を内包する設備がある火災区域の換気

水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備及び水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう、以下に示す多重化した空調機器による機械換気を行う設計とする。（第4-2表）

イ. 蓄電池

安全機能を有する蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、非常用電源から給電されるバッテリー室排風機による機械換気を行う設計とする。

それ以外の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は、タービン建屋換気系送風機・排風機により機械換気を行う設計とし、異常時に送排風機が停止した場合は、送排風機が復帰するまでの間は蓄電池に充電しない運用とする。

蓄電池室には、蓄電池充電時に水素が発生することから、発火源となる直流開閉装置やインバータを設置しない設計とする。

ロ. 気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備

気体廃棄物処理設備は、空気抽出器より抽出された水素と酸素の混合状態が燃焼限界濃度とならないよう、排ガス再結合器によって設備内の水素濃度が燃焼限界濃度である4vol%以下となるよう設計する。加えて、気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備を設置する火災区域又は火災区画は、常用電源から給電されるタービン建屋送風機・排風機により機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

ハ. 水素ボンベ

格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は、原子炉建屋送風機・排風機による機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

(e) 水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策

水素を内包する設備は、本項の(a)及び(d)に示す漏えい及び拡大防止対策並びに換気を行うことから、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第69条及び「工場電気設備防爆指針」に示される爆発性雰囲気とならない。

したがって、水素を内包する設備を設置する火災区域等では、防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。

なお、電気設備の必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第10条、第11条に基づく接地を施す。

(f) 水素の貯蔵

水素を貯蔵する水素ボンベは、運転に必要な量にとどめるために、必要な本数のみを貯蔵することを火災防護計画にて定める。

(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策

火災区域は、以下に示すとおり、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を高所に排出するための設備、電気及び計装品の防爆型の採用並びに静電気を除去する装置の設置等、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策は不要である。

a. 可燃性の蒸気

油内包設備を設置する火災区域は、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点が室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気を発生するおそれはない。

火災区域において有機溶剤を使用する場合は、建屋の送排風機による機械

換気を行うとともに、使用する有機溶剤の種類等に応じ、有機溶剤を使用する場所の局所排気によっても、有機溶剤の滞留を防止する。

このため、引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画にて定め、管理する。

b. 可燃性の微粉

火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような可燃性の微粉を発生する常設設備はないことから、可燃性の微粉が発生するおそれはない。

「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画にて定め、管理する。

(3) 発火源への対策

火災区域は、以下に示すとおり、火花を発生する設備や高温の設備等、発火源となる設備を設置しない設計とし、設置を行う場合は、火災の発生防止を行う対策を行う設計とする。

a. 発電用原子炉施設における火花を発生する設備としては、直流電動機及びディーゼル発電機のブラシがあるが、これら設備の火花を発生する部分は金属製の可燃性の本体内に収納し、火花が設備外部に出ない構造とし、火花の発生防止を行う設計とする。

b. 発電用原子炉施設には、高温となる設備があるが、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。

(4) 過電流による過熱防止対策

発電用原子炉施設内の電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱や焼損を防止するために、保護継電器及び遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。

(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

原子炉施設は、以下に示すとおり、放射線分解、充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止対策を行う設計とする。

a. 充電時の蓄電池から発生する水素については、「(1)b.(d) 水素を内包する設備がある火災区画の換気」に示す換気により、蓄積防止対策を行う設計とする。

b. 放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画における水素の蓄積防止対策としては、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス（水素ガス・酸素ガス）蓄積防止に係るガイドライン（平成17年10月）」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する設計とする。

(6) 放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の火災の発生防止対策

放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の火災の発生防止として、放射性物質の崩壊熱を考慮した火災の発生防止対策並びに放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタを密閉した金属製のタンク又は容器内に貯蔵する対策が必要である。

放射性物質を処理する設備としては、気体、液体及び固体廃棄物処理設備が該当するが、これら設備で処理する廃棄物には、火災発生の考慮が必要な崩壊熱を有する放射性物質はない。

放射性廃棄物貯蔵設備である使用済樹脂貯蔵タンクは、放射性物質を液体に浸した状態で貯蔵し、固体廃棄物貯蔵庫は、ドラム缶等の不燃材料である金属製の容器に収納した状態で貯蔵するため、火災発生の考慮が必要な崩壊熱を有する放射性物質はない。

また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、火災防護計画にドラム缶や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。

(7) 電気室の目的外使用の禁止

電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め、管理する。

4.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用について

火災の発生を防止するため、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、以下に示すとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。

以下、(1)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用する場合の設計、(2)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、(3)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合の設計について説明する。

(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

a. 主要な構造材

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダ

クト, トレイ, 電線管, 盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は, 火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し, 以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。

- (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料
- (b) ステンレス鋼, 低合金鋼, 炭素鋼等の不燃性である金属材料

b. 保温材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は, 以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。

- (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料
- (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料

c. 建屋内装材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は, 以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし, 中央制御室等の床材は, 以下の(b)項を満たす防炎物品を使用する設計とする。

- (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料
- (b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品

d. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには, 以下の燃焼試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。

(a) 自己消火性

第4-3表に示すとおり, バーナによりケーブルを燃焼させ, 残炎による燃焼が60秒を超えない等の判定基準にて自己消火性を確認するUL1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1垂直燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し, 判定基準を満足することを確認する。

(b) 延焼性

イ. ケーブル（光ファイバケーブルを除く）

第4-4表に示すとおり, バーナによりケーブルを燃焼させ, 自己消火時のケーブルのシース及び絶縁体の最大損傷距離が1,800mm未満であること等の判定基準にて延焼性を確認するIEEE Std 383-1974垂直トレイ燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し, 判定基準を満足することを確認する。

ロ. 光ファイバケーブル

第4-5表に示すとおり, バーナによりケーブルを燃焼させ, 自己消

火時のケーブルのシース及び絶縁体の最大損傷距離が1,500mm未満であること等の判定基準にて延焼性を確認する IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験に定められる試験方法により燃焼試験を実施し、判定基準を満足することを確認する。

e. 換気空調設備のフィルタ

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、以下のいずれか満足することを確認した難燃性フィルタを使用する設計とする。

(a) JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）

(b) JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会））

f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断器を使用する設計とする。

(a) 乾式変圧器

(b) ガス遮断器、真空遮断器、気中遮断器

(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用

不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料を使用する場合は、以下のa. 項及びb. 項に示す設計とする。

a. 保温材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材の材料について、不燃材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とする。

(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料と同等以上の性能を有する材料

b. 建屋内装材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とする。

(a) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等以上であることを消防法施行令の防炎防火対象物の指定等の項に示される防炎試験により確認した材料

(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用

不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料の使用が技術上困難な場合は、以下の①項及び②項のいずれかを設計の基本方針とし、具体的な設計について以下のa. 項からc. 項に示す。

- ① 火災防護上重要な機器等の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じる。
- ② 重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる。

a. 主要な構造材

(a) 配管のパッキン類

配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、ステンレス鋼等の不燃性である金属材料で覆われたフランジ等の狭隘部に設置し、直接火炎に晒されることはないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

(b) 金属材料内部の潤滑油

不燃性材料である金属材料のポンプ、弁等の躯体内部に設置する駆動部の潤滑油は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

(c) 金属材料内部の電気配線

不燃性材料である金属材料のポンプ、弁等の躯体内部に設置する駆動部の電気配線は、製造者等により機器本体と電気配線を含めて電気用品としての安全性及び健全性が確認されているため、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

b. 建屋内装材

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材について、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材のうち、管理区域の床や原子炉格納容器内部の床、壁に耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として塗布するコーティング剤については、旧建設省告示1231号第2試験に建築基準法施行令に基づく難燃性が確認された材料を使用し、火災を想定しても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないため、以下を満足する設計とする。

- (a) 使用箇所が不燃材料であるコンクリート表面であること
- (b) 原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことを火災防護計画に定め、管理する。
- c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル
 - (a) 放射線監視設備用ケーブル

放射線監視設備用ケーブルは、微弱電流、微弱パルスを扱うため、自己消火性を確認するUL 1581(Fourth Edition) 1080. VW-1垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験は満足しない。

したがって、他ケーブルへの延焼が発生しないようケーブルトレイではなく、専用の電線管に敷設する。

- (b) 通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブル

通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合、製造者等により機器本体とケーブル（電源アダプタ等を含む。）を含めて電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電話コード等のような機器本体を移動して使用することを考慮して可とう性が求められる場合は、難燃ケーブルを使用することが技術上困難である。

したがって、通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、以下のいずれかを講じることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が延焼することを防止する設計とする。

- イ. 金属製の筐体等に収納する措置
- ロ. 延焼防止材^(注)により保護する措置
- ハ. 専用の電線管に敷設する措置

(注) IEEE Std 383-1974垂直トレイ燃焼試験に合格するシート等を保護対象へ巻き付け延焼を防止するもの

- (4) 難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保するものを使用
 - a. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する非難燃ケー

ブル

火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する非難燃ケーブルは、自己消火性を確認するUL 1581(Fourth Edition)1080.VW-1垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認するIEEESTd 383-1974垂直トレイ燃焼試験は満足しない。

したがって、非難燃ケーブルについては、難燃ケーブルを使用する設計、並びに難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保するため、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持する結束ベルト及びファイアストッパーで固定した複合体を形成する設計とする。

電線管に収納し電線管の両端は、難燃性の耐熱シール材を処置する設計とする。

4.3 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止について

発電用原子炉施設では、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象が想定される。

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、津波、森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に伴う火災により発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、これらの自然現象から防護を行う設計とする。

凍結、降水、積雪、高潮及び生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物の影響については、火災が発生する自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から発電用原子炉施設に到着するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると、火災が発生する自然現象ではない。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策により影響を受けない設計とする。

洪水については、立地的要因により、発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等に影響を与える可能性がないため、火災が発生するおそれはない。

したがって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器においては、落雷、地震、重大事故等対処施設においては、落雷及び地震に加えて、森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に対して、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる。

(1) 落雷による火災の発生防止

発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面からの高さ20mを超える構築物には、建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）（1992年度版）」又は「JIS A 4201 建築物等の雷保護（2003年度版）」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。

送電線については、「4.1(4) 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計とする。

なお、常設代替高压電源装置置場は、落雷による火災発生を防止するため、避雷設備を設置する方針とする。

避雷設備設置箇所は以下のとおり。

- ・タービン建屋（避雷針）
- ・排気筒（避雷針）
- ・廃棄物処理建屋（避雷針）
- ・使用済燃料乾式貯蔵建屋（棟上導体）
- ・固体廃棄物作業建屋（棟上導体）
- ・常設代替高压電源装置置場（避雷針）
- ・緊急時対策所（避雷針）

(2) 地震による火災の発生防止

- a. 火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、解釈に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。
- b. 重体事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、解釈に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。

(3) 森林火災による火災の発生防止

屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とする。

(4) 龍巻（風（台風含む。））による火災の発生防止

- a. 屋外の重大事故等対処施設は、龍巻防護に関する基本方針に基づき設計する龍巻防護対策設備の設置、衝突防止を考慮して実施する燃料油等を内包した車両の飛散防止対策等、常設代替高压電源装置の燃料油等が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。
- b. 常設代替高压電源装置に火災が発生した場合においても、重大事故等に対処する機能を喪失しないよう代替する機能を有する設備と位置的分散を講じる設計とする。

第4-1表 潤滑油又は燃料油を内包する設備のある火災区域等の換気空調設備

「潤滑油」及び「燃料油」を内包する設備がある火災区域又は火災区画	換気空調設備等
原子炉建屋（原子炉棟）	原子炉建屋給排気ファン
原子炉建屋付属棟	原子炉建屋給排気ファン
廃棄物処理棟	ラドウェスト建屋給排気ファン
タービン建屋	タービン建屋給排気ファン ラドウェスト建屋給排気ファン
廃棄物処理建屋	ラドウェスト建屋給排気ファン
非常用ディーゼル発電機室	D/G室ルーフベントファン
軽油貯蔵タンクエリア	自然換気
海水ポンプエリア	自然換気
固体廃棄物貯蔵庫	建屋換気系
固体廃棄物作業建屋	建屋換気系
緊急時対策所発電機室	発電機室送排風機ファン
緊急時対策所用燃料油貯蔵タンクエリア	自然換気
常設代替高圧電源装置置場	自然換気
可搬型設備用軽油タンク室	自然換気
ブローアウトパネル設置エリア	自然換気

第4-2表 水素を内包する設備のある火災区域等の換気空調設備

水素を内包する設備がある火災区域又は火災区画		換気空調設備等		
設備	耐震クラス	設備	供給電源	耐震クラス
常用蓄電池（250V）	C	タービン建屋換気系 送風機、排風機	常用	C
非常用蓄電池（125V, ±24V, HPCS）	S	バッテリー室換気系 送風機、排風機	非常用	S
廃棄物処理建屋 直流125V蓄電池 廃棄物処理建屋 直流48V蓄電池	B	廃棄物処理建屋系 送風機、排風機	常用	B
気体廃棄物処理設備	C	タービン建屋換気系 送風機、排風機	常用	C
発電機水素ガス 冷却設備	C			C
格納容器内雰囲気 監視系校正用ポンベ	C	原子炉建屋換気系 送風機、排風機	常用	C

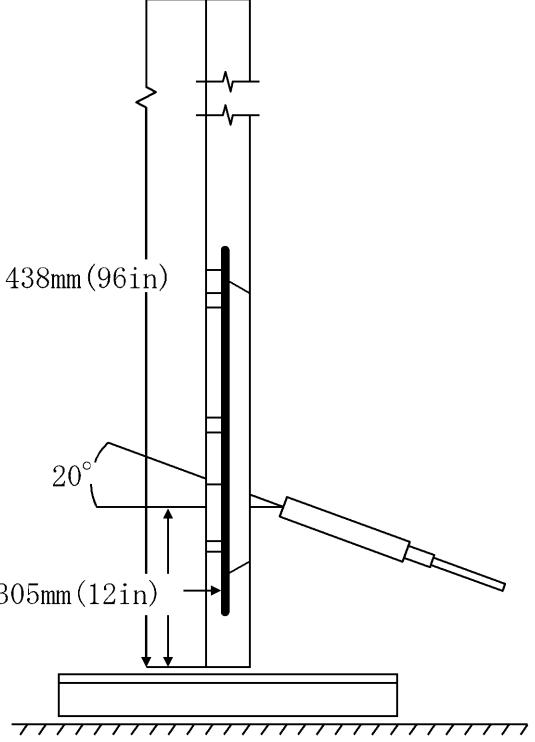
第4-3表 UL1581 (Fourth Edition) 1080.VW-1 垂直燃焼試験の概要

試験装置	<p style="text-align: right;">単位 (mm)</p>
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ・試料を垂直に保持し、20度の角度でバーナの炎をあてる。 ・15秒着火、15秒休止を5回繰り返し、試料の燃焼の程度を確認する。
燃 燃 源	・チリルバーナ
使用燃料	・工業用メタンガス
バーナ熱量	・2.13MJ/h
判定基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 残炎による燃焼が60秒を超えない。 ② 表示旗が25%以上焼損しない。 ③ 落下物によって下に設置した外科用綿が燃焼しない。

第4-4表 IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験の概要

試験装置	<ul style="list-style-type: none"> ケーブル外径の1/2の間隔で敷設幅が150mmとなる本数分を、はしご状の垂直に設置されたトレイに敷設し、トレイの下方に規定のリボンバーナを設置する。 <p>単位 (mm)</p>
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> バーナを点火し、20 分経過後、バーナの燃焼を停止そのまま放置してケーブルの燃焼が自然に停止したならば試験を終了する。
燃 燃 源	・リボンバーナ
バーナ熱量	・70,000BTU/h (約 73.3MJ/h)
使用燃料	・天然ガスもしくはプロパンガス
判定基準	<ol style="list-style-type: none"> バーナを消火後、自己消火した時のケーブルのシース及び絶縁体の最大損傷距離が 1800mm 未満であること。 3 回の試験いずれにおいても、上記を満たすこと。

第4-5表 IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験の概要

試験装置概要		
燃焼室	寸法	2,438×2,438×3,353mm
	壁伝熱性能	6.8W/(m ² K)以下
	換気量	0.65±0.02m ³ /s
	風速	1m/s以下
火源	燃料ガス調質	25°C±5°C Air露点0°C以下
	バーナ角度	20度上向き
試料	プレコンディショニング	18°C以上, 3時間
判定基準	シース損傷距離	1,500mm以下



第 4-1 図 拡大防止対策の例

5. 火災の感知及び消火

火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。

5.1 項では、火災感知設備に関して、5.1.1 項に要求機能及び性能目標、5.1.2 項に機能設計及び5.1.3 項に構造強度設計について説明する。

5.2 項では、消火設備に関して、5.2.1 項に要求機能及び性能目標、5.2.2 項に機能設計、5.2.3 項に構造強度設計及び5.2.4 項に技術基準規則に基づく強度評価について説明する。

5.1 火災感知設備について

火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。

火災感知設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.1.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.1.2 機能設計」と「5.1.3 構造強度設計」において説明する。

5.1.1 要求機能及び性能目標

本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。

(1) 要求機能

火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し早期の火災の感知を行うことが要求される。

火災感知設備は、地震等の自然現象によっても火災感知の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、火災を早期に感知する機能を損なわないことが要求される。

(2) 性能目標

a. 機能設計上の性能目標

火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。

火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。

耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の機能設計を「5.1.2(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。

b. 構造強度上の性能目標

火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持することを構造設計上の性能目標とする。

火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋（原子炉棟）等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。

耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する火災感知設備の電源は、非常用電源から受電する。非常用電源は、耐震Sクラスであるため、その耐震計算の方法及び結果については、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-10-1-7-3「モータコントロールセンタの耐震性についての計算書」示す。

5.1.2 機能設計

本項では、「5.1.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。

(1) 火災感知器

a. 設置条件

火災感知設備のうち火災感知器は、早期に火災を感知するため、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び炎が生じる前に発煙する等の予想される火災の性質を考慮して選定する。

b. 火災感知器の種類

(a) 煙感知器、熱感知器を設置する火災区域又は火災区画（第5-1表）

火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況（温度、煙濃度）を監視し、火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。

また、異なる種類の火災感知器の設置に加え、盤内で火災が発生した場合に早期に火災発生を感知できるよう、「6.2(5) 中央制御室制御盤内の系統分離対策」のb. 項及び「7.2(2) 対処系に单一故障を想定した設計に対する評価」のc. に基づき、安全機能等を有する中央制御室制御盤に高感度煙感知器を設置する設計とする。

(b) (a)項以外の組合せで火災感知器を設置する火災区域又は火災区画（第5-2表）

以下①項から⑤項に示す火災感知器の取付条件により、本項(a)項に示す設計とは異なる火災感知器の組み合わせによって、消防法の設置条件に準じ、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下のイ. 項からヘ. 項において説明する。

- ① 放射線の影響によりアナログ式の火災感知器が故障するおそれがある場所に設置する火災感知器は非アナログ式のものとする。
- ② 屋外に設置する火災感知器は、降雨等の影響を考慮し密閉性を有する非アナログ式の防爆型又は非アナログ式の屋外仕様のものとする。
- ③ 水素の発生する可能性のある建屋内の火災感知器は、万が一の水素濃度の上昇を考慮し、非アナログ式の防爆型とする。
- ④ 燃料が気化する可能性がある燃料貯蔵タンクマンホール内の火災感知器は、燃料が気化することを考慮し、非アナログ式の防爆型とする。
- ⑤ 屋外等の煙や熱が拡散しやすい場所の火災感知器は、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するために、煙及び熱が火災感知器に到達する時間遅れがなく、早期感知の観点で優位性のある非アナログ式の炎感知器を設置する。なお、非アナログ式の炎感知器は、誤作動を防止するため炎特有の性質を検出する赤外線方式を採用し、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとする。

イ. 原子炉建屋オペレーティングフロア

(イ) 火災感知器

- ・アナログ式の光電分離型煙感知器及び非アナログ式の炎感知器

(ロ) 選定理由

原子炉建屋オペレーティングフロアは天井が高く大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。

このため、アナログ式の光電分離型煙感知器と非アナログ式の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。

ロ. 原子炉格納容器

(イ) 火災感知器

- ・アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器

(ロ) 選定理由

運転中の原子炉格納容器は、閉鎖した状態で長期間高温かつ高線量環境となることから、アナログ式の火災感知器が故障する可能性がある。

このため、通常運転中、窒素封入による不活性化により火災が発生する可能性がない期間については、原子炉格納容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とし、プラント停止後に速やかに取り替える設計とする。

ハ. 軽油貯蔵タンク設置区域、可搬型設備用軽油タンク設置区域及び緊急時対策所発電機用燃料油貯蔵タンク設置区域

(イ) 火災感知器

- ・非アナログ式の防爆型の熱感知器と非アナログ式の防爆型の煙感知器

(ロ) 選定理由

熱感知器及び煙感知器は、タンク内部の燃料が気化し、タンクマンホール部へ漏えいすることも考慮し、防爆型とする。

なお、非アナログ式の防爆型の熱感知器は、周囲温度より高い温度で作動するものを設置し、誤作動防止を図る設計とする。

ニ. 海水ポンプエリア、常設代替高圧電源装置置場

(イ) 火災感知器

- ・アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラと非アナログ式の屋外仕様の炎感知器

(ロ) 選定理由

海水ポンプエリア、常設代替高圧電源装置置場の屋外エリアの火災感知器は、屋外に設置するため火災時の煙の拡散、降水等の影響を考慮し、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラと非アナログ式の屋外仕様の炎感知器とする。

なお、アナログ式の熱感知カメラについては、監視範囲内に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する。また、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線)は、感知原理に「赤外線3波長式」を採用するとともに、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する。

ホ. 主蒸気管トンネル室

(イ) 火災感知器

- ・アナログ式の煙吸引式検出設備と非アナログ式の熱感知器

(ロ) 選定理由

放射線量が高い主蒸気管トンネルでは、アナログ式火災感知器の検出部位が放射線の影響を受けて損傷する可能性があるため、煙吸引式検出設備により検出部位を当該エリア外に配置する設計とする。また、放射線の影響を考慮して非アナログ式の熱感知器とする。

ヘ. 蓄電池室

(イ) 火災感知器

- ・非アナログ式の防爆型の煙感知器と非アナログ式の防爆型の熱感知器

(ロ) 選定理由

蓄電池室は、蓄電池の充電中に少量の水素を発生するおそれがあることから、万一の水素濃度の上昇を考慮し、非アナログ式の防爆型とする。

なお、蓄電池室は、蒸気等が充満する場所ではなく、煙感知器の誤作動を防止できる。また、非アナログ式の熱感知器は、蓄電池室の通常温度より高い温度で作動するものを選定する。

(c) 火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画

火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画について以下に示す。

イ. 使用済燃料プール、復水貯蔵タンク、使用済樹脂タンク
使用済燃料プールの側面と底面は、金属に覆われており、プール内は水で満たされていることから、使用済燃料プール内では火災は発生しないため、使用済燃料プールには火災感知器を設置しない設計とする。

ただし、使用済燃料プール周りの火災を感知するために、使用済燃料プールのある原子炉建屋オペレーティングフロアに火災感知器を設置する設計とする。

使用済燃料プール周りで火災が発生しても、使用済燃料プール冷却系ポンプを含む使用済燃料プールの冷却系統は別のフロアに設置されているため、使用済燃料プール周りの火災が使用済燃料プール冷却系統に影響を与えることはなく、また、別フロアに設置する使用済燃料プール冷却系ポンプについては、火災の早期感知のため火災感知器を設置する設計とする。

ロ. 非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室

非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室は、コンクリートで囲われ、発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により不要な可燃物を持ち込まない運用とすることから、火災が発生するおそれはない。

このため、非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室には、火災感知器を設置しない設計とする。

ハ. 原子炉建屋付属棟屋上

原子炉建屋付属棟屋上には、スイッチギア室チラーエニット、バッテリー室送風機等が設置されているが、当該区域は、不要な可燃物を持ち込まない運用とし、チラーエニットは金属等の不燃性材料で構成されていることから、周囲からの火災の影響を受けず、また、周囲への影響も与えない。

このため、原子炉建屋付属棟屋上には、火災感知器を設置しない設計とする。

なお、万一、火災が発生した場合には、中央制御室に機器の異常警報が発報するため、運転員が現場に急行することが可能である。

(2) 火災受信機盤

a. 火災感知設備のうち火災受信機盤は、火災感知設備の作動状況を中央制御室において常時監視できる設計としており、火災が発生していない

平常時には、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。

b. 火災受信機盤は、構成される受信機により、以下の機能を有するよう設計する。

- (a) アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能
- (b) 非アナログ式の防爆型煙感知器、防爆型熱感知器及び炎感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能
- (c) アナログ式の熱感知カメラによる映像監視（熱サーモグラフィ）により、火災発生場所の特定ができる機能
- (d) 非アナログ式の煙吸引式検出設備が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能

(3) 火災感知設備の電源確保

火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有した蓄電池を内蔵する。また、原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源及び緊急用電源からの受電も可能な設計とする。

(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮

火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても機能を保持する設計とする。

a. 火災感知設備は、第5-2表及び第5-3表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。

(a) 消防法の設置条件に準じ、「(1) 火災感知器」に示す範囲の環境条件を考慮して設置する火災感知器と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視等の機能を有する火災受信機盤等により構成する設計とする。

- (b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源及び緊急用電源から受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能とするために必要な容量を有した蓄電池を内蔵する設計とする。
- (c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電気的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能の保持に係る耐震設計については、「5.1.3 構造強度計算」に示す。
- b. 屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が -20°C まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する設計とする。
- c. 屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備も保有し、風水害の影響を受けた場合にも取替えを行うことにより性能を復旧させる。

5.1.3 構造強度設計

火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。

火災感知設備は、「5.1.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標」b. 項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持する設計とする。

火災感知設備のうち耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋（原子炉棟）等にボルトで固定し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持する設計とする。

火災感知設備の耐震評価は、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-1-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定したV-2-別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果をV-2-別添1-2「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-3「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果を別添1-7「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。

5.2 消火設備について

消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の消火を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。

消火設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.2.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.2.2 機能設計」と「5.2.3 構造強度設計」において説明する。

5.2.1 要求機能及び性能目標

本項では、消火設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を（1）項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を（2）項にて定める。

（1） 要求機能

消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、早期の火災の消火を行うことが要求される。

消火設備は、地震等の自然現象によっても消火の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を損なわないことが要求される。

（2） 性能目標

a. 機能設計上の性能目標

消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。

消火設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の消火設備の機能設計を「5.2.2(5) 消火設備の設計」のf. 項に示す。

b. 構造強度上の性能目標

消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを構造設計上の性能目標とする。

消火設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋（原子炉棟）等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的及び動

的機能を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。

耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を消火するハロゲン化物消火設備及び二酸化炭素消火設備の電源は、非常用電源及び緊急用電源から受電する。原子炉コントロールセンタは、耐震Sクラスであるため、その耐震計算の方法及び結果については、V-2「耐震性に関する説明書」のうち「コントロールセンタの耐震計算書」に示す。

クラス3機器である消火設備のうち、使用条件における系統圧力を考慮して選定した消火設備は、技術基準規則第17条1項第3号及び第10号に適合するよう、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。技術基準規則に基づく強度評価を、「5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について」に示す。

5.2.2 機能設計

本項では、「5.2.1 要求機能及び性能目標」で設定している消火設備の機能設計上の性能目標を達成するために、消火設備の機能設計の方針を定める。

火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するためには、消防法に準じて設置する設計とする。(第5-4表)

消火設備の選定は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画と、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画それぞれに対して実施する。

以下、(1)項に示す火災発生時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画は、固定式消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（全域）による消火を基本とする設計とする。

以下、(2)項に示す消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画においては、消防法第21条の2第2項による消火器の設置又は消火栓設備による消火を行う設計とする。

「6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離について」に示す系統分離対策として自動消火設備が必要な火災区域又は火災区画は、ハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とする。

復水貯蔵タンクエリア、使用済燃料プール、使用済樹脂貯蔵タンク室は、火災の発生するおそれがないことから、消火設備を設置しない設計とする。

(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画

本項では、a. 項において、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。

a. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

建屋内の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、基本的に火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難となるものとして選定する。

b. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は以下のいずれかの消火設備を設置する設計とする。

(a) ハロゲン化物自動消火設備(全域)

イ. 消火対象

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画、並びに火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした自動消火設備の設置が必要な火災区域又は火災区画

ロ. 消火設備

第5-1図及び第5-2図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備(全域)を設置する設計とする。

ハ. 警報装置等

ハロゲン化物自動消火設備(全域)は、消火能力を維持するための自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

(b) ハロゲン化物自動消火設備(局所)

イ. 消火対象

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画、並びに火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした自動消火設備の設置が必要な火災区域又は火災区画

ロ. 消火設備

第5-3図及び第5-4図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。

ハ. 警報装置等

ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

(c) 二酸化炭素自動消火設備(全域)

イ. 消火対象

火災発生時の煙の充满等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、燃料油等を多量に貯蔵し、人が常駐する場所ではない火災区域又は火災区画。具体的には非常用ディーゼル発電機室（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室含む）及び各ディタンク室並びに緊急時対策所建屋発電機室

ロ. 消火設備

第5-5図及び第5-6図に示す自動消火設備である二酸化炭素自動消火設備（全域）を設置する設計とする。

ハ. 警報装置等

自動起動については、万一、室内に作業員等がいた場合の人身安全を考慮し、自動起動用に用いる熱感知器及び煙感知器の両方の動作により起動する設計とする。また、二酸化炭素自動消火設備（全域）は、消火能力を維持するための自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

(d) ケーブルトレイ消火設備

イ. 消火対象

火災発生時の煙の充满又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域若しくは火災区画のうち、発泡性耐火被覆又は鉄板で密閉空間としたケーブルトレイ内

ロ. 消火設備

第5-7図に示す自動消火設備であるケーブルトレイ消火設備を設置する設計とする。

ハ. 警報装置等

ケーブルトレイ消火設備は、設備異常の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

(2) 火災発生時の煙の充满等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画

本項では、a. 項において、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。

a. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、以下に示すとおり、煙が大気へ放出される火災区域又は火災区画並びに煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画とする。

(a) 煙が大気へ放出される火災区域又は火災区画

イ. 海水ポンプ室、非常用ディーゼル発電機室ルーフベントファン室、スイッヂギア室チラーユニット、バッテリー室送風機設置区域、常設代替高圧電源装置置場

海水ポンプ室等の火災区域又は火災区画は、火災が発生しても大気開放であり、煙が大気へ放出される

ロ. 軽油貯蔵タンク、可搬型設備用軽油タンク及び緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク

軽油貯蔵タンク等は、地下タンクとして屋外に設置し、火災が発生しても煙が大気へ放出される。

(b) 煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画

イ. 中央制御室

中央制御室床下コンクリートピットを除く中央制御室は、運転員が常駐するため、早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災発生時において煙が充満する前に消火可能である。中央制御室制御盤内は、高感度煙感知器による早期の火災感知により運転員による消火活動が可能であり、火災発生時において煙が充満する前に消火可能である。なお、建築基準法に準拠した容量の排煙設備により煙を排出することも可能である。

ロ. 緊急時対策所

緊急時対策所は、中央制御室と同様に建築基準法に準拠した容量の排煙設備により煙を排出することが可能であり、煙が充満しないため、消火活動が可能である。

ハ. 原子炉格納容器

原子炉格納容器内において、万一、火災が発生した場合でも、原子炉格納容器の空間体積（約9,800m³）に対してページ用排風機

の容量が $16,980\text{m}^3/\text{h}$ であり、煙が充満しないため、消火活動が可能である。

ニ. 原子炉建屋オペレーティングフロア

原子炉建屋オペレーティングフロアは可燃物が少なく大空間となっており、煙が充満しないため、消火活動が可能である。

ホ. 気体廃棄物処理系設備を設置する火災区域又は火災区画

気体廃棄物処理系は、不燃性材料である金属により構成されており、フェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による安全機能への影響は考えにくい。また、放射線モニタ検出器は隣接した検出器間をそれぞれ異なる火災区画に設置する設計とし、火災発生時に同時に監視機能が喪失することを防止する。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことで、煙の発生を抑えることが可能である。

ヘ. 液体廃棄物処理系設備を置する火災区域又は火災区画

液体廃棄物処理系は、不燃性材料である金属により構成されており、フェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による安全機能への影響は考えにくい。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑えることが可能である。

ト. サプレッショント・プール水排水系設備を設置する火災区域又は火災区画

サプレッショント・プール水排水系は、不燃性材料である金属により構成されており、通常時閉状態の隔離弁を多重化して設ける設計とすることにより、火災による安全機能への影響は考えにくい。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑えることが可能である。

チ. 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫は、金属とコンクリートに覆われており火災による安全機能への影響は考えにくい。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑えることが可能である。

リ. 使用済燃料乾式貯蔵建屋

使用済燃料乾式貯蔵建屋は、金属とコンクリートで構築された

建屋であり、火災による安全機能への影響は考えにくい。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑えることが可能である。

ヌ. 固体廃棄物貯蔵庫

固体廃棄物貯蔵庫は、コンクリートで構築された建屋内に設置されており、固体廃棄物は金属製の容器に収められていることから火災による安全機能への影響は考えにくい。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑えることが可能である。

ル. 固体廃棄物作業建屋

固体廃棄物作業建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による安全機能への影響は考えにくい。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑えることが可能である。

ヲ. 廃棄物処理建屋

廃棄物処理建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による安全機能への影響は考えにくい。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑えることが可能である。

ワ. 格納容器圧力逃がし装置格納槽

格納容器圧力逃がし装置格納槽は可燃物が少なく、煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域であることから、消火活動が可能である。

b. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

本項(2)のa. 項に示す消火活動が困難とならない(a)項及び(b)項の火災区域又は火災区画は、消防要員等による消火活動を行うために、消火器、消火栓及び移動式消火設備を設置する設計とする。なお、新燃料貯蔵庫は、純水中においても未臨界となるように新燃料を配置する設計とすることから、消火水の流入に対する措置を不要な設計とする。

ただし、以下については、消火対象の特徴を考慮し、以下の消火設備を設置する設計とする。

- (a) 二酸化炭素消火器
- イ. 消火対象
 - 中央制御室制御盤内
 - ロ. 消火設備

中央制御室床下コンクリートピットを除く中央制御室内は、常駐運転員により、持ち込み可能な可搬式の消火器にて消火を行うが、中央制御室制御盤内の火災を考慮し、通常の粉末消火器に加え、電気機器への影響がなく、持ち運び可能な可搬式の二酸化炭素消火器を配備する。

(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針

本項では、火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画である復水貯蔵タンクエリア、使用済燃料プール及び使用済樹脂貯蔵タンク室に対する消火設備の設計方針について説明する。

a. 復水貯蔵タンクエリア

復水貯蔵タンクは、金属等で構成するタンクであり、タンク内は水で満たされていることから、火災の発生するおそれはない。

このため、復水貯蔵タンクエリアには、消火設備を設置しない設計とする。

b. 使用済燃料プール（オペレーティングフロアに含む）

使用済燃料プールは、その側面と底面が金属とコンクリートに覆われており、プール内は水で満たされることから、使用済燃料プール内では火災が発生しないため、使用済燃料プールには消火設備を設置しない設計とする。

使用済燃料プールは、純水中においても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とすることから、消火水の流入に対する措置を不要な設計とする。

c. 使用済樹脂貯蔵タンク室

使用済樹脂貯蔵タンクは金属製であること、タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっており、使用済樹脂貯蔵タンク室は可燃物を置かず発火源がない設計とすることから、火災の発生するおそれはない

このため、使用済樹脂貯蔵タンク室には、消火設備を設置しない設計とする。

(4) 消火設備の破損、誤作動及び誤操作による安全機能への影響評価

本項では、消火設備の破損、誤作動及び誤操作による安全機能等への影響

について説明する。

二酸化炭素は不活性であること、ハロゲン化物は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス消火設備には、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）又は、二酸化炭素自動消火設備（全域）選定する設計とする。

非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機室に設置する二酸化炭素消火設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤の放出を考慮しても機能が喪失しないよう、燃焼用空気は外気から直接、給気を取り入れる設計とする。

消火設備の放水等による溢水は、技術基準規則第12条及び第54条に基づき、原子炉の安全停止に必要な機器等の機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないことを確認する。

(5) 消火設備の設計

本項では、消火設備の設計として、以下のa. 項に消火設備の消火剤の容量、b. 項に消火設備の系統構成、c. 項に消火設備の電源確保、d. 項に消火設備の配置上の考慮、e. 項に消火設備の警報、f. 項に地震等の自然現象に対する考慮について説明するとともに、g. 項に消火設備の設計に係るその他の事項について説明する。

a. 消火設備の消火剤の容量

(a) 想定火災の性質に応じた消火剤の容量

消火設備に必要な消火薬剤の容量については、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、「消防法施行規則」第20条及び試験結果に基づき、二酸化炭素消火設備は、第19条に基づき算出する。また、ケーブルトレイ消火設備は、実証試験により消火性能が確認された消火剤濃度以上となる容量以上を確保するよう設計する。消火剤に水を使用する消火栓の容量は、「(b) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。消火剤の算出については第5-4表に示す。

(b) 消火用水の最大放水量の確保

イ. 原子炉建屋等に消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク、原水タンク及び多目的タンクは、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び消防法施行令第19条（屋外消火栓設備に関する基準）

に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。

なお、屋外消火栓は東海発電所と共に用であるが、東海発電所と同時に火災が発生し、東海発電所における放水を想定しても、十分な量を確保する設計とする。

b. 消火設備の系統構成

(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

イ. 原子炉建屋内等の屋内消火用水系

消火用水供給系の水源は、容量約 $1,500\text{m}^3$ のろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを各1基設置し、多重性を有する設計とする。なお、多目的タンクについては屋外消火用水系と共に用である。

消火用水供給系の消火ポンプは、電動駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの設置により、多様性を有する設計とする。

ディーゼル駆動消火ポンプの内燃機関は、技術基準規則第48条第3項に適合するように設計する。(第5-5表)

ディーゼル駆動消火ポンプは、技術基準規則第48条第3項に適合する設計とする。(第5-5表)

ロ. 屋外消火用水系

消火用水供給系の水源は、容量約 $1,500\text{m}^3$ の多目的タンク1基、容量約 $1,000\text{m}^3$ の原水タンク1基を設置し、多重性を有する設計とする。なお、多目的タンクについては屋内消火用水系と共に用である。

消火用水供給系の消火ポンプは、構内消火用ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの設置により、多様性を有する設計とする。

ディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関は、技術基準規則第48条第3項に適合するように設計する。(第5-5表)

ディーゼル駆動構内消火ポンプは、技術基準規則第48条第3項に適合する設計とする。(第5-5表)

(b) 系統分離に応じた独立性の考慮

原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統分離を行うために設置するハロゲン化物自動消火設備は、以下に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。

- ・ 静的機器は24時間以内の单一故障の想定が不要であることから、静的機器である消火配管は、基準地震動Ssで損傷しないように設計し、

多重化しない設計とする。

- ・動的機器である選択弁等の单一故障を想定して選択弁等は多重化する設計とし、動的機器である容器弁の单一故障を想定して容器弁及びボンベも消火濃度を満足するために必要な本数以上のボンベを設置する設計とする。
- ・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。

重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。

(c) 消火栓の優先供給

消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共に用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。

c. 消火設備の電源確保

ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。

ハロゲン化物消火設備（全域）、ハロゲン化物消火設備（局所）及び二酸化炭素消火設備（全域）は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。

ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備（局所）は、作動に電源が不要な設計とする。

d. 消火設備の配置上の考慮

(a) 火災に対する二次的影響の考慮

ハロゲン化物自動消火設備のボンベ、制御盤は、「消防法施行規則」第20条に従い、消火対象室内には設置せず、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。また、ハロゲン化物自動消火設備は、電気絶縁性の高いハロンを消火剤とし、自動消火による早期消火を可能とすることにより、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼない設計

とする。

ケーブルトレイ消火設備は、電気絶縁性が高いハロゲン化物を消火剤にするとともに、ケーブルトレイ内又は盤内に消火剤をとどめる設計とする。

(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止

管理区域内に放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。

(c) 消火栓の配置

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、「消防法施行令」第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第19条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、原子炉建屋等の屋内は消火栓から半径25mの範囲、屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮して配置する。

e. 消火設備の警報

(a) 消火設備の故障警報

消火ポンプ、ハロゲン化物消火設備及び二酸化炭素消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

消火設備の故障警報が発信した場合には、中央制御室及び必要な現場の制御盤警報を確認し、消火設備に故障が発生している場合には早期に補修を行う。

(b) ハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)の退出警報

ハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、作動前に職員等の退出ができるよう警報を発する設計とする。また、ハロゲン化物自動消火設備(局所)のうち、油内包機器の消火のために設置するものについても、設備作動前に退避警報を発する設計とする。

f. 消火設備の自然現象に対する考慮

消火設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても機能及び性能を保持する設計とする。

(a) 凍結防止対策

屋外消火設備の配管は、保温材により凍結防止対策を実施する。また、凍結を防止するために、屋外消火栓は消火栓内部に水が溜まらない構造とし、通常は排水弁が開となり水が溜まらない状態とし、消火

栓使用時は排水弁が水圧により閉となることにより、放水できる設計とする。

(b) 風水害対策

電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備及び二酸化炭素自動消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。

また、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプを設置しているポンプ室の壁及び扉については、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう浸水対策を実施する。

屋外消火栓は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない機械式を用いる設計とする。

(c) 地震対策

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、第5-6表及び第5-7表に示すとおり、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火する機能を保持するため、以下の設計とする。

イ. 「(5) 消火設備の設計」のa. 項に示す消火剤の容量等、消防法の設置条件に準じて設置する設計とする。

ロ. 「(5) 消火設備の設計」のc. 項に示すとおり、非常用電源及び緊急用電源から受電可能な設計とする。

ハ. 地震時及び地震後においても、火災を早期に消火する電気的機能及び動的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能及び動的機能の保持に係る設計については、「5.2.3 構造強度設計」に示す。

(d) 地盤変位対策

イ. 地震時における地盤変位対策として、屋外消火配管は、地上又はトレーナーに設置し、地震時における地盤変位に対し、配管の自重や内圧、外的荷重を考慮し地盤地下による建屋と周辺地盤との

相対変位を考慮する設計とする。地盤変位対策としては、水消火配管のレイアウト、配管曲げ加工、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。

ロ. 建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を複数個所設置する設計とする。

g. その他

(a) 移動式消火設備の配備

移動式消火設備は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第83条第5号に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（1台）及び水槽付消防自動車（1台）を配備する。

また、消火用水のバックアップラインとして原子炉建屋に設置する給水接続口に水槽付消防自動車の給水口を取り付けることで、各消火栓への給水も可能となる設計とする。

移動式消火設備の仕様を第5-8表に示す。

(b) 消火用の照明器具

屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、現場への移動等の時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮して、12時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

(c) ポンプ室

ポンプ室は、ハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とするが、ハロゲン化物自動消火設備によらない消火活動も考慮し、排煙による消防要員の視界の改善が可能であり、消防要員による運搬が可能な排煙装置を配備する。

(d) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備

使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。

新燃料貯蔵庫は、消火水が噴霧されても臨界とならない設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵設備は、使用済燃料を乾式で貯蔵する密封機能を有する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封入し貯蔵する設計であり、消火水が噴霧されても容器内部に浸入することはない。

5.2.3 構造強度設計

消防設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した消防設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。

消防設備は、「5.2.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標」b. 項で設定している構造強上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持する設計とする。

消防設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の消防設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋（原子炉棟）等にボルトで固定し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的及び動的機能を保持する設計とする。

消防設備の耐震評価は、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-1-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定したV-2-別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、消防設備の耐震評価の方法及び結果をV-2-別添1-4「ハロンボンベ設備の耐震計算書」、別添1-5「選択弁の耐震計算書」、別添1-6「ハロゲン化物制御盤の耐震計算書」及び別添1-7「ハロゲン化物供給配管の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する消防設備の影響評価結果を別添1-8「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。

5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について

クラス3機器である消火設備は、技術基準規則により、クラスに応じた強度を確保することを要求している。

このため、消火設備のうち、その使用条件における系統圧力を考慮して選定して消火水配管（主配管）及びハロゲン化物消火設備の配管は、技術基準規則第17条に基づき強度評価を行う。

消火設備のうち、完成品としてそれぞれ高圧ガス保安法及び消防法の規制をうけるハロゲン化物消火設備の容器（ボンベ）及び消火器は、技術基準規則第17条に規定されるクラス3機器の材料、構造及び強度の規定と、高圧ガス保安法及び消防法の材料、構造及び強度の規定が同等の水準であることを、V-3「強度に関する説明書」において確認する。

燃料タンクを含む消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの内燃機関は、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)b.(a)項に示すとおり、技術基準規則第48条の規定により、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」第25条から第29条に適合する設計とし、同省令第25条に基づく強度評価については、その基本方針と強度評価結果をV-3「強度に関する説明書」に示す。

第5-1表 火災感知器の型式ごとの設置状況について

火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	
一般区域 「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置 ・格納容器圧力逃がし装置格納槽 ・常設代替低圧注水系ポンプ室 ・緊急用海水ポンプエリア	煙感知器 (感度:煙濃度10%)	熱感知器 (感度:温度60~75°C)
蓄電池室、緊急用125V系蓄電池室、非常用125V系蓄電池室等 蓄電池室は万一の水素濃度上昇を考慮 ・軽油貯蔵タンク設置区域、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ室、可搬型設備用軽油タンク、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 万一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成する可能性を考慮	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)
原子炉建屋オペレーティングフロア	防爆型煙感知器 (感度:煙濃度10%)	防爆型熱感知器 (感度:65°C)
	防爆機能を有する火災感知器として煙感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式)
原子炉建屋オペレーティングフロア ・海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置置場(屋外区域)	煙感知器 (感度:煙濃度50%/スパン)	炎感知器 (公称監視距離最大60m以内)
	天井が高く大空間であるため、煙の拡散を考慮し光電式分離型煙感知器を設置(アナログ式)	炎から発生する赤外線の波長を感知する炎感知器を設置(非アナログ式)
	炎感知器 (公称監視距離最大60m以内)	熱感知カメラ (感度:温度80°C)
	炎感知器(赤外線)を設置。 なお、炎感知器(紫外線)は太陽光による誤動作の頻度が高いため設置しない(非アナログ式)	屋外であり煙による火災感知が困難であるため、炎から放射される赤外線エネルギーを感知する熱感知カメラを設置(アナログ式)
原子炉格納容器内	煙感知器 (感度:煙濃度10%)	熱感知器 (感度:温度70~80°C)
	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)
主蒸気管トンネル室(高線量区域)	煙感知器 (感度:煙濃度10%)	熱感知器 (感度:温度70°C~93°C)
	検出器部分を高線量区域外に設置可能な煙吸引式感知器を設置(アナログ式)	放射線の影響を受けにくい非アナログ式の熱感知器を設置(非アナログ式)

第5-2表 火災感知設備耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）

No.	防護対象		火災感知設備		耐震設計の基本方針	備考
	対象設備	耐震クラス	構成品	耐震クラス		
①	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器（ほう酸水ポンプ等）	S	火災感知器 (注1)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	
			火災受信機盤			
②	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器	B	火災感知器 (注2)	C	耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持	
			火災受信機盤			
③	一般エリア	C	火災感知器	C	(注3)	
			火災受信機盤			

(注1) 煙感知器（アナログ）、熱感知器（アナログ）、熱感知器（非アナログ）、防爆型熱感知器（非アナログ）、防爆型煙感知器（非アナログ）、炎感知器（非アナログ）、熱感知カメラ（アナログ）

(注2) 煙感知器（アナログ）、熱感知器（アナログ）

(注3) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

第5-3表 火災感知設備耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）

No.	防護対象		火災感知設備		耐震設計の基本方針	備考
	対象設備		構成品	耐震クラス		
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設（常設代替高圧電源装置等）		火災感知器 (注1)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	
			火災受信機盤			

(注1) 煙感知器（アナログ）、熱感知器（アナログ）、熱感知器（非アナログ）、防爆型熱感知器（非アナログ）、防爆型煙感知器（非アナログ）、炎感知器（非アナログ）、熱感知カメラ（アナログ）

第5-4表 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置
される火災区域（区画）で使用する消火設備

消火設備	消火剤	消火剂量	主な消火対象
全域ハロン 消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域、又は火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域
局所ハロン 消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域、又は火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域
二酸化炭素 消火設備	二酸化炭素	消防法施行規則第19条に基づき、開口部を考慮して算出される量以上	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域
ケーブルトレイ 消火設備	ハロゲン化物 (FK-5-1-12)	4.34kg/m ³ 以上 (防護空間×4.34kg)	発泡性耐火被覆の隔壁又は鉄板を設置するケーブルトレイ内
消火栓	水	130ℓ/min以上（屋内） 350ℓ/min以上（屋外）	全火災区域又は火災区画
消火器	粉末 二酸化炭素	—	

第5-5表 ディーゼル消火ポンプ内燃機関（燃料サービスタンク含む）の
技術基準規則第48条第3項への適合性

要求	内容
技術基準規則 第48条第3項	設計基準対象施設に施設する内燃機関に対して、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第25条から第29条を準用することを要求

発電用火力設備に関する 技術基準を定める省令	内容
(内燃機関等の構造等) 第25条	ディーゼル消火ポンプの内燃機関は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有する設計とする。
(調速装置) 第26条	ディーゼル消火ポンプは、内燃機関に流入する燃料を自動的に調整し、定格負荷を遮断した場合でも非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有する調速装置（ガバナ）を設ける設計とする。
(非常停止装置) 第27条	本条の規定に適合すべき内燃機関は、発電用火力設備の技術基準の解釈第40条第1項において、一般用電気工作物であり、かつ、定格出力500kWを超えるものとされており、ディーゼル消火ポンプの内燃機関は、事業用電気工作物のうち自家用電気工作物であり、また、定格出力も [] であることから、本条文は適用外である。
(過圧防止装置) 第28条	本条の規定に適合すべき内燃機関は、発電用火力設備の技術基準の解釈第41条第2項において、シリンダーの直径が230mmを超えるもの等と示されており、ディーゼル消火ポンプの内燃機関は、本条文は適用外である。
(計測装置) 第29条	ディーゼル消火ポンプの内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設ける設計とする。

第5-6表 消火設備 耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）

No.	防護対象		消火設備				備考
	対象設備	耐震 クラス	消火設備	構成品	耐震 クラス	耐震設計の 基本方針	
①	火災防護上重 要な機器等 (空調機械室 等)	S	全域ハロン 消火設備	ポンベラック	C	基準地震動 Ssによる地 震力に対す る機能保持	
②	火災防護上重 要な機器等 (ほう酸水注 入系ポンプ 等)			容器弁			
				選択弁			
				制御盤			
				ガス供給配管			
③	非常用ディー ゼル発電機	S	二酸化炭素 消火設備	消火ユニット	C	基準地震動 Ssによる地 震力に対す る機能保持	
④	火災防護上重 要な機器等 (ケーブルト レイ等)			ガス供給配管			
				感知チューブ ^(注1)			
⑤	一般エリア	C	ケーブル トレイ 消火設備	消火ユニット	C	基準地震動 Ssによる地 震力に対す る機能保持	
				ガス供給配管			
				感知チューブ ^(注1)			
				電動機駆動消火 ポンプ			
				ディーゼル駆動 消火ポンプ			
			消火栓	ろ過水タンク	(注2)		
				制御盤			
				消火水供給配管			

(注1) ケーブルトレイ消火設備の感知チューブについては、強制的に座屈させた状態の模擬、強制的につぶした状態の模擬を行った後に、漏えい試験を実施し、ガスの漏えいがないことを確認することにより、機能保持を確認する。

(注2) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

第5-7表 消火設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）

No.	防護対象 対象設備	消火設備				備考	
		消火設備	構成品	耐震 クラス	耐震設計の 基本方針		
①	火災防護対策を講じる重大事故等対処施設	全域ハロン消火設備	ポンベラック	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	ほう酸水注入系ポンプ等	
			容器弁				
			選択弁				
			制御盤				
			ガス供給配管				
②		局所ハロン消火設備	消火ユニット	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	ディーゼル発電機	
			ガス供給配管				
③		二酸化炭素消火設備	ポンベラック	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	ディーゼル発電機	
			容器弁				
			選択弁				
			制御盤				
			ガス供給配管				
④		ケーブルトレイ消火設備	消火ユニット	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	ケーブルトレイ	
			ガス供給配管				
			感知チューブ（注1）				
⑤		消火栓	電動機駆動消火ポンプ	C	—		
			ディーゼル駆動消防ポンプ				
			ろ過水タンク				
			制御盤				
			消火水供給配管				

(注1) ケーブルトレイ消火設備の感知チューブについては、強制的に座屈させた状態の模擬、強制的につぶした状態の模擬を行った後に、漏えい試験を実施し、ガスの漏えいがないことを確認することにより、機能保持を確認する。

第5-8表 移動式消火設備の仕様

項目	仕様	
車種	化学消防自動車 I 型	水槽付消防ポンプ車
消火剤 (消火剤の特徴)	水又は泡水溶液	水 (消火剤の確保が容易)
水槽／薬槽容量	1,500ℓ / 300ℓ	2,000ℓ
消火原理	冷却及び窒息	冷却
薬液濃度	3%	—
放水能力	水 : 2.8 m ³ /min以上 (泡消火について、薬液濃度維持 のため0.8 m ³ /min)	2.8 m ³ /min 以上
	0.85MPa	0.7MPa
ホース長	20m×20本	20m×22本
水槽への給水	消火栓 防火水槽 ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	消火栓 防火水槽 ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク
適用法令	消防法	消防法

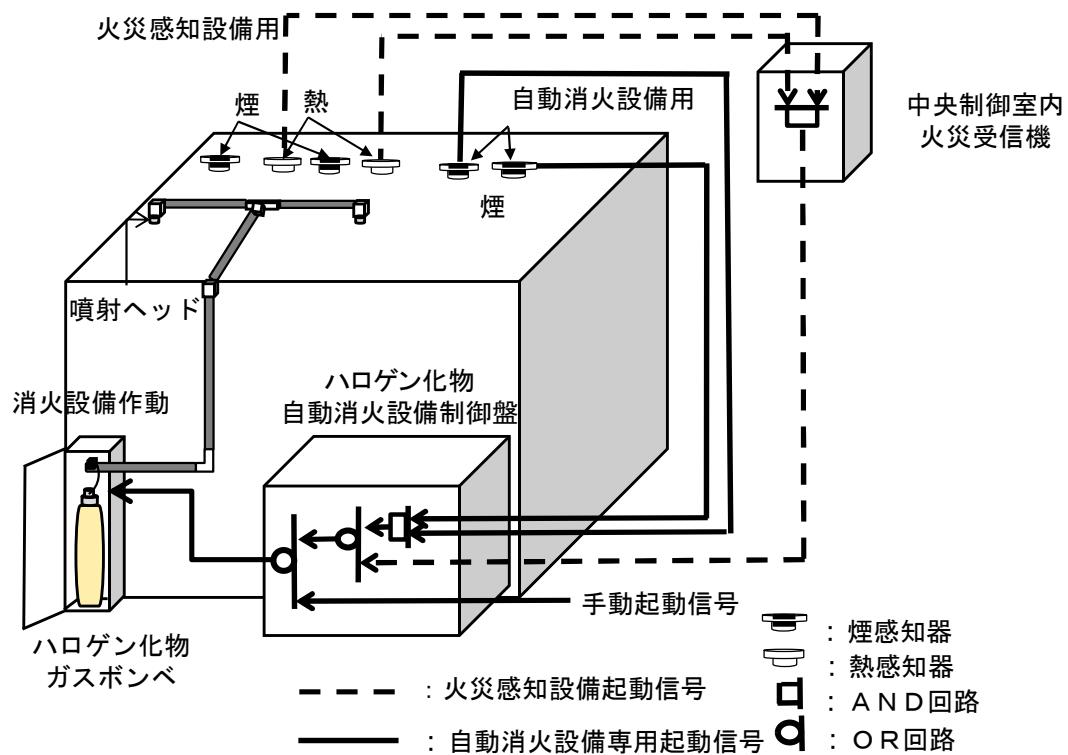
化学消防自動車は、水槽と泡消火薬液槽を有し、水又は泡消火剤とを混合希釈した泡消火により、様々な火災に対応可能である。また、水槽付消防ポンプ車については、大容量の水槽を有していることから、消火用水の確保に優れている。

これらの移動式消火設備は、消火栓や防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約400mの範囲が消火可能である。

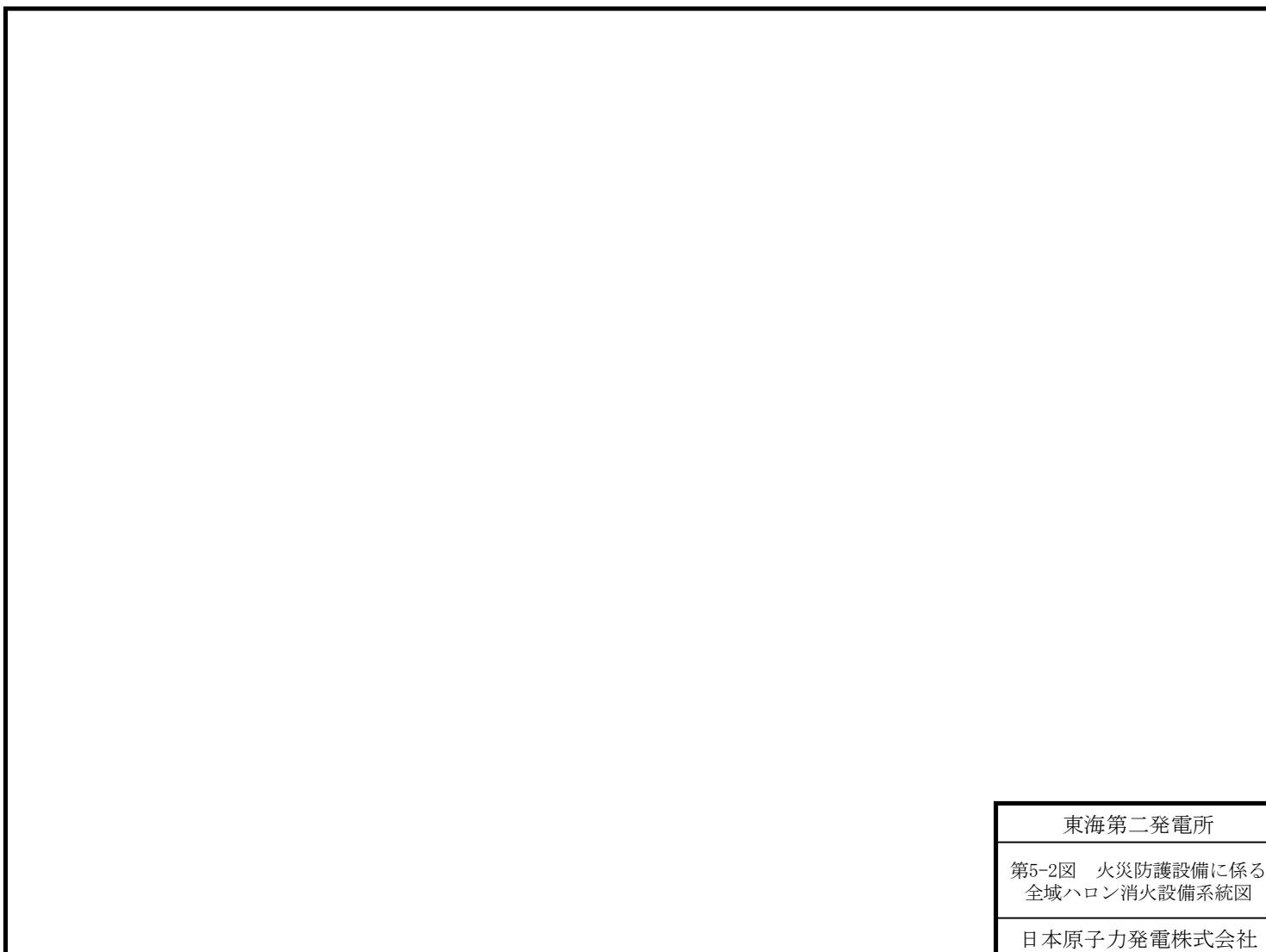
化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ車は、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所の火災に対する自衛消防体制の強化策として要求された2箇所において30分の消火活動に必要な水量に対し、防火水槽も考慮した上で水量を確保でき、また、アクセスルートを考慮し、通行可能な車種を選定する。

全域ハロン消火設備の仕様

項目		仕様
消防剤	消防薬剤	ハロン1301
	消防原理	連鎖反応抑制（負触媒効果）
	消防剤の特徴	設備及び人体に対して無害
消防設備	適用規格	消防法その他関係法令
	火災感知	消防設備作動用の火災感知器 (感知器2系統のAND信号)
	放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）
	消火方式	全域放出方式
	電源	蓄電池を設置
	破損、誤動作、誤操作による影響	電気絶縁性が高く、揮発性の高いハロンは、電気設備及び機械設備に影響を与えない。



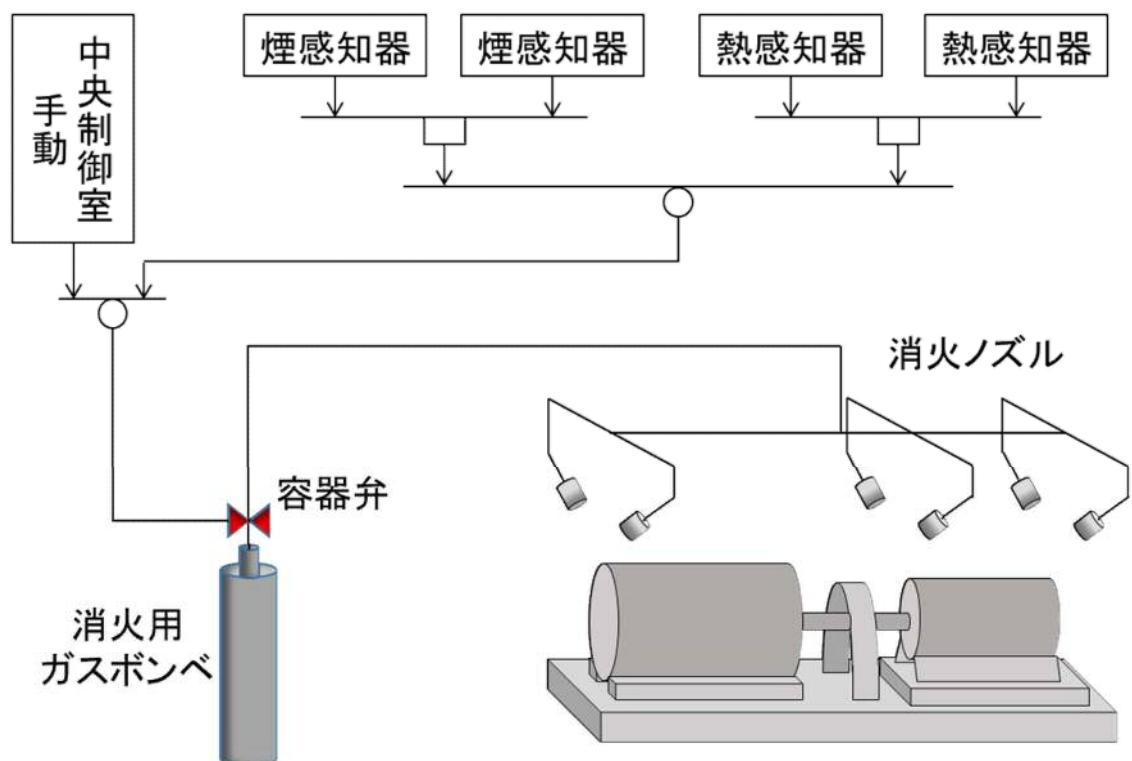
第5-1図 全域ハロン消火設備の概要



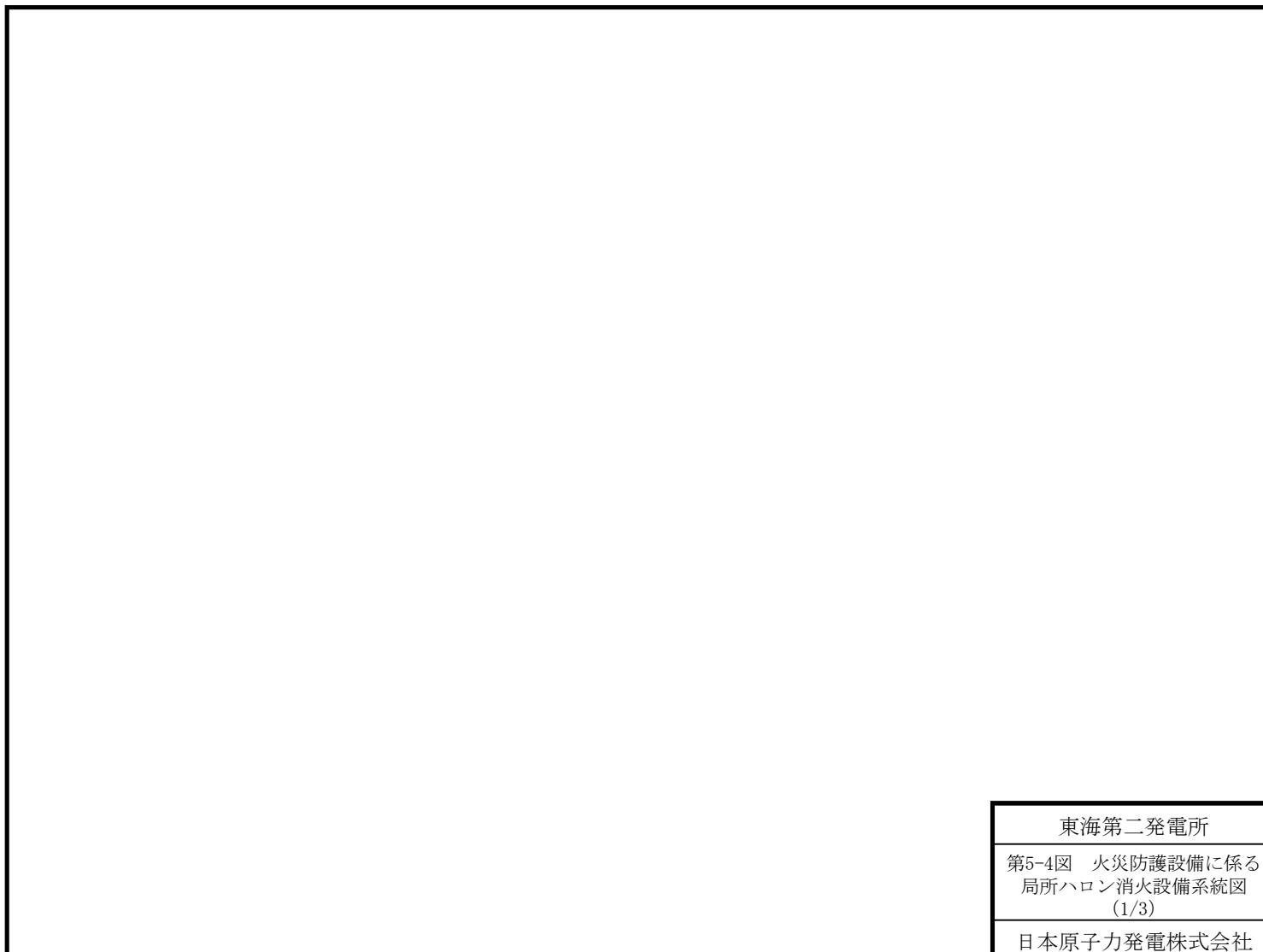
第5-2図 火災防護設備に係る全域ハロン消火設備系統図

局所ハロン消火設備の仕様

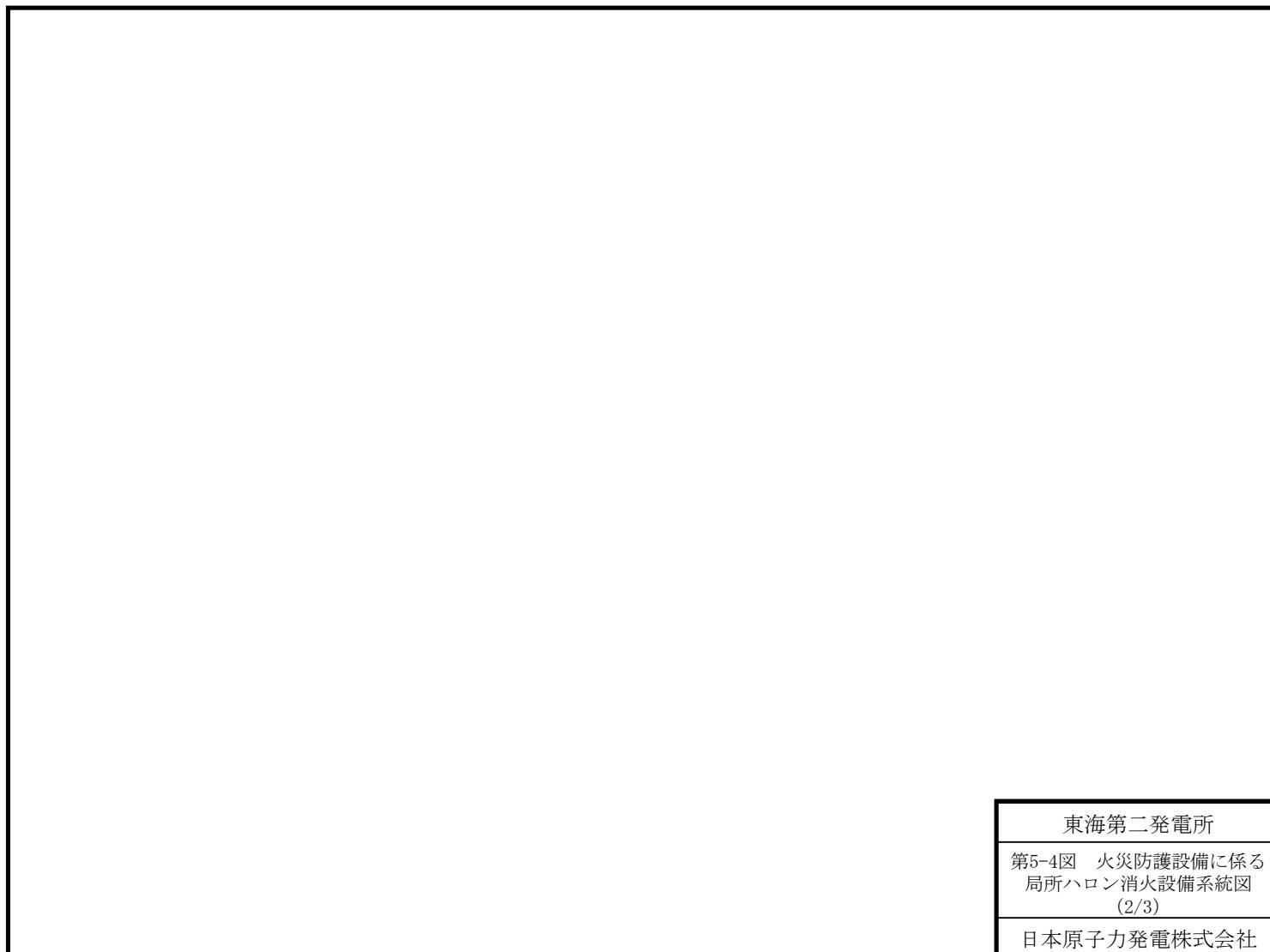
項目	仕様	
消防剤	消火薬剤	ハロン1301
	消火原理	連鎖反応抑制（負触媒効果）
	消火剤の特徴	設備及び人体に対して無害
消防設備	適用規格	消防法その他関係法令
	火災感知	消火設備作動用の火災感知器（感知器2系統のAND信号）
	放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）
	消火方式	局所放出方式
	電源	蓄電池を設置
	破損、誤動作、誤操作による影響	電気絶縁性が高く、揮発性の高いハロンは、電気設備及び機械設備に影響を与えない。



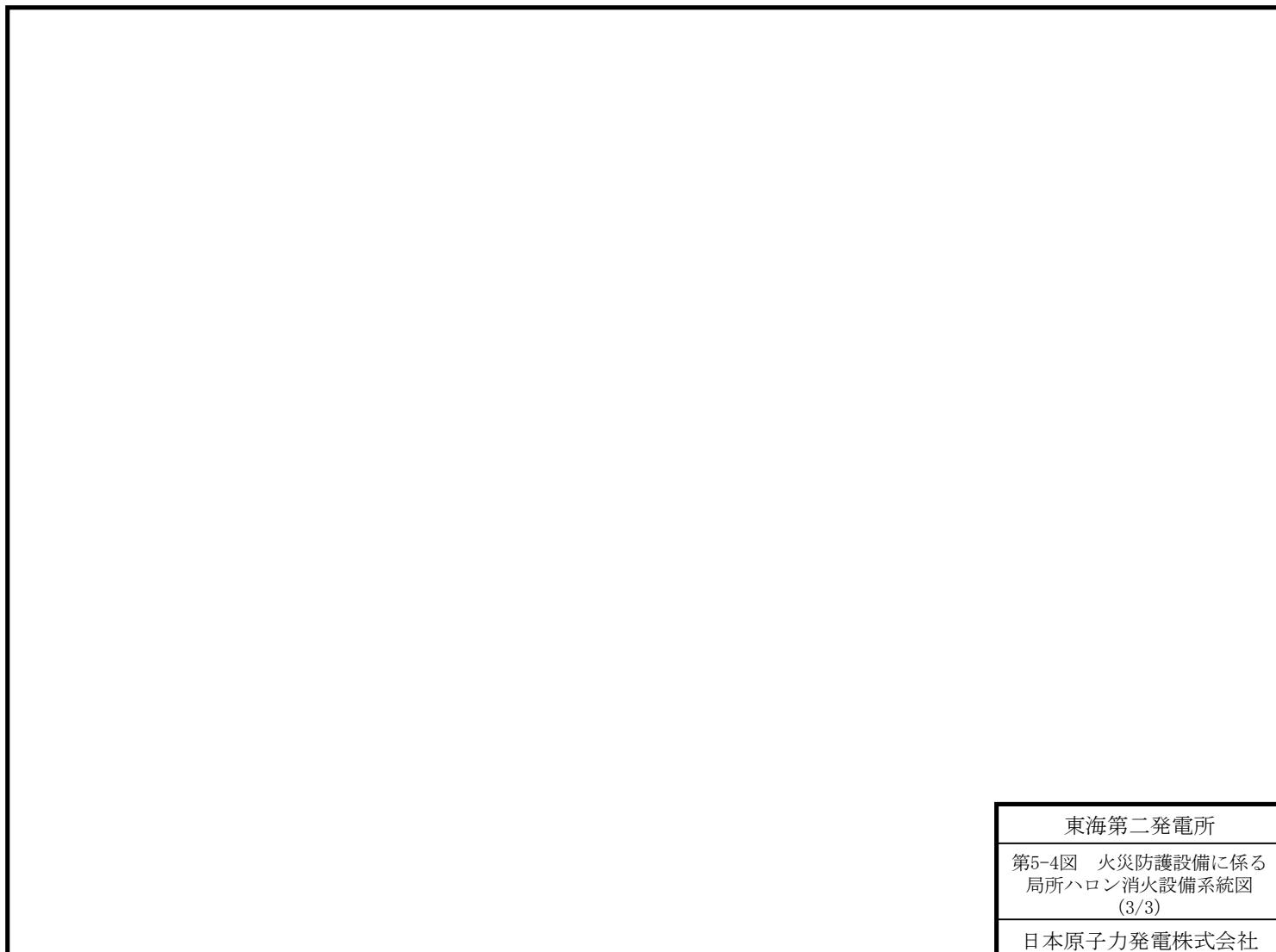
第5-3図 局所ハロン消火設備の概要図



第5-4図 火災防護設備に係る局所ハロン消火設備系統図 (1/3)



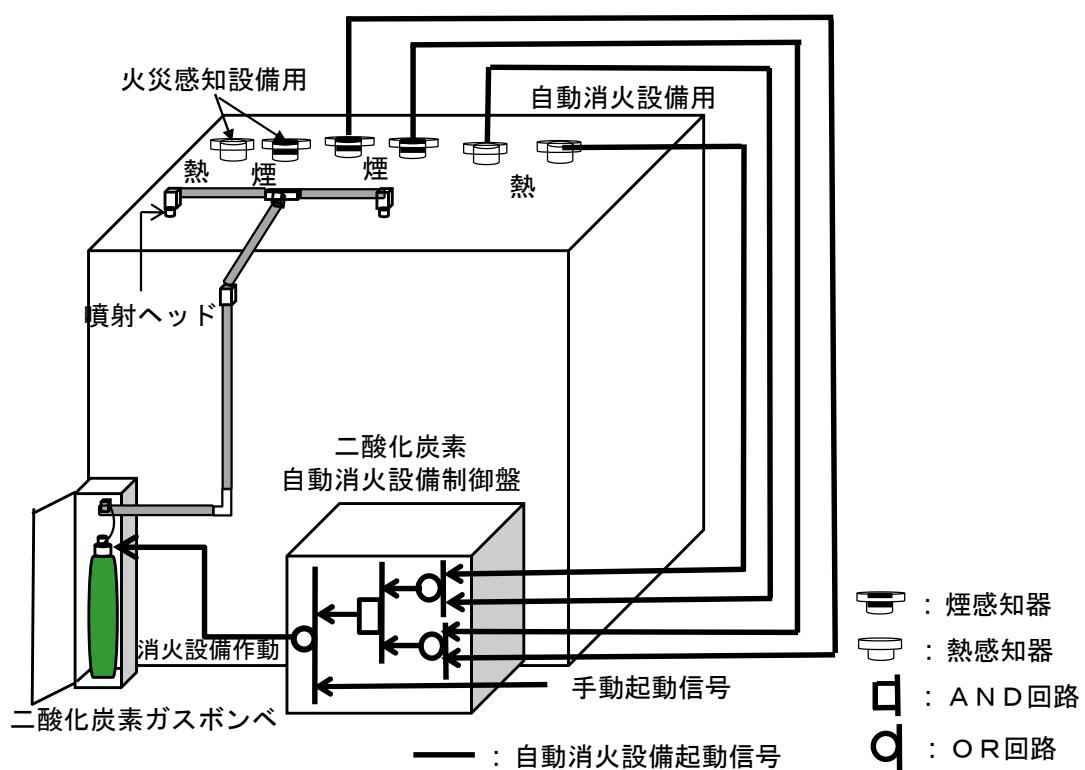
第5-4図 火災防護設備に係る局所ハロン消火設備系統図 (2/3)



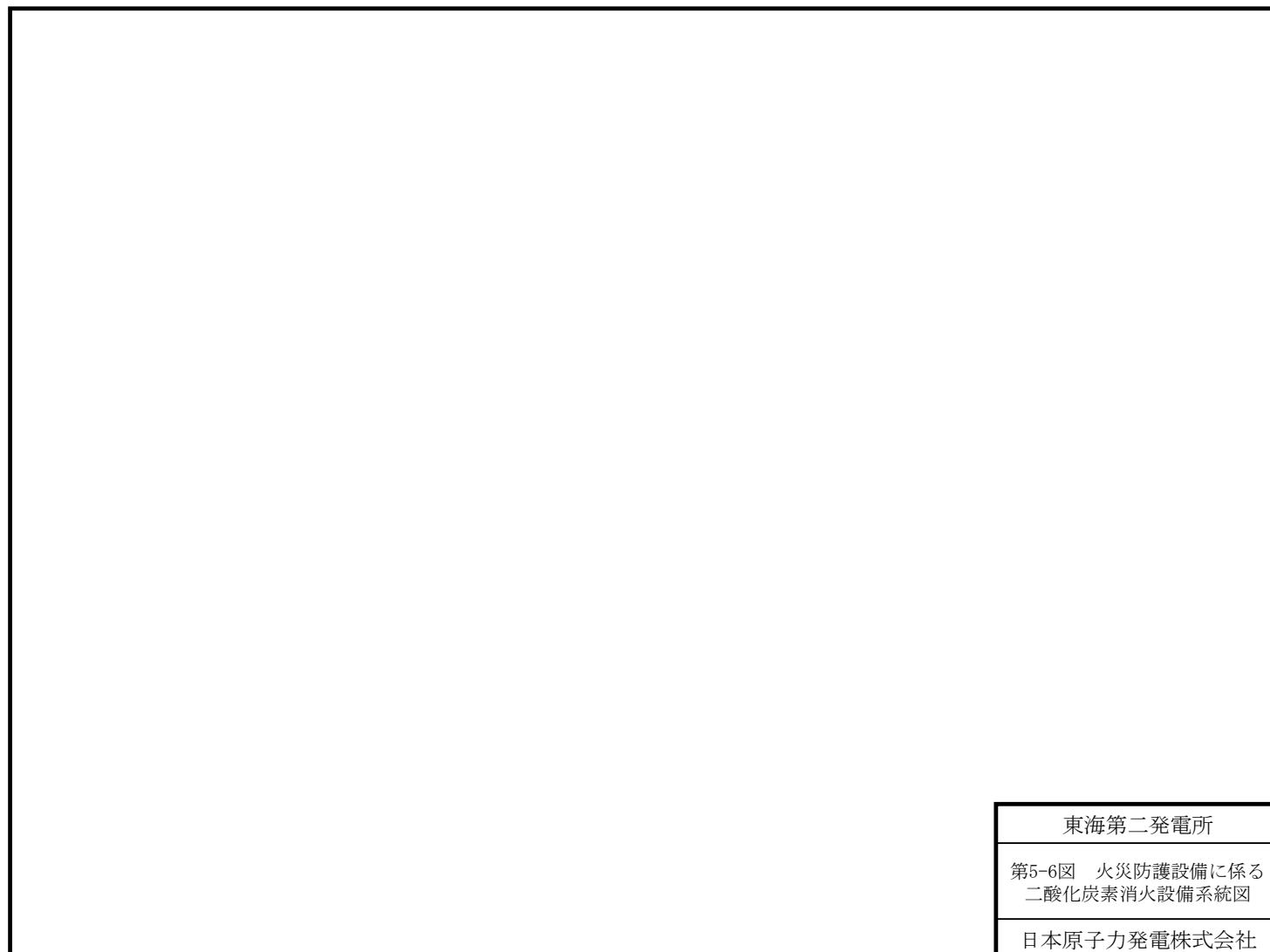
第5-4図 火災防護設備に係る局所ハロン消火設備系統図 (3/3)

二酸化炭素消火設備の仕様

項目		仕様
消火剤	消火薬剤	二酸化炭素
	消火原理	窒息消火
	消火剤の特徴	設備に対して無害
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令
	火災感知	火災感知器（複数の感知器のうち2系統の作動信号）
	放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）
	消火方式	全域放出方式
	電源	蓄電池を設置
	破損、誤動作、誤操作による影響	不活性である二酸化炭素は、電気設備及び機械設備に影響を与えない。



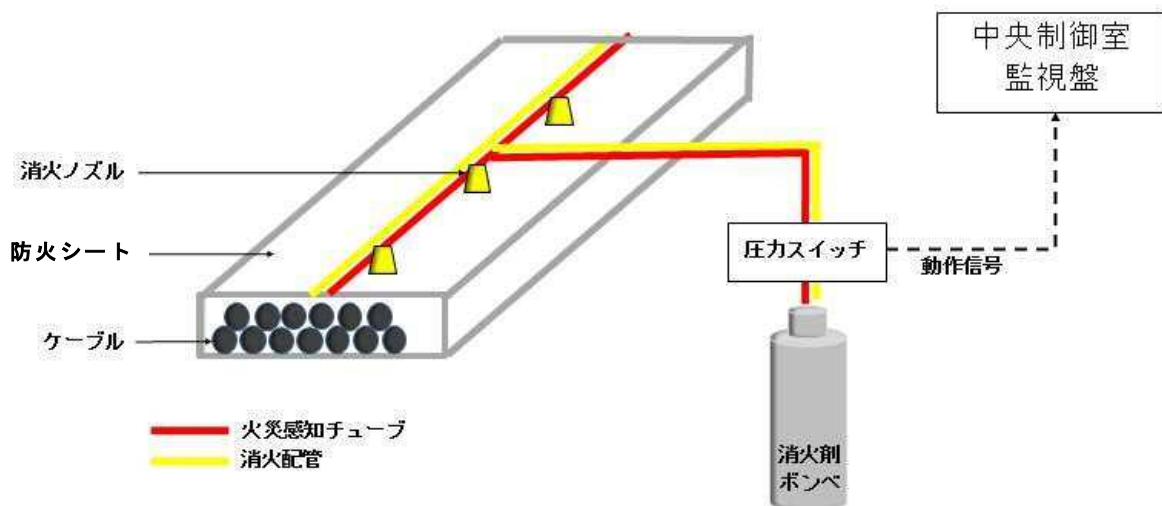
第5-5図 二酸化炭素消火設備の概要



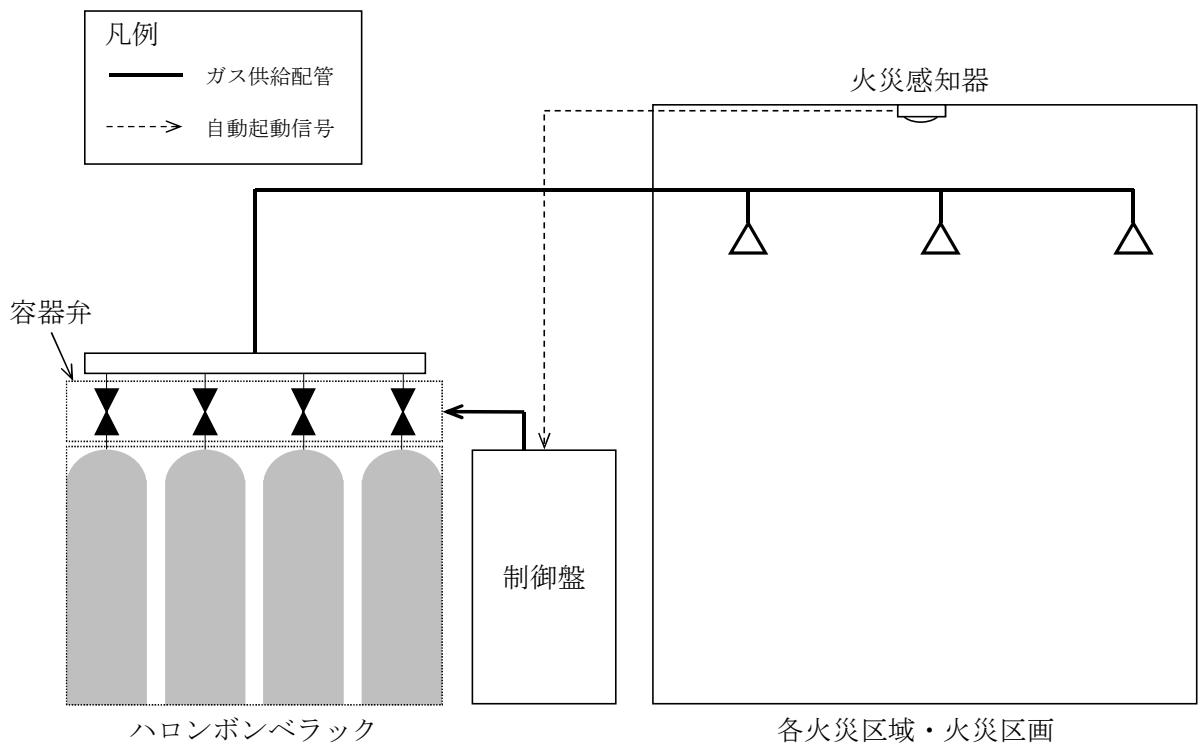
第5-6図 火災防護設備に係る二酸化炭素消火設備系統図

ケーブルトレイ消火設備の仕様

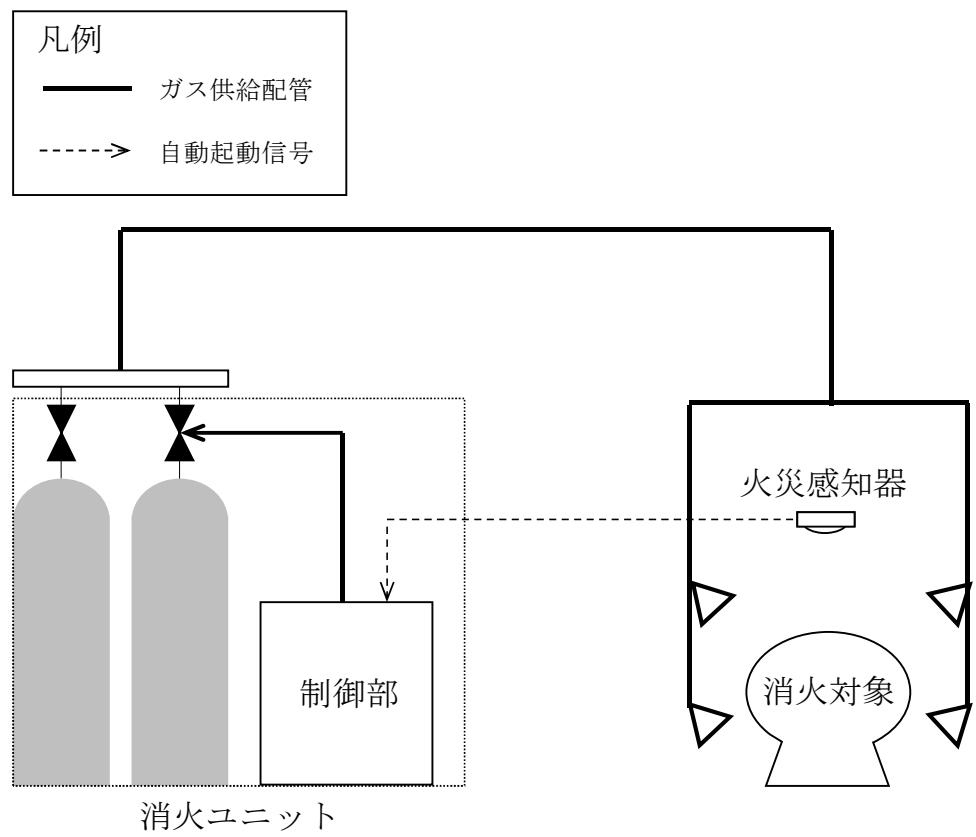
項目	仕様
消火剤	消火薬剤 ハロゲン化物 (FK-5-1-12)
	消火原理 連鎖反応抑制 (負触媒効果)
	消火剤の特徴 設備及び人体に対して無害
消防設備	適用規格 消防法その他関係法令
	火災感知 消火設備作動用の火災感知器 (感知器2系統のAND信号)
	放出方式 自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)
	消火方式 局所放出方式
	電源 蓄電池を設置
	破損、誤動作、誤操作による影響 電気絶縁性が高く、揮発性の高いハロンは、電気設備及び機械設備に影響を与えない。



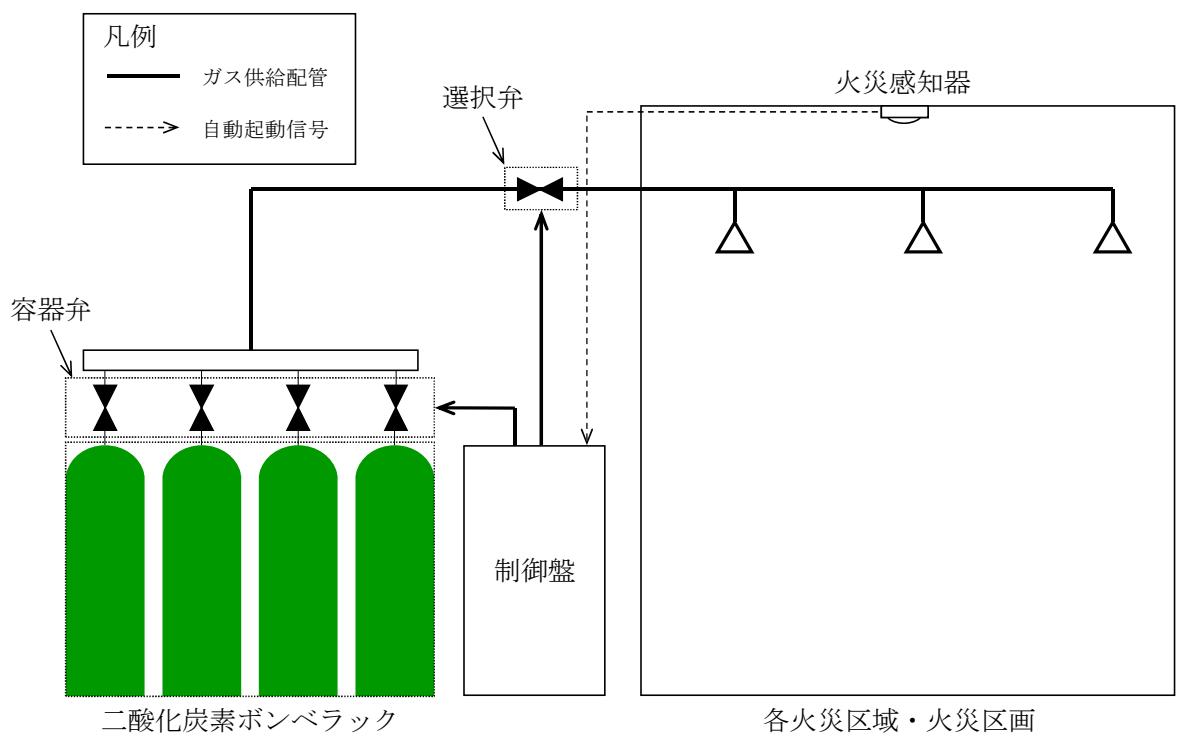
第5-7図 ケーブルトレイ消火設備の概要



第5-8図 全域ハロン消火設備 自動起動信号



第5-9図 局所ハロン消火設備 自動起動信号



6. 火災の影響軽減対策

発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減のための対策を講じる。

6.1項では、原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画内の分離について説明する。

6.2項では、原子炉の安全停止のための火災防護対象機器の選定、火災防護対象機器に対する系統分離対策について説明するとともに、中央制御室制御盤及び原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減についても説明する。

6.3項から6.5項では、換気空調設備、中央制御室、ケーブル処理室、軽油貯蔵タンク及び燃料ディタンクに対する火災の影響軽減対策について説明する。

6.1 火災の影響軽減の対策が必要な火災区域の分離

火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等を含む。）により他の火災区域と分離する。

3時間以上の耐火能力を有する隔壁等により分離されている火災区域又は火災区画の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。

3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）の設計として、耐火性能を以下の文献等又は火災耐久試験にて確認する。

(1) コンクリート壁

3時間の耐火性能に必要なコンクリート壁の最小壁厚は、第6-1表及び第6-2表に示す以下の文献により、保守的に150mm以上の設計とする。

- a. 2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第1433号耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））
- b. 海外規定のNFPAハンドブック

(2) 耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉並びに防火ダンパ

耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ、電線管貫通部、防火扉及び防火ダンパは、以下に示す実証試験にて3時間耐火性能を確認したものを使用する設計とする。

a. 耐火隔壁

(a) 試験方法

建築基準法の規定に準じて第6-1図に示す加熱曲線（IS0834）で3時間加熱する。

(b) 判定基準

第6-3表に示す防火設備性能試験の判定基準をすべて満足する設計とする。

(c) 試験体

第6-4表に示す0.4mm以上の厚さの鉄板の両側に、厚さ約1.5mmの発泡性耐火被覆をそれぞれ3枚施工した試験体とする。

(d) 試験結果

試験結果を第6-5表に示す。

b. 配管貫通部シール

(a) 試験方法

建築基準法の規定に準じて第6-1図に示す加熱曲線（IS0834）で3時間加熱する。

(b) 判定基準

第6-3表に示す防火設備性能試験の判定基準をすべて満足する設計とする。

(c) 試験体

東海第二発電所の配管貫通部の仕様に基づき、第6-6表及び第6-7表に示す配管貫通部とする。

(d) 試験結果

試験結果を第6-7表に示す。

c. ケーブルトレイ及び電線管貫通部

(a) 試験方法

建築基準法の規定に準じて第6-1図に示す加熱曲線（IS0834）で3時間加熱する。

(b) 判定基準

第6-3表に示す防火設備性能試験の判定基準をすべて満足する設計とする。

(c) 試験体

東海第二発電所のケーブルトレイ及び電線管貫通部の仕様を考慮し、それぞれ第6-8表及び第6-9表に示すとおりとする。

(d) 試験結果

試験結果を第6-10表に示す。

d. 防火扉

(a) 試験方法

建築基準法の規定に準じて第6-1図に示す加熱曲線（IS0834）で3時間加熱する。

(b) 判定基準

第6-3表に示す防火設備性能試験の判定基準をすべて満足する設計とする。

(c) 試験体

東海第二発電所の防火扉の仕様を考慮し、第6-11表に示すとおりとする。

(d) 試験結果

試験結果を第6-12表に示す。

e. 防火ダンパ

(a) 試験方法

建築基準法の規定に準じて第6-1図に示す加熱曲線（IS0834）で3時間加熱する。

(b) 判定基準

第6-3表に示す防火設備性能試験の判定基準をすべて満足する設計とする。

(c) 試験体

東海第二発電所の防火ダンパの仕様を考慮し、第6-13表に示すとおりとする。

(d) 試験結果

試験結果を第6-14表に示す。

6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離について

発電用原子炉施設内の火災においても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために、火災防護対象機器等を選定し、それらについて互いの系列間を隔壁又は離隔距離により系統分離する設計とする。

(1) 火災防護対象機器等の選定

a. 原子炉の安全停止に必要な機能の確保

(a) 火災が発生しても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する（以下「原子炉の安全停止」という。）ためには、プロセスを監視しながら原子炉の停止及び冷却が必要であり、このためには、「3.1(1)a. (a) 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統」にて示した機能を確保するための手段（以下「成功パス」という。）を、手動操作に期待しても、少なくとも1つ確保する必要がある。

(b) 成功パスは、以下イからホに示す留意事項を踏まえ、原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統から、安全系の機器を優先し、水源や注入ポンプの組合せを考慮して特定する。

イ. 火災によって金属材料で構成される機器は機械的に損傷しないこと、また、逃がし安全弁の誤開では小規模な原子炉冷却材喪失しか想定されないことから、残留熱除去系（格納容器スプレイモード）は、火災発生時の原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統として特定しない。

ロ. 原子炉の緊急停止機能は、火災によってその機能を失った場合にも、フェイルセーフ機能により、制御棒水圧制御ユニットにより原子炉に制御棒が挿入されることから、火災発生時の原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統として特定しない。

ハ. 同一の機能を有する機器が複数ある場合や他の機器で機能が代

替できる場合は、必要最小限の機器を選択する。

ニ. 火災発生時の原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統から分流が生じ、その機能が阻害されないことを確認するため、トレーン間の隔離弁や他系統との境界を構成する電動弁等は、火災防護対象機器として選定する。

ホ. 火災発生時に原子炉を安全停止できる系統として、主給水系や外部電源系等があるが、これらは常用設備であり、主たる機能を満たすべき運転状態として異常時を考慮した設計としていないため、火災発生時の原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統として期待しない。

b. 火災防護対象機器等の選定

a項で特定した成功パスを構成する機器を火災防護対象機器として選定する。

選定した火災防護対象機器を駆動若しくは制御するケーブル（電気盤や制御盤を含む。）を火災防護対象ケーブルとし、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。

選定した火災防護対象機器のリストを第6-15表に示す。

(2) 相互の系統分離の考え方

火災防護対象機器等におけるその相互の系統分離を行う際には、「3.1(1)a. 原子炉の安全停止に必要な機器等」に示す原子炉の安全停止に必要な全機能に対して、成功パスが少なくとも1つ成立するよう分離する。

(3) 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針

東海第二発電所における系統分離対策は、火災防護対象機器等が設置される火災区域（区画）に対して、(2) 項に示す考え方に基づき、以下のaからcに示すいずれかの方法で実施することを基本方針とする。

- a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁で分離
- b. 互いに相違する系列間の水平距離を6m以上確保し、火災感知設備及び自動消火設備を設置して分離
- c. 互いに相違する系列間を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、火災感知設備及び自動消火設備を設置して分離

ケーブルトレイへの適用を例として、上記aからcの基本方針について以下に説明する。（第6-16表）

上記aに示す系統分離対策は、ケーブルトレイ外及びケーブルトレイ内の火災から火災防護対象ケーブルを防護するため、防護対象のケーブルトレイ全周に3時間以上の耐火能力を有する隔壁の設置によって系統分離対策を行うものである。本系統分離対策は、火災感知設備及び自動消火設備の設置要求がないものの、3時間以上の耐火能力を有する隔壁により、隔壁内部に火災が発生しても隔壁外部へ火災の影響を与えず、また、隔壁等外部に火災が発生しても、隔壁内部は火災の影響を受けない対策である。

上記cに示す系統分離対策は、ケーブルトレイ外及び、ケーブルトレイ内の火災から火災防護対象ケーブルを防護するため、1時間耐火能力を有する隔壁とともに、火災感知設備及び自動消火設備による早期の消火によって系統分離対策を行うものであり、これらの対策により、隔壁内部に火災が発生しても隔壁外部へ火災の影響を与えず、また、隔壁外部に火災が発生しても、隔壁内部は火災の影響を受けない対策である。

上記bに示す系統分離対策は、上記cで示す系統分離対策のうち、1時間耐火能力を有する隔壁の方法を、可燃物が存在しない水平距離6m以上の離隔距離によって分離する方法であり、この離隔距離とともに火災感知設備及び自動消火設備による早期の消火によって、一方の系列の火災防護対象機器等が火災の影響を受けても、他方の系列の火災防護対象機器等は、火災の影響を受けない対策である。

(4) 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策

a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁で分離する場合

「(3) 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」のa項に示す、3時間以上の耐火性能を有する隔壁を以下に示す。

(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁

3時間以上の耐火能力を有する隔壁として、150mm以上の壁厚のコンクリート壁、耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部シール、防火扉及び防火ダンパの設置で分離する設計とする。

(b) 火災耐久試験

火災耐久試験により、3時間以上の耐火能力を有することを確認する。

b. 1時間の耐火能力を有する隔壁で分離する場合

「(3) 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」のc項に示す、1時間の耐火能力を有する隔壁として設置する発泡性耐火被覆を施工した鉄板を以下に示す。

(a) 機器間の分離に使用する場合

1時間の耐火能力を有する隔壁として、以下のイに示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で機器間の系統分離を実施する場合は、以下のロに示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。

イ. 系統分離方法

(イ) 耐火隔壁の仕様

0.4mm以上の厚さの鉄板の両側に、厚さ約1.5mmの発泡性耐火被覆をそれぞれ2枚施工したものを隔壁とし、機器間に設置する設計とする。（第6-4表、第6-5表）

(ロ) 耐火隔壁の寸法

耐火隔壁の寸法は、以下に示す「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「評価ガイド」という。）を参照して求めた高温ガス及び輻射により、互いに相違する系列の火災防護対象機器に同時に火災の影響が及ばないよう設計する。

i. 高温ガス

高温ガスによる火災防護対象機器の損傷の有無を評価するため、耐火隔壁を設置する火災区域文は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災源による

火災が1時間継続した場合の高温ガスの影響範囲の温度を、火災源の発熱速度や火災区域文は火災区画の寸法等を入力とする火災力学ツールFDTs(Fire Dynamics Tools)により求め、火災防護対象機器の損傷温度を超えないことを確認する。

なお、評価に用いる解析コードについては、別紙1「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。

ii. 輻射

輻射は、火災による熱源を中心とし、放射状に輻射熱による影響を及ぼすため、隔壁の高さ及び幅は、以下のとおり設計する。

(i) 耐火隔壁の高さ

隔壁の高さは、輻射の影響を考慮し、火災防護対象機器の火災により発生する火炎からの輻射の影響を考慮し、互いに相違する系列の火災防護対象機器が互いに直視できない高さ以上となるよう設計する。

(ii) 耐火隔壁の幅

隔壁の幅は、接炎による延焼を防止するため、隔壁を跨ぐ可燃物がない範囲に設置するとともに、輻射の影響を考慮し、相違する系列の火災防護対象機器（ドレンリム、オイルパン含む）が互いに直視できない幅以上となるよう設計する。

口. 火災耐久試験

(イ) 試験方法

耐火隔壁近傍での火災を想定し、建築基準法の規定に準じて、第6-1図に示す加熱曲線（IS0834）で1時間加熱し、第6-2図に示す非加熱側より離隔を確保した各温度を測定する。

火災耐久試験の加熱に当たっては、耐火炉の炉内測定温度が、加熱曲線（IS0834）の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。

(ロ) 判定基準

非加熱側より離隔を確保した各点温度を測定計測器の誤差を考慮して測定し、当該機器の最高使用温度を超えないこと。

(ハ) 試験結果

試験結果を第6-3図に示す。

(b) ケーブルトレイの分離に使用する場合

1時間の耐火能力を有する耐火隔壁として、以下のイに示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で、ケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、以下のロに示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。

イ. 系統分離方法

(イ) 0.4mm以上の厚さの鉄板に、4mm以上の空気層を確保して約1.5mmの発泡性耐火被覆を2枚施工したものを、ケーブルトレイ全周に設置する設計とする。（第6-4図）

(ロ) 以下のロに示す火災耐久試験の条件を維持するために、下記事項を火災防護計画に定め、管理する。

- i. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。
- ii. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイが設置される各々の火災区域又は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災源による火災が1時間継続した場合の高温ガス温度をFDTsにより求め、第6-17表に示す火災耐久試験における温度条件を超えないよう火災荷重を制限する。

ロ. 火災耐久試験

(イ) 試験方法

ケーブルトレイが設置される火災区域又は火災区画における火災源の火災を想定し、ケーブルトレイ下面は、建築基準法の規定に準じた第6-1図に示す加熱曲線（IS0834）により加熱し、ケーブルトレイ上面及び側面は、180°Cを下回らない温度により加熱し、第6-4図に示す非加熱側のケーブルトレイ内の温度測定位置の温度を測定する。

火災耐久試験の加熱に当たっては、耐火炉の炉内測定温度が、加熱曲線（IS0834）の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。

(ロ) 判定基準

非加熱側のケーブルトレイ内の温度が、ケーブルの損傷温度（205°C）を超えないこと。

(ハ) 試験結果

試験結果を第6-5図に示す。

(c) コンクリート壁（MCR床下ケーブル用コンクリートピット）

1時間の耐火能力を有する耐火隔壁として、コンクリート壁による方法で機器間の系統分離を実施する場合は、以下の方法により耐火性能を確認した仕様のコンクリート壁で分離する設計とする。

1時間の耐火能力を有するコンクリート壁の最小板厚は、JEAG4607-2010に基づき70mmの設計とする。

コンクリート壁は、火災防護対象機器の火災により発生する火炎からの輻射の影響を考慮し、互に相違する系列の火災防護対象機器間を分離する耐火壁として設置する設計とする。

c. 火感知設備

(a) 系統分離のために設置する自動消火設備を作動させるために、火感知設備を設置する設計とする。

(b) 火感知器は、自動消火設備の誤動作を防止するため、複数の火感知器を設置し、2つの火感知器が作動することにより自動消火設備が動作する設計とする。

d. 自動消火設備

(a) 系統分離のための自動消火設備は、「5.2 消火設備について」のハロゲン化物自動消火設部（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局部）、ケーブルトレイ消火設備及び二酸化炭素自動消火設備（全域）を設置する設計とする。

(b) 自動消火設備は、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)b(b)に示す系統分離に応じた独立性を有する系統構成（第6-6図）とし、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)f(c)に示す火災防護対象機器等の耐震クラスに応じて機能維持できるよう設置する設計とする。

(5) 中央制御室制御盤の系統分離対策

中央制御室制御盤の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。

このため、中央制御室制御盤の火災防護対象機器等は、「(3) 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」に示す対策と同等の系統分離対策を実施するために、以下のaに示す措置を実施するとともに、以下のbに示す系統分離対策を実施する設計とする。

a. 措置

火災により中央制御室制御盤1面の安全機能が喪失しても、原子炉を安全に停止するために必要な運転操作に必要な手順を管理する。

b. 系統分離対策

- (a) 離隔距離等による系統分離及び1時間の耐火能力を有する隔壁等による分離対策

中央制御室制御盤の操作スイッチ及びケーブルは、火災を発生させて近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき、以下に示す分離対策を実施する。

- イ. 安全系異区分が混在する制御盤内にある操作スイッチは、厚さ1.6mm以上の金属製筐体で覆い、さらに、上下方向20mm、左右方向15mm以上の離隔距離を確保する設計とする。
- ロ. 安全系異区分が混在する制御盤内では、区分間に厚さ3.2mm以上の金属製バリアを設置するとともに、盤内配線ダクトの離隔距離を3cm以上確保する設計とする。
- ハ. 安全系異区分が混在する制御盤内にある配線は、金属バリアにより覆う設計とする。
- ニ. ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のデフゼル電線(ETFE)及び難燃ケーブルを使用する設計とする。
- ホ. 中央制御室制御盤は厚さ3.2mm以上の金属製筐体で覆う設計とする。

(b) 火災感知設備

- イ. 火災感知設備として、中央制御室内は煙及び熱感知器を設置し、火災防護対象機器等を収納する中央制御室制御盤内には、火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置する設計とする。

- ロ. 中央制御室制御盤内の火災発生時、常駐する運転員は煙を目視することで火災対象の把握が可能であるが、火災の発生個所の特定が困難な場合も想定し、可搬型のサーモグラフィカメラを中央制御室に配備する設計とする。

(c) 消火設備

中央制御室制御盤内の消火については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器を使用して、運転員による消火を行う。

(6) 中央制御室床下の系統分離対策

- (a) コンクリートピット等による分離対策

中央制御室床下コンクリートピット内には、安全区分の異なるケーブルを敷設しない設計とし、1時間の耐火能力を有するコンクリートピット構造（原子力発電所の火災防護指針JEAG4607-2010[解説4-5]

「耐火壁」(2)仕様)として分離する設計とする。

(b) 火災感知設備

中央制御室床下コンクリートピット内には、中央制御室としての火災感知設備とは別に、固有の信号を発する異なる2種類の火災感知設備として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器を設置する設計とする。

(c) 消火設備

中央制御室床下コンクリートピット内には、ハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。

(7) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策

原子炉格納容器内は、プラント運転中は、窒素が封入され雰囲気が不活性化されていることから、火災の発生は想定されない。一方で、窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止に到達している期間であるが、わずかではあるものの原子炉が低温停止に到達していない期間もあることから以下のとおり影響軽減対策を行う設計とする。

なお、原子炉格納容器内の作業に伴う持込み可燃物については、持込み期間、可燃物量、持込み場所を管理する。また、原子炉格納容器内の油内包機器、分電盤等については、金属製の筐体やケーシングで構成すること、油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とすることによって、火災発生時においても火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルへの火災影響の低減を図る設計とする。

原子炉格納容器内は、機器やケーブル等が密集しており、干渉物が多く、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置や、6m以上の離隔距離の確保、かつ、火災感知設備及び自動消火設備の設置、1時間の耐火能力を有する隔壁等の設置、かつ、火災感知設備及び自動消火設備の設置が困難である。このため、火災防護対象機器及びケーブルについては、金属製の電線管の使用等により火災の影響軽減を行う設計とする。

このため、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に対し、「(3) 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」に示す対策と同等の系統分離対策を実施するために、以下aに示す措置を実施するとともに、以下bに示す系統分離対策を実施する設計とする。

a. 措置

原子炉格納容器内の油内包機器の单一の火災が時間経過とともに徐々に進展した結果、原子炉格納容器内における動的機器の動的機能も徐々に喪失し最終的にすべてが喪失し、空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルの断線によりフェイル動作、電動弁は、モータに接続され

る電源ケーブルの断線により火災発生時の開度を維持するものと想定した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な手順を選定し、管理する措置を行う設計とする。

b. 系統分離対策

(a) 電線管によるケーブルの敷設

原子炉起動中において、原子炉格納容器内のケーブルは、電線管で敷設することにより、火災の影響軽減対策を行う設計とする。この際、電線管の端部には耐火性能有するシール材を充填し、万一、電線管内のケーブルに火災が発生した場合でも延焼を防止する設計とする。

なお、原子炉圧力容器下部に敷設されている起動領域モニタの核計装ケーブルは電線管ではなく露出して敷設するが、難燃ケーブルを使用しており、また、火災の影響軽減の観点から起動領域モニタはチャンネル毎に位置的分散を図って設置する設計とする。

原子炉停止中においても、原子炉起動中と同様の設計とし、制御棒は金属等の不燃性材料で構成された機械品であることから、原子炉格納容器内の火災によっても、原子炉の停止機能及び未臨界機能を喪失しない設計とする。

また、原子炉格納容器内は仮置きする可燃物を置かないことを、火災防護計画に定め、管理する。

(b) 火災感知設備

火災感知設備は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。

なお、誤作動を防止するため、窒素封入により不活性化し火災が発生する可能性がない期間については、作動信号を除外する運用とする。

(c) 消火設備

イ. 原子炉格納容器内の消火については、原子炉格納容器外のエアロック付近に常備する消火器及び消火栓を用いて消火活動を実施する。

ロ. 原子炉起動後の窒素置換中で原子炉格納容器内への進入が困難である場合は、窒素ページ後に原子炉格納容器へ進入し消火活動を実施する他、窒素封入開始後、約1.5時間を目安に窒素封入を継続し、格納容器内の酸素濃度を下げて消火する消火活動も実施可能とする。

ハ. また、イ. ロ. に示す原子炉格納容器内での消火活動の手順については、火災防護計画に定め、管理する。

6.3 換気空調設備に対する火災の影響軽減対策

- (1) 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備には、他の火災区域又は火災区画への火、熱又は煙の影響が及ばないよう、防火ダンパを設置する設計とする。
- (2) 換気空調設備のフィルタは、「4.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用について」に示すとおり、チャコールフィルタを除き、難燃性のものを使用する設計とする。

6.4 煙に対する火災の影響軽減対策

(1) 中央制御室

運転員が常駐する中央制御室の火災発生時の煙を排気するために、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を配備する設計とする。

中央制御室の排煙設備は、「建築基準法施行令第126条の3」に準じ、 $120\text{m}^3/\text{min}$ 以上で、かつ、床面積 1m^2 につき $1\text{m}^3/\text{min}$ 以上を満足するよう、中央制御室の床面積約 524m^2 に対して排気容量（約 $580\text{m}^3/\text{min}$ ）の容量とする。

排煙設備の使用材料は、火災発生時における高温の煙の排気も考慮して、換気空調機、ダクトは耐火性及び耐熱性を有する金属を使用する設計とする。

また、排煙設備の電源は外部電源喪失を考慮し、非常用電源より供給する。

(2) ケーブル処理室

計装・制御ケーブルが密集するケーブル処理室は、ハロゲン化物自動消火設備(全域)による自動消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。

(3) 軽油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び可搬設備用軽油タンク

引火性液体である軽油を貯蔵する軽油貯蔵タンク等は、屋外に設置するため、煙が大気に放出されることから、排煙設備は設置不要である。

6.5 油タンクに対する火災の影響軽減対策

火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備により排気又はベント管により屋外へ排気する。

第6-1表 2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説

<p>普通コンクリート壁の屋内火災耐火時間（遮熱性）の算定図 「建設省告示第1433号 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト」に加筆</p>	
<p>解説</p> <p>火災強度2時間を越えた場合、建築基準法により指定された耐火構造壁はないが、2001年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第1433号耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課）により、コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性限界時間）の算定方法が次式のとおり示されており、これにより最小壁厚を算出することができる。</p> <p>ここで、t：保有耐火時間 [min]，D：壁の厚さ [mm]，α：火災温度上昇係数 [460：標準加熱曲線]^{*1}，CD：遮熱特性係数 [1.0：普通コンクリート]^{*2}である。</p> <p>※1 建築基準法の防火規定は2000年に国際的な調和を図るため、国際標準の加熱曲線（IS0834）が導入され、火災温度係数αは460となる。</p> <p>※2 普通コンクリート（1.0），軽量コンクリート（1.2）</p> <p>上記式より、屋内火災保有耐火時間180min(3時間)に必要な壁厚は123mmと算出できる。</p> <p>また、普通コンクリート壁の屋内火災保有耐火時間（遮熱性限界時間）について、上図のとおり240min(4時間)までの算定図が示されている。</p>	

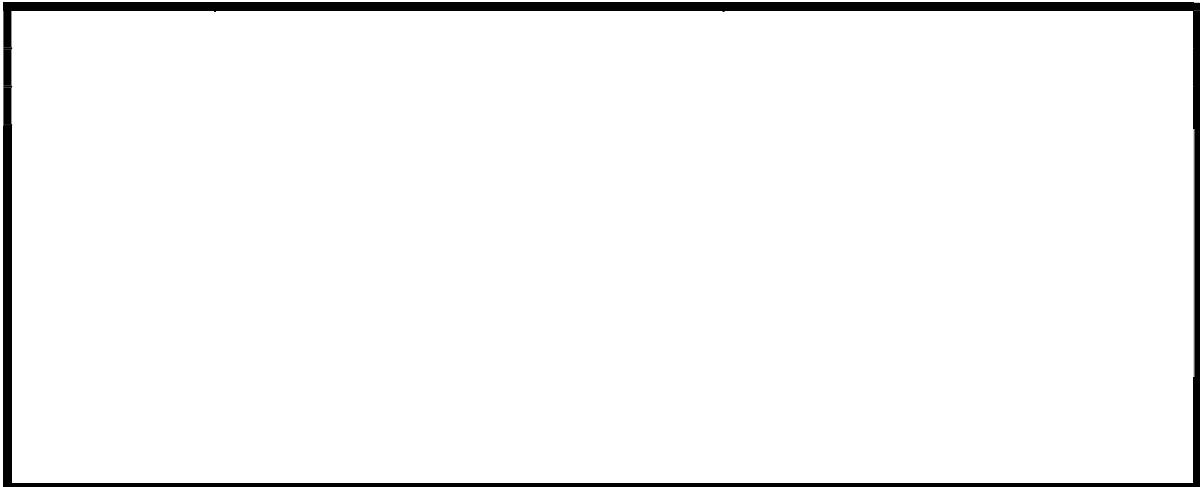
第6-2表 海外規定のNFPAハンドブック
(「原子力発電所の火災防護指針JEAG4607-2010」に加筆)

<p>耐火壁の厚さと 耐火時間の関係 (米国 NFPAHandbook Twentieth Editionより)</p> <p>Reproduced with permission from NFPA's Fire Protection Handbook®</p> <p>Copyright©2008, National Fire Protection Association</p>	<p>The graph plots Concrete thickness (in.) on the left y-axis (ranging from 2 to 7) and Concrete thickness (mm) on the right y-axis (ranging from 51 to 178). The x-axis represents Fire resistance (min) from 20 to 300. Four curves are shown: Normal agg. (steepest), Slag, Exp. shale, and Exp. slag (shallowest). A legend defines the aggregate types: NORMAL AGGREGATE : 普通骨材, SLAG : スラグ骨材, EXPANDED SHALE : 膨張頁(けつ)岩骨材, EXPANDED SLAG : 膨張スラグ骨材.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Fire resistance (min)</th> <th>Normal agg. (in.)</th> <th>Slag (in.)</th> <th>Exp. shale (in.)</th> <th>Exp. slag (in.)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>~2.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>~2.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>~2.8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>~3.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>~3.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>~4.2</td> <td>~3.8</td> <td>~3.5</td> <td>~3.2</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>~5.0</td> <td>~4.5</td> <td>~4.2</td> <td>~3.8</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>~6.5</td> <td>~5.5</td> <td>~5.0</td> <td>~4.5</td> </tr> </tbody> </table>	Fire resistance (min)	Normal agg. (in.)	Slag (in.)	Exp. shale (in.)	Exp. slag (in.)	20	~2.2	-	-	-	40	~2.5	-	-	-	60	~2.8	-	-	-	80	~3.2	-	-	-	100	~3.5	-	-	-	150	~4.2	~3.8	~3.5	~3.2	200	~5.0	~4.5	~4.2	~3.8	300	~6.5	~5.5	~5.0	~4.5
Fire resistance (min)	Normal agg. (in.)	Slag (in.)	Exp. shale (in.)	Exp. slag (in.)																																										
20	~2.2	-	-	-																																										
40	~2.5	-	-	-																																										
60	~2.8	-	-	-																																										
80	~3.2	-	-	-																																										
100	~3.5	-	-	-																																										
150	~4.2	~3.8	~3.5	~3.2																																										
200	~5.0	~4.5	~4.2	~3.8																																										
300	~6.5	~5.5	~5.0	~4.5																																										
<p>解説</p>	<p>コンクリート壁の耐火性を示す海外規格として、米国のNFPAハンドブックがあり、3時間耐火に必要な壁の厚さは約150mm^{※1}と読み取れる。</p> <p>※1 3時間耐火に必要なコンクリート壁の厚さとしては、「原子力発電所の火災防護指針JEAG4607-2010」に例示された米国NFPA(National Fire Protection Association)ハンドブックに記載される耐火壁の厚さと耐火時間の関係より、3時間耐火に必要な厚さが約150mm程度であることが読み取れる。</p>																																													

第6-3表 防火設備性能試験の判定基準

試験項目	防火設備の性能の確認
判定基準	①隙間、非加熱面側に達するき裂等が生じない。 ②非加熱面側に10秒を超えて発炎を生じない。 ③非加熱面側に10秒を超えて火炎が噴出しない。

第6-4表 耐火隔壁の試験体



第6-5表 耐火被覆材による耐火隔壁の火災耐久試験結果

試験体	判定基準			試験結果
	非加熱面側に 10 秒を超えて発炎を生じないこと	非加熱面側に 10 秒を超えて火炎が噴出しないこと	火炎がとおる亀裂等の損傷及び隙間が生じないこと	
試験体①	良	良	良	合格
試験体②	良	良	良	合格

第6-6表 配管貫通部の試験体

試験体	
壁面	
床面	

第6-7表 配管貫通部シールの試験結果

試験体	配管径	適用箇所	貫通部シール	判定
配管貫通部①	50A	壁		良
配管貫通部②	100A			良
配管貫通部③	150A			良
配管貫通部④	250A			良
配管貫通部⑤	300A			良
配管貫通部⑥	350A			良
配管貫通部⑦	450A			良
配管貫通部⑧	550A			良
配管貫通部⑨	600A			良
配管貫通部⑩	50A	床		良
配管貫通部⑪	100A			良
配管貫通部⑫	150A			良
配管貫通部⑬	250A			良
配管貫通部⑭	600A			良
配管貫通部⑮	900A			良
配管貫通部⑯	50A			良
配管貫通部⑰	250A			良

第6-8表 ケーブルトレイ貫通部の試験体

項目	ケーブルトレイ			
	(1)	(2)	(3)	(4)
開口部寸法				
貫通部シール材				
ケーブル占積率	40%	40%	40%	40%

第6-9表 電線管貫通部の試験体

項目	電線管			
	(1)	(2)	(3)	(4)
開口部寸法				
貫通部シール材				
ケーブル占積率	40%	40%	40%	40%

第6-10表 ケーブルトレイ及び電線管貫通部の試験結果

試験体	ケーブルトレイ貫通部	電線管貫通部
試験結果	良	良

第6-11表 防火扉の試験体

扉種別	両開き
扉寸法	
板厚	
扉姿図	

第6-12表 防火扉の試験結果

扉種別	両開き
試験結果	良

第6-13表 防火ダンパの試験体

型式	角型①*	角型②*
板厚		
羽根長さ		
ダンパ サイズ		
構造		

第6-14表 防火ダンパの試験結果

試験体	角型①	角型②
試験結果	良	良

第6-15表 火災防護対象機器 (1/16)

機能	機器番号	機器名称
原子炉圧力容器バウンダリ機能		主蒸気ドレンライン内側隔離弁
		主蒸気ドレンライン外側隔離弁
		ほう酸水注入ポンプ (A)
		ほう酸水注入ポンプ (B)
原子炉緊急停止, 未臨界維持		SLC 爆破弁 (A)
		SLC 爆破弁 (B)
		逃がし安全弁 (B) ※ADS
		逃がし安全弁 (C) ※ADS
		逃がし安全弁 (F) ※ADS
		逃がし安全弁 (H) ※ADS
		逃がし安全弁 (K) ※ADS
		逃がし安全弁 (L) ※ADS
		逃がし安全弁 (R) ※ADS
原子炉停止後の除熱機能		

第6-15表 火災防護対象機器（2／16）

機能	機器番号	機器名称
原子炉停止後の除熱機能		RCIC ポンプ
		RCIC タービン
		RCIC CST 水供給弁
		RCIC ホンブ サフ レッショングール水供給弁
		RCIC 注入弁
		RCIC ミニフロー弁
		RCIC 油冷却器冷却水供給弁
		RCIC 蒸気供給弁
		RCIC トリップ/スロットル弁
		RCIC ガバナ弁
		RCIC 内側隔離弁
		RCIC 外側隔離弁
		RCIC タービン排気弁
		RCIC バキュームポンプ出口弁
		RCIC 復水ポンプ
		RCIC 真空ポンプ
		RCIC 蒸気入口ドレンポート排水弁
		RCIC 真空タンク復水排水第一止め弁

第6-15表 火災防護対象機器 (3／16)

機能	機器番号	機器名称
原子炉停止後の 除熱機能／炉心 冷却機能		RHR ポンプ (A)
		RHR ポンプ (B)
		RHR ポンプ (C)
		RHR ポンプ入口弁 (A)
		RHR ポンプ入口弁 (B)
		RHR ポンプ入口弁 (C)
		RHR 注入弁 (A)
		RHR ミニフロー弁 (A)
		RHR ミニフロー弁 (B)
		RHR ミニフロー弁 (C)

第6-15表 火災防護対象機器 (4/16)

機能	機器番号	機器名称
原子炉停止後の除熱機能／炉心冷却機能		RHR テストライン弁 (A) ^{*1}
		RHR テストライン弁 (B) ^{*1}
		RHR テストライン弁 (C) ^{*1}
		RHR 停止時冷却ライン内側隔離弁
※1 サプレッションブール冷却モードにて使用		RHR (A) 停止時冷却ライン入口弁
※2 操作に時間的余裕があり消火後に現場操作が可能であるため、影響軽減対策は実施しない。		RHR (B) 停止時冷却ライン入口弁
		RHR (A) 停止時冷却注入弁 ^{*2}
		RHR (B) 停止時冷却注入弁 ^{*2}
		RHR 熱交換器バイパス弁 (A)
		RHR 熱交換器バイパス弁 (B)
		HPCS ポンプ
		HPCS ポンプ入口弁 (CST 側)

第6-15表 火災防護対象機器 (5／16)

機能	機器番号	機器名称
炉心冷却機能		HPCS ポンプ入口弁 (S/P 側)
		HPCS 系注入弁
		HPCS 系ミニフロー弁
		LPCS ポンプ
		LPCS ポンプ入口弁
		LPCS 系注入弁
		LPCS 系ミニフロー弁

第6-15表 火災防護対象機器（6／16）

機能	機器番号	機器名称
サポート系 (制御設備)		非常用炉心冷却制御盤
		原子炉制御盤
		原子炉保護系(A)継電器盤
		原子炉保護系(B)継電器盤
		プロセス計装盤
		原子炉廻り温度記録計盤
		プロセス計装盤
		RHR (B) (C) 盤 (区分 II)
		RCIC 盤
		INBOARD リレー盤 (区分 II)
		OUTBOARD リレー盤 (区分 I)
		HPCS 盤
		ADS 盤 (A)
		LPCS, RHR (A) 盤 (区分 I)
		ADS (B) 盤
		LDS 盤 (区分 I)
		RADIATION MON (A) 盤
		RADIATION MON (B) 盤
		LDS (区分 II) 盤
		サプレッションプール水温度監視盤
		ATS RPS CH (A) 盤
		ATS RPS CH (B) 盤
		ATS RPS CH (C) 盤
		ATS RPS CH (D) 盤
		ECCS (区分 I) トリップユニット盤
		ECCS (区分 II) トリップユニット盤
		ECCS (区分 III) トリップユニット盤

第6-15表 火災防護対象機器 (7/16)

機能	機器番号	機器名称
サポート系 (制御設備)		所内電源制御盤
		タービン補機盤
		換気制御盤
		SGTS & FRVS(A)制御盤
		SGTS & FRVS(B)制御盤
		タービン補機補助継電器盤
		2C非常用ディーゼル発電機制御盤
		2D非常用ディーゼル発電機制御盤
		HPCS非常用ディーゼル発電機制御盤
		RCIC TURBINE CONTROL BOX
サポート系 (非常用ディーゼル発電設備(燃料移送系を含む))		中央制御室外原子炉停止制御盤
		非常用ディーゼル発電設備(2C)
		非常用ディーゼル発電設備(2D)
		非常用ディーゼル発電設備(HPCS)
		燃料ディタンク(2C)
		燃料ディタンク(2D)
		燃料ディタンク(HPCS)
		軽油貯蔵タンクA
		軽油貯蔵タンクB
		燃料移送ポンプ2C
		燃料移送ポンプ2D
		燃料移送ポンプHPCS

第6-15表 火災防護対象機器 (8/16)

機能	機器番号	機器名称
サポート系 (非常用交 流電源設 備)		6.9kV SWGR 2C
		6.9kV SWGR 2D
		6.9kV SWGR HPCS
		480V パワーセンタ 2C
		480V パワーセンタ 2D
		MCC 2C-3
		MCC 2C-4
		MCC 2C-5
		MCC 2C-6
		MCC 2C-7
		MCC 2C-8
		MCC 2C-9
		MCC 2D-3
		MCC 2D-4
		MCC 2D-5
		MCC 2D-6
		MCC 2D-7
		MCC 2D-8
		MCC 2D-9
		MCC HPCS

第 6-15 表 火災防護対象機器 (9/16)

機能	機器番号	機器名称
サポート系 (非常用交 流電源設 備)		AC120V バイタル電源装置 (SUPS)
		120/240V 計装用電源母線盤 (2A)
		120/240V 計装用電源母線盤 (2B)
		120/240V 計装用電源盤共通母 線盤
		原子炉保護系 MG セット A
		原子炉保護系 MG セット B
		原子炉保護系電源盤 2A
		原子炉保護系電源盤 2B

第6-15表 火災防護対象機器（10／16）

機能	機器番号	機器名称
サポート系 （直流 電源設 備）		直流 125V 蓄電池 2A
		直流 125V 蓄電池 2B
		直流 125V 蓄電池 HPCS
		直流 125V 充電器 2A
		直流 125V 充電器 2B
		直流 125V 充電器 HPCS
		直流 125V 主母線盤 2A
		直流 125V 主母線盤 2B
		直流 125V 主母線盤 HPCS
		直流 125V MCC 2A-1
		直流 125V MCC 2A-2
		直流 125V 分電盤 2A-1
		直流 125V 分電盤 2A-2
		直流 125V 分電盤 2B-1
		直流 125V 分電盤 2B-2
		直流 125V 分電盤 2A-2-1
		直流 125V 分電盤 2B-2-1
		直流 125V 分電盤 HPCS

第 6-15 表 火災防護対象機器 (11/16)

機能	機器番号	機器名称
		直流 24V 蓄電池 2A-1
		直流 24V 蓄電池 2A-2
		直流 24V 蓄電池 2B-1
		直流 24V 蓄電池 2B-2
サボート系 （直流 電源設 備）		直流 24V 充電器 2A-1
		直流 24V 充電器 2A-2
		直流 24V 充電器 2B-1
		直流 24V 充電器 2B-2
		直流 24V 中性子計測用分電盤 2A
		直流 24V 中性子計測用分電盤 2B

第6-15表 火災防護対象機器 (12/16)

機能	機器番号	機器名称
サポート系 (非常用補機冷却系)		RHRS ポンプ (A)
		RHRS ポンプ (B)
		RHRS ポンプ (C)
		RHRS ポンプ (D)
		RHR 熱交換器 (A) 出口弁
		RHR 熱交換器 (B) 出口弁
		DGSW ポンプ 2C
		DGSW ポンプ 2D
		DGSW ポンプ HPCS
		MCR 空調機 (A)
サポート系 (非常用換気空調系)		MCR 空調機 (B)
		MCR 再循環送風機 (A)
		MCR 再循環送風機 (B)
		MCR 空調系排風機
		MCR チラー冷却水循環ポンプ (A)
		MCR チラー冷却水循環ポンプ (B)
		MCR チラーユニット (A)
		MCR チラーユニット (B)

第6-15表 火災防護対象機器 (13/16)

機能	機器番号	機器名称
サポート系 (非常用換 気空調系)		スイッチギア室空調機(A)
		スイッチギア室空調機(B)
		スイッチギア室チラー冷却水循環ポンプ(A)
		スイッチギア室チラー冷却水循環ポンプ(B)
		スイッチギア室チラーユニット 3A
		スイッチギア室チラーユニット 3B
		スイッチギア室チラーユニット 4A
		スイッチギア室チラーユニット 4B
		バッテリ室空調機(A)
		バッテリ室空調機(B)
		バッテリ室排気ファン(A)
		バッテリ室排気ファン(B)
		HPCS 室空調機
		HPCS 室空調機
		LPCS 室空調機
		RHR(B) 室空調機
		RHR(C) 室空調機
		RHR(A) 室空調機

第 6-15 表 火災防護対象機器 (14／16)

機能	機器番号	機器名称
プロセス監視		中性子束 (A)
		中性子束 (B)
		中性子束 (C)
		中性子束 (D)
		中性子束 (E)
		中性子束 (F)
		中性子束 (G)
		中性子束 (H)
		原子炉圧力
		原子炉圧力
		原子炉水位
		原子炉水位
		原子炉水位

第 6-15 表 火災防護対象機器 (15/16)

機能	機器番号	機器名称
プロセス監視		格納容器圧力 (D/W)
		格納容器圧力 (D/W)
		サプレッションチェンバー圧力
		サプレッションチェンバー圧力
		サプレッションプール水位
		サプレッションプール水位
		サプレッションプール水温度
		高圧炉心スプレイ系系統流量
		低圧炉心スプレイ系流量
		原子炉隔離時冷却系系統流量
	残留熱除去海水系系統 (A) 流量	
	残留熱除去海水系系統 (B) 流量	
	ディーゼル発電機海水ポンプ (A) 出口圧力	
	ディーゼル発電機海水ポンプ (B) 出口圧力	
	ディーゼル発電機海水ポンプ (H) 出口圧力	

第 6-15 表 火災防護対象機器 (16/16)

機能	機器番号	機器名称
プロセス監視		非常用母線電圧
		非常用母線電圧
		非常用母線電圧
		安全系直流母線電圧
		安全系直流母線電圧
		安全系直流母線電圧
		格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)
		格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)
		格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
		格納容器内水素濃度 (A)
		格納容器内水素濃度 (B)

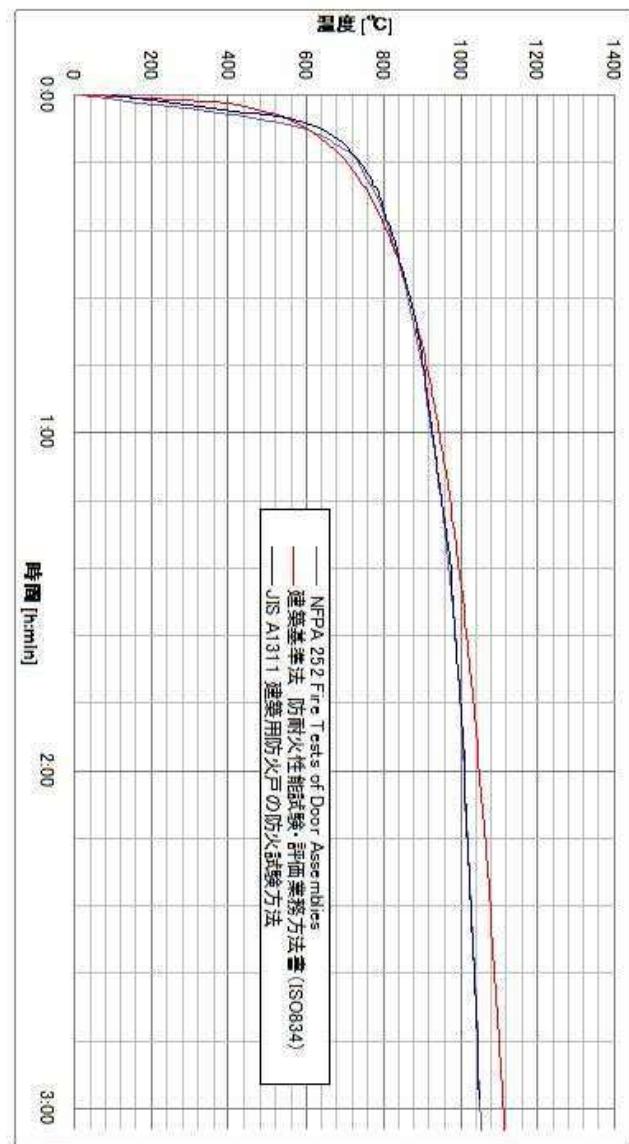
第6-16表 ケーブルトレイに対する系統分離方法の例

	c. 1時間耐火隔壁+火災感知+自動消火
概要	
耐火隔壁	○ (1時間)
火災感知設備	○
自動消火設備	○
設計の考え方	<p>1時間耐火隔壁+火災感知設備及び自動消火設備を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルトレイ外の火災から、1時間耐火隔壁、早期感知及び消火によって、火災防護対象ケーブルを防護 ・ケーブルトレイ内の火災から、1時間耐火隔壁、早期感知及び消火によって、他のケーブルトレイの火災防護対象ケーブルを防護 <p>火災区域（区画）で発生するケーブルトレイ外及びケーブルトレイ内の火災は、1時間耐火隔壁+火災感知及び自動消火の早期消火により火災防護対象ケーブルへ影響を与えず、a. 項又はb. 項による方法と同等の分離性能を有する方法である。</p>

第6-17表 試験条件

試験体	トレイ下面 ISO加熱	トレイ側面 180°C以上 ^(注)	トレイ上面 180°C以上 ^(注)
-----	----------------	---------------------------------	---------------------------------

(注) FDTsにて求めた高温ガスのうち、最も高温となる火災区域（区画）の温度を包括する180°Cと想定。



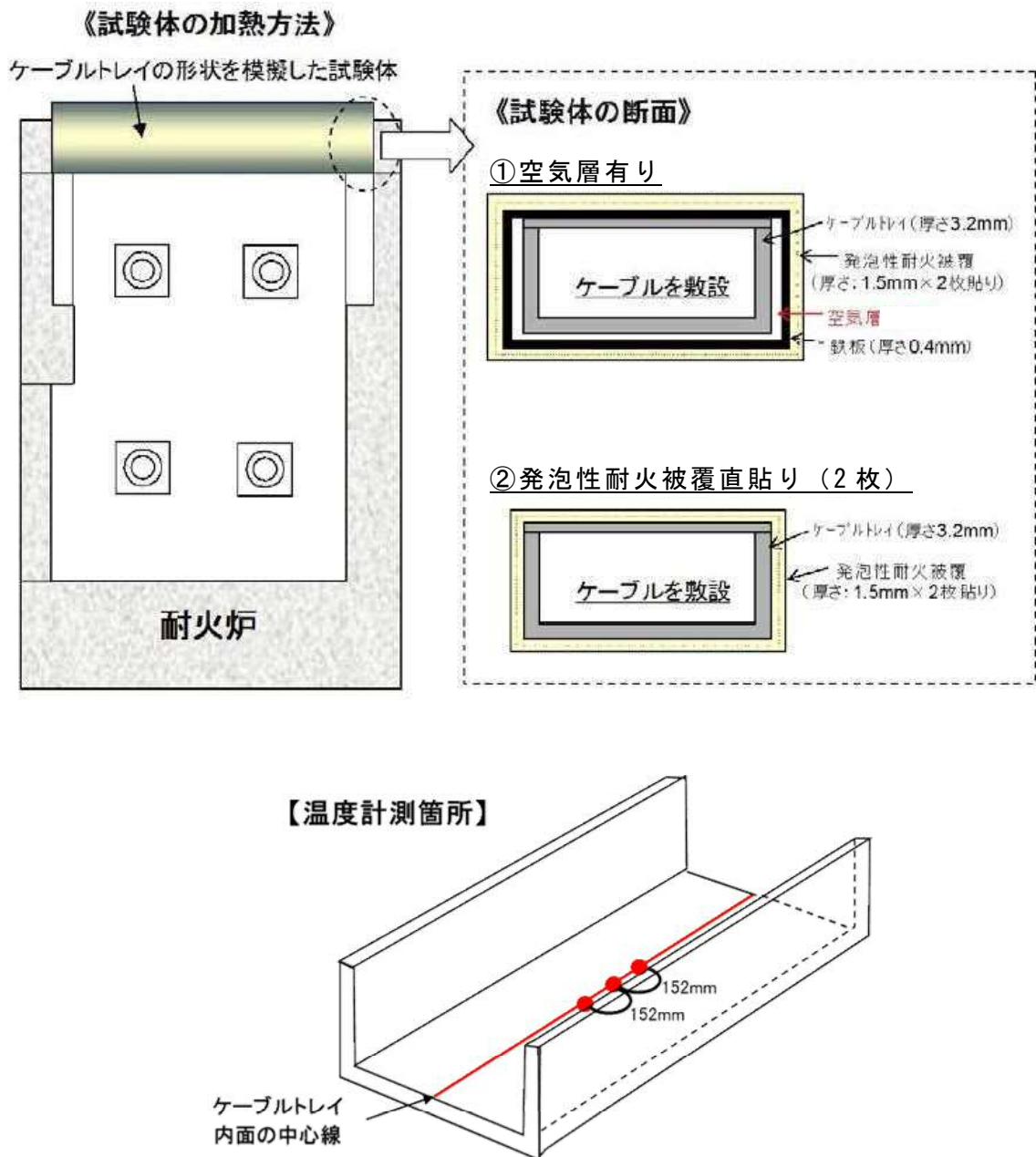
第6-1図 加熱曲線



第 6-2 図 鉄板及び発泡性耐火被覆に対する
1 時間耐火能力を確認する火災耐久試験

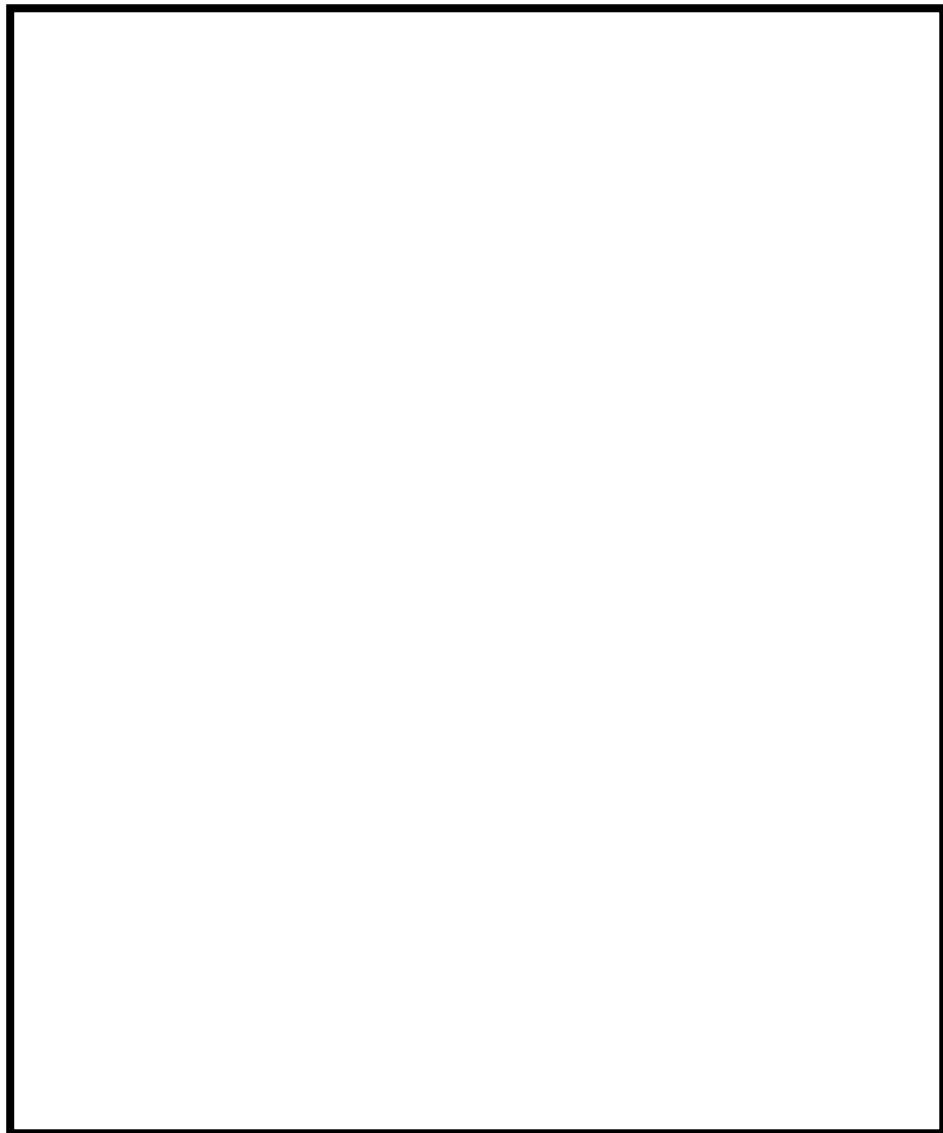


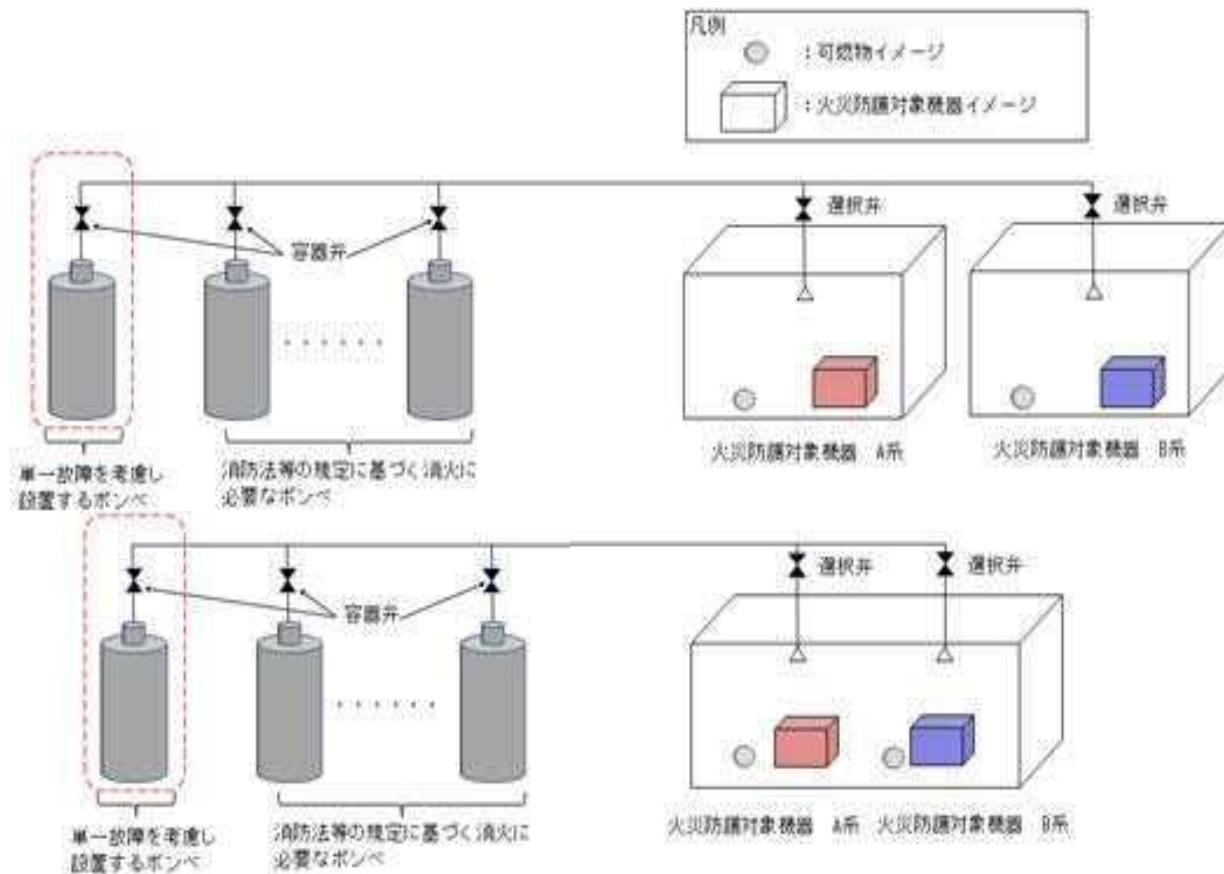
第 6-3 図 鉄板及び発泡性耐火被覆 [機器分離裏面距離] 試験結果



第6-4図 発泡性耐火被覆を施工した鉄板の1時間耐火能力を確認する
火災耐久試験

第6-5図 試験結果





第6-6図 全域ハロン消火設備の系統構成

7. 原子炉の安全確保について

火災防護に係る審査基準では、火災の影響軽減として系統分離対策を要求するとともに、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能である設計であることを要求し、原子炉の安全停止が可能であることを火災影響評価によって確認することを要求している。

評価ガイドには、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響を考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき安全解析を行うとの記載がある。

このため、7.1項では、火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計について説明する。

7.2項では、7.1項に示す設計により、火災が発生しても原子炉の安全停止が達成できることを、火災影響評価として説明する。

7.1 火災に対する原子炉の安全停止対策

東海第二発電所の火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計を以下に示す。

(1) 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計

発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に火災が発生し、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策によって、原子炉の安全停止に必要な成功パスを少なくとも1つ確保することで、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。

(2) 設計基準事故等に対処するための機器に单一故障を想定した設計

内部火災により、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される設計基準事故及び運転時の異常な過渡変化が発生する場合には、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく解析の結果を最も厳しくする機器の单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できる設計とする。

7.2 火災の影響評価

(1) 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価

評価ガイドを参照し、火災の影響軽減における系統分離対策により、発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画で火災が発生し当該火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に係わる安全機能

が確保されることを火災影響評価にて確認する。

以下、a項において評価方法、b項において評価条件及びc項において評価結果について説明する。

火災影響評価は、火災区域又は火災区画内の火災荷重の増加により、火災荷重から求める等価時間が、火災区域又は火災区画を構成する壁、防火扉、防火ダンパ、貫通部シールの耐火時間より大きくなる場合や、設備改造により火災防護対象機器等を設置する火災区域又は火災区画が変更となる場合には、再評価を実施する。

火災影響評価の評価方法及び再評価については、火災防護計画に定め管理する。

a. 評価方法

評価ガイドを参照して実施する火災影響評価では、火災区域又は火災区画（以下「火災区域（区画）」という。）の火災を想定し、隣接する火災区域又は火災区画（以下「隣接火災区域（区画）」という。）に火災の影響が及ぶ場合には、隣接火災区域（区画）も含んで火災影響評価を行う必要がある。

このため、火災影響評価では、最初に、当該火災区域（区画）に火災を想定した場合の隣接火災区域（区画）への影響を評価する火災伝播評価を実施し、その後、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する評価及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する評価を実施する方法で火災影響評価を実施する。

以下（a）に火災伝播評価の方法、（b）のイに隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する評価の方法及び（b）のロに隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する評価の方法を示す。

（a）火災伝播評価

当該火災区域（区画）に火災を想定した場合に、隣接火災区域（区画）へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の方法を以下のイ及び、ロに示す。（第7-1図）

イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）を選定するための火災伝播評価

隣接火災区域（区画）との間の壁に開口部がなく、かつ、火災区域（区画）の火災荷重から求めた等価時間が、構成する壁、防火扉、防火ダンパ、貫通部シールの耐火時間以下の場合は、火災区域（区画）において火災が発生しても、隣接火災区域（区画）に影響を与える可能性はないことから、当該火災区域（区画）は、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）として選定する。

ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）を選定するための火災伝播評価

隣接火災区域（区画）との間の壁に開口部があるか、又は、火災区域

(区画) の火災荷重から求めた等価時間が、構成する壁、防火扉、防火ダンパ、貫通部シールの耐火時間より大きい場合は、火災区域（区画）において火災が発生すると、隣接火災区域（区画）に影響を与える可能性があることから、当該火災区域（区画）は、隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）として選定する。

(b) 火災区域（区画）に対する火災影響評価

(a) に示す火災伝播評価によって選定された隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価の方法を、以下のイ及びロに示す。

イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）

隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）のうち、耐震B、Cクラス機器の火災も含めた当該火災区域（区画）内に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。

上記条件を満足しない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）における系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。

当該火災区域（区画）内に設置される全機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に影響を与えるか否かを確認する手順を、以下の（イ）から（ニ）に示す。（第7-2図）

(イ) 成功パス確認一覧表の作成

当該火災区域（区画）に対し、系統の多重性及び多様性を踏まえ、原子炉の安全停止に必要な機能ごとに火災防護対象機器を整理した成功パスを記載した成功パス確認一覧表を作成する。

(ロ) 成功パスの確認

当該火災区域（区画）に設置される全機器の動的機能喪失を想定した場合に、機能を喪失する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「ターゲット」という。）を成功パス確認一覧表に記載し、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを確認する。

(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画）

上記イ（ロ）項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。

(ニ) スクリーンアウトされない火災区域（区画）

上記イ（口）項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない当該火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。

このため、当該火災区域（区画）において、「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。

ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）

隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）は、耐震B, Cクラス機器の火災も含めた当該火災区域（区画）内の火災に伴う当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）（以下「隣接2区域（区画）」という。）に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保されれば、原子炉の安全停止に影響を与えない。

上記条件を満足しない隣接2区域（区画）において、系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。

ここでは、当該火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことを確認する手順を、以下の（イ）から（ニ）に示す。（第7-3図）

（イ） 隣接2区域（区画）のターゲットの確認

隣接2区域（区画）のターゲットを確認し、以下のiからivに分類する。

- i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合
- ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合
- iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合
- iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合

（ロ） 成功パスの確認

上記（イ）で実施した分類に応じて、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを以下のiからivのとおり確認する。

確認に当たっては、「（b）イ（ロ）成功パスの確認」と同様に行う。

- i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合

隣接2区域（区画）の安全機能が全喪失しても、少なくとも1つの

成功パスが確保されるか否かを確認する。

- ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合

当該火災区域（区画）の安全機能が全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。

- iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合

隣接火災区域（区画）の安全機能が全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。

- iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合

この場合は、隣接2区域（区画）に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される。

(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画）

上記（ロ）項iからiiiにおいて、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。

また、上記（ロ）項ivの場合も、当該火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことからスクリーンアウトする火災区域（区画）とする。

(ニ) スクリーンアウトされない火災区域（区画）

上記（ロ）項iからiiiにおいて、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。

このため、以下に示すとおり「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。

- i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合

当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策

- ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合

当該火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策

- iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区

域（区画）にターゲットが存在する場合

隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策

b. 評価条件

a項に示した評価方法における評価条件は、火災区域（区画）特性表を使用する。

火災伝播評価及び火災影響評価に必要な各火災区域（区画）における火災防護上の特徴を整理するために、各火災区域（区画）内の可燃性物質、機器、ケーブル、隣接区域（区画）等の情報を整理した火災区域（区画）特性表を、以下の（a）から（h）に従って作成する。

火災区域（区画）特性表には、a(a)に示す火災伝播評価の結果に影響を与える等価時間、a(b)に示す火災区域（区画）に対する火災影響評価の結果に影響を与える火災防護対象機器等の設置位置等を整理することから、火災区域（区画）内の資機材の保管状況及び設備の設置状況等に変更がある場合は、火災区域（区画）特性表における等価時間や火災防護対象機器等の設置位置等の更新を行う。

火災区域（区画）特性表の作成及び更新については、火災防護計画にて定め、管理する。

(a) 火災区域（区画）の特定

各火災区域（区画）に対して、以下の情報を整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。

イ. プラント名

ロ. 火災区域（区画）No

ハ. 火災区域（区画）名称

ニ. 床面積

(b) 火災区域（区画）にある火災ハザードの特定

火災伝播評価及び火災影響評価では、評価する火災区域（区画）内の火災ハザードを考慮することから、各火災区域（区画）内に存在する火災ハザードを整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。

イ. 等価時間（火災荷重と燃焼率より算出）

ロ. 火災区域（区画）内にある火災源

(c) 火災区域（区画）にある防火設備

火災影響評価では、評価する火災区域（区画）における系統分離対策が実施されていることを確認することから、火災区域（区画）内の消火設備と消火方法を整理し、火災区域（区画）特性表に記載するとともに、火災区域（区画）内の火災感知器も記載する。

(d) 原子炉の安全停止機能

原子炉の安全停止に影響を及ぼすおそれがある、当該火災区域（区画）のターゲットの有無を、火災区域（区画）特性表に記載する。

(e) 隣接する火災区域（区画）への火災伝播経路

火災伝播評価を行うために、各火災区域（区画）と隣接する火災区域（区画）との火災伝播経路を整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。

なお、隣接する火災区域（区画）は、火災を想定する当該火災区域（区画）の一部でも壁が接している火災区域（区画）を選定する。

- イ. 隣接する火災区域（区画） No
- ロ. 等価時間（当該火災区域（区画））
- ハ. 火災伝播経路
- ニ. 耐火壁の耐火時間
- ホ. 伝播の可能性

(f) 火災により影響を受ける火災防護対象機器の特定

「6.2(1) 火災防護対象機器等の選定」で選定した火災防護対象機器を、当該火災区域（区画）の火災により影響を受けるものとして、火災区域（区画）特性表に記載する。

(g) 火災防護対象ケーブルの特定

(f) 項で特定した火災防護対象機器の電源、制御、計装ケーブルである火災防護対象ケーブルを、火災区域（区画）特性表に記載する。

火災影響評価では、成功パスが少なくとも一つ確保されるか否かを評価するが、その際に、ポンプや弁等の火災防護対象機器の機能喪失を想定することに加え、火災防護対象ケーブルの断線等も想定して火災影響評価を行うことから、火災防護対象ケーブルが通過する火災区域（区画）を調査し、火災区域（区画）特性表に記載する。

c. 評価結果

a項に示す評価方法に従い火災影響評価を実施した結果、「6. 火災の影響軽減対策」の系統分離対策を実施する7.1(1)に示す設計により、発電用原子炉施設内で火災が発生しても、原子炉の安全停止に係わる安全機能は確保される。

以下 (a) において隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）に対する火災影響評価の結果を、(b) において隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価の結果を示す。（第7-1表～第7-4表）

(a) 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）に対する火災影響評価

隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）に対して、

「a. 評価方法」の(b) イ (ハ) に示すスクリーンアウトする火災区域（区画）を確認するとともに、「a. 評価方法」の (b) イ (ニ) に示すスクリーンアウトされない火災区域（区画）において、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。

以上より隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）は、火災区域（区画）に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止が可能であることを確認した。

(b) 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価

隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）に対して、「a. 評価方法」の(b) ロ (ハ) に示すスクリーンアウトする火災区域（区画）を確認するとともに、「a. 評価方法」の (b) ロ (ニ) に示すスクリーンアウトされない火災区域（区画）に対して、「6. 火災の影響軽減」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。

以上より隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）は、火災区域（区画）に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止が可能であることを確認した。

(2) 対処系に单一故障を想定した設計に対する評価

内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、対処系に対し单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。

以下、a項において評価方法、b項において評価条件及びc項において評価結果について説明する。

a. 評価方法

対処系に单一故障を想定した設計に対して、以下(a) 項から(c) 項に示す方法で火災影響評価を実施する。

(a) 内部火災により発生する可能性のある設計基準事故及び運転時の異常な過渡変化の特定

内部火災により発生する可能性のある設計基準事故及び運転時の異常な過渡変化は、安全評価審査指針において評価すべき具体的な事象として示される設計基準事故及び運転時の異常な過渡変化のうち、火災の影響を考慮した場合に発生する可能性のある事象を対象とする。

(b) 単一故障の想定

本評価における单一故障の想定は、内部火災により発生する可能性のある設計基準事故及び運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な系統及び機器のうち、解析の結果を最も厳しくする機器の单一故障を想定する。

(c) 火災影響評価

(a) 項で特定した各事象発生時に(b)項に示す单一故障を想定し、事象を収束するために必要な機能が失われず、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。

b. 評価条件

対処系に单一故障を想定した設計に対する評価における条件を、以下の(a)項及び(b)項に示す。

(a) 火災影響評価における設計基準事故及び運転時の異常な過渡変化の条件は、安全評価審査指針に示される条件を用いる。

(b) (a)項に示す条件とは異なる火災影響評価特有の条件は、以下に示すものとする。

- イ. 電動弁は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。
- ロ. 空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。

ハ. 電動補機は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に起動又は停止するものとする。

c. 評価結果

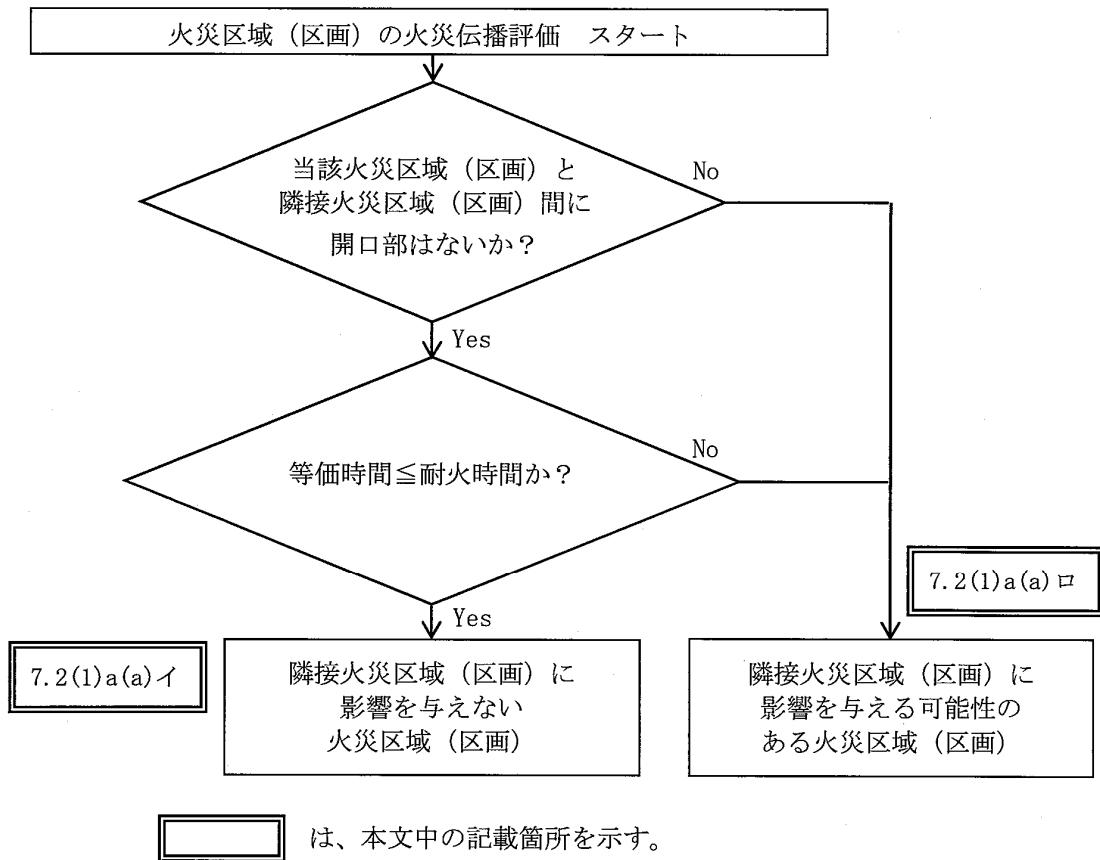
a. 項及びb. 項に従い火災影響評価を実施した結果、中央制御室制御盤の火災に対して、火災による影響を考慮しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを以下のとおり確認した。

(a) 中央制御室制御盤の火災影響評価結果

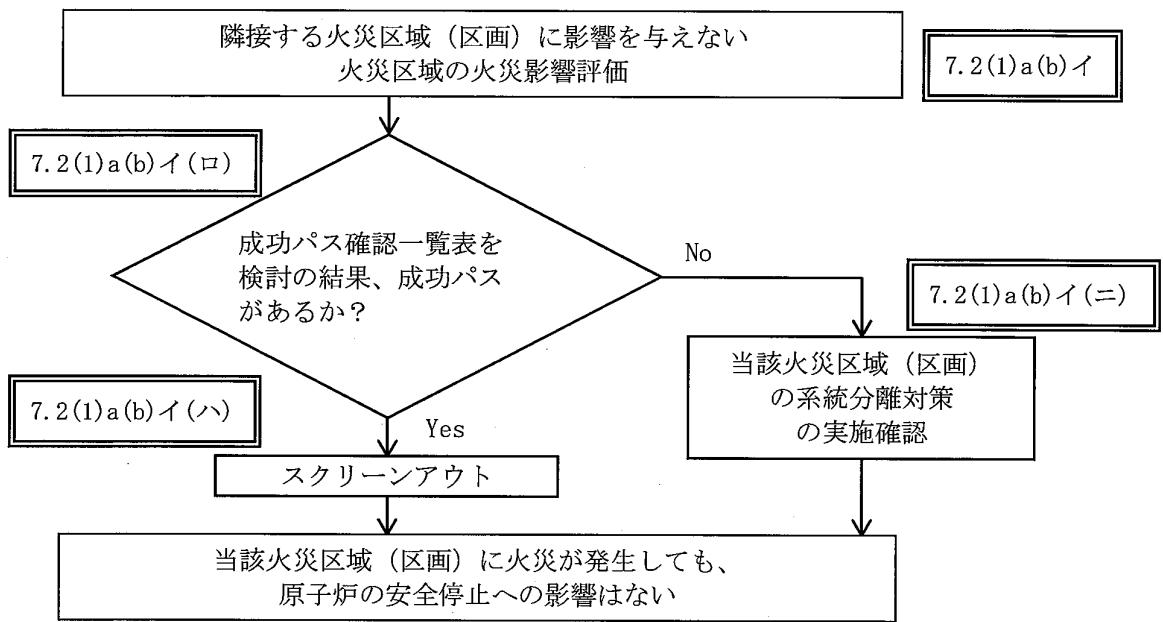
火災による影響を考慮しても、内部火災により発生する可能性のある設計基準事故として原子炉冷却材流量の喪失を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく单一故障を想定しても、7.1(2)項に示す設計のうち安全保護継電器盤等の制御盤間の離隔距離により、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。

また、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化として外部電源喪失等を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく单一故障を想定しても、7.1(2)項に示す設計により、事象が収束して原子

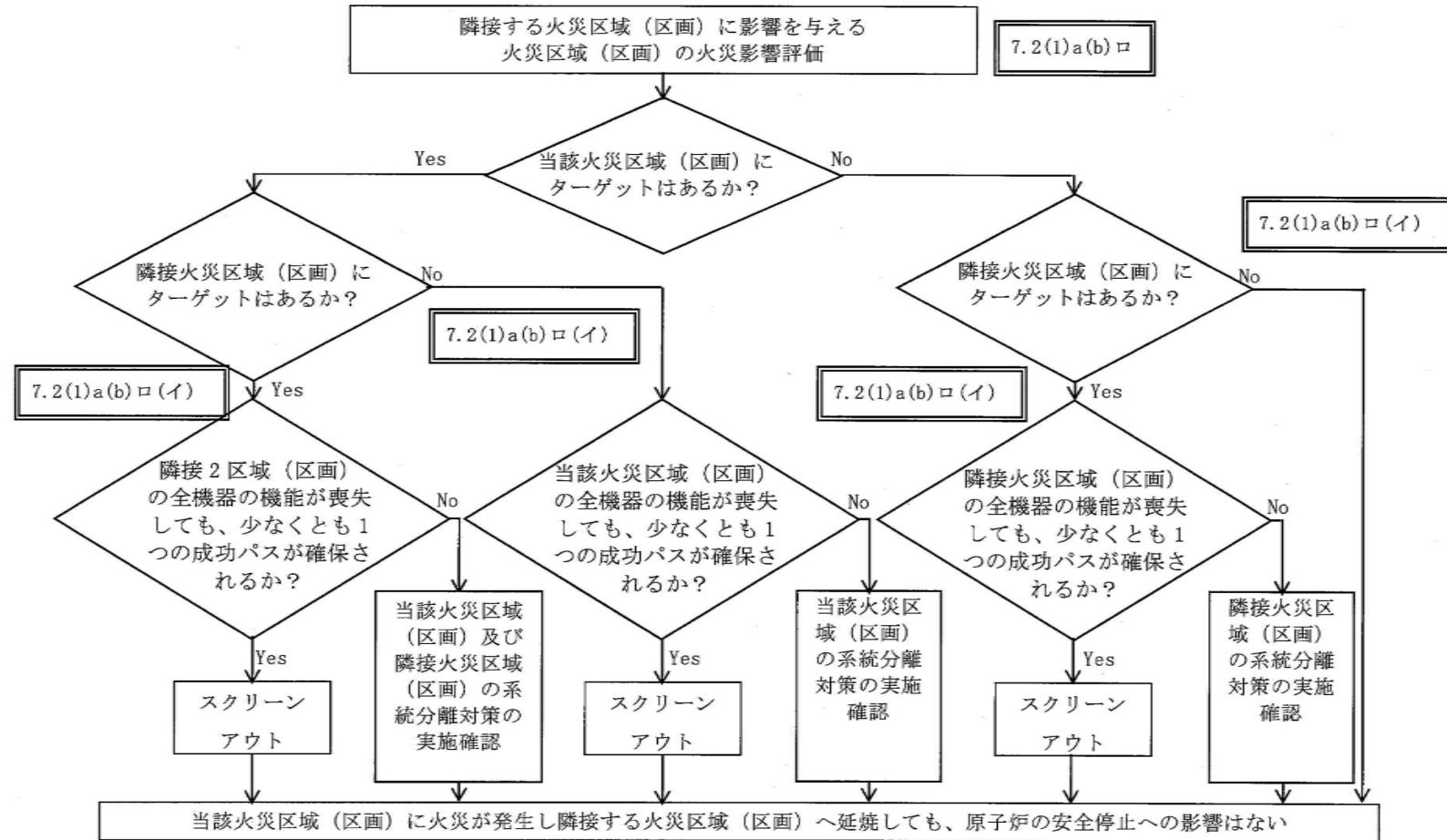
炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。



第7-1図 火災伝播評価手順の概要フロー



第7-2図 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）の
火災影響評価手順の概要フロー



第 7-3図 隣接する火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）の火災影響評価

第7-1表 当該火災区域の火災影響評価結果（火災伝播評価）

火災区域	火災区域内の 主な区画(部屋)名称	等価火災 時間 ○：3時間以内	隣接火災区域	耐火時間	火災伝播の可能性	備考

第 7-1 表 当該火災区域の火災影響評価結果（火災伝播評価）

火災区域	火災区域内の 主な区画(部屋)名称	等価火災 時間 ○：3 時間以内	隣接火災区域	耐火時間	火災伝播の可能性	備考

第 7-1 表 当該火災区域の火災影響評価結果（火災伝播評価）

火災区域	火災区域内の 主な区画(部屋)名称	等価火災 時間 ○：3 時間以内	隣接火災区域	耐火時間	火災伝播の可能性	備考

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-1）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-3）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-4）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-5）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-6）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的な 熱の逃し 場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-7）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-8）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-9）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-10）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-11）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域R-12）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域T-1）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域RW-1）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第7-2表 東海第二発電所 火災区域の火災影響評価（火災区域NRW-1）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設 等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		
									高温 停止	低温 停止	確認事項

第 7-3 表 東海第二発電所 火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 1/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部等価時間 < 耐火時間(注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)						
			有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
			ターゲット 注3	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット 注3	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 2/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間<耐火時間(注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)			
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																
ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8											

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 3/50）

火災を 想定する 火災区画	隣接 火災区画	閉 口部 有無	等価 時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)		
				有する機能(注2)								有する機能(注2)															
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8												

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 4/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1) 隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2) 各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3) 当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4) 各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 5/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)		
				有する機能(注2)				有する機能(注2)				有する機能(注2)				有する機能(注2)											
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による裏通部によって追加及び修正となることがある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 6／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 （注3）	火災を想定する火災区画 有する機能（注2）								隣接火災区画 有する機能（注2）								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止（注4）	低温停止（注4）		
				ターゲット（注3）								ターゲット（注3）															
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類（注2）

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

（注1）隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

（注2）各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

（注3）当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

（注4）各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による審査部によって追加及び修正となることがある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 7/50）

火災を 想定する 火災区画	隣接火災区画	開口部 有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)								
				ターゲット(注3)								ターゲット(注3)																					
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8														

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 8/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (G±1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止注4	低温停止注4								
				有する機能 (G±2)								有する機能 (G±2)																					
				ターゲット 1 ト注3	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット 1 ト注3	2	3	4	5	6	7	8														

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴重部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 9/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	半面時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)		
				有する機能(注2)								有する機能(注2)															
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的放射の逃し場
8. 習助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「半面時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

心臓、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による負担部によって追加及び修正となることがある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 10／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)								
				ターゲット (注3)								ターゲット (注3)																					
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8														

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工字の安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事次時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 協助設備

(注1) 隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2) 各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3) 当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4) 各機能の成り立つ場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による直通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 11/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)	
				有する機能 (注2)								有する機能 (注2)														
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8						

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 12/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間く耐火時間(G±1) ターゲット(注3)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)		
				有する機能(注2)								有する機能(注2)															
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間く耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 13／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (G±1)	火災を想定する火災区画 有する機能 (G±2)								隣接火災区画 有する機能 (G±2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)		
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8						

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1) 隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2) 各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3) 当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4) 各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることがある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 14／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)						
				有する機能 (注2)								有する機能 (注2)																			
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功パスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 15／50）

火災を 想定する 火災区画	隣接火 災区画	開口部有無 (注1)	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)								
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																					
				ターゲット(注3) 1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3) 1	2	3	4	5	6	7	8														

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 16／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 17/50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間<耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃げ場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による直通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 18／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	火災を想定する火災区画		隣接火災区画		ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)						
			有する機能(注2)		有する機能(注2)													
等価時間 < 耐火時間(注1)	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 19/50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接 火災 区画	開口 部有無	等価 時間 < 耐火 時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功パスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 20/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 烟霧熱除去系
7. 最終的引熱の逃し場
8. 極助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴重部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 21/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (G±1)	火災を想定する火災区画		隣接火災区画		ターゲット (注3)	ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)							
				有する機能 (注2)		有する機能 (注2)															
				ターゲット (注3)	1 2 3 4 5 6 7 8	ターゲット (注3)	1 2 3 4 5 6 7 8														

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 機器設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価について、重大事故等対処施設の設計等による責任部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 22/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)		
				有する機能 (注2)								有する機能 (注2)															
ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 23/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間(注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8											

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。
 (注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 24／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)			
			有する機能(注2)								有する機能(注2)																
ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 25／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)			
				ターベルト(注3)		ターゲット(注3)						ターベルト(注3)		ターゲット(注3)														
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8													

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。
 (注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 26/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)				
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																	
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1) 隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2) 各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3) 当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4) 各機能の成功パスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 27/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)				
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																	
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8								

- 分類 (注2)
1. 安全保護系
 2. 原子炉停止系
 3. 工学的安全施設等
 4. 非常用所内電源系
 5. 事故時監視計器
 6. 残留熱除去系
 7. 最終的な熱の逃し場
 8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。
 (注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。
 (注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴重部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 28/50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画				隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)			
				有する機能(注2)								有する機能(注2)												
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8			

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功パスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 29/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間<耐火時間(注1)	火災を想定する火災区画				隣接火災区画				ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)					
				有する機能(注2)				有する機能(注2)														
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各種能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 30/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)		
				有する機能(注2)								有する機能(注2)															
ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることがある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 31/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)			
				有する機能 (注2)								有する機能 (注2)																
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)								

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 助助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 32/50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)		
				有する機能(注2)								有する機能(注2)															
ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的熱遮断系
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、等価時間 < 耐火時間であれば「〇」とする。
(注2)各機能を有する場合は「〇」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「〇」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成り立つ場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「〇」とする。
なお、本評価については、重入算出等対処施設の設計等による貴重部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 33/50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)		
				ターゲット(注3)		ターゲット(注3)						ターゲット(注3)		ターゲット(注3)													
				1	2	3	4	5	6	7	8			1	2	3	4	5	6	7	8						

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 34／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	等価時間 < 耐火時間(注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)			
			有する機能(注2)								有する機能(注2)																
ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 35／50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接火 災区画	開口部 等価 時間 < 耐火 時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)			
			有する機能(注2)								有する機能(注2)																
ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 36／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)	
				有する機能(注2)								有する機能(注2)														
ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8									

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 37/50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接 火災区画	開口部 有無	等価 時間 < 耐火 時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)		
				有する機能(注2)								有する機能(注2)															
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間く耐火時間(注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間く耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 38/50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画				隣接火災区画				ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)
				有する機能(注2)				有する機能(注2)									
ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

火災を 想定する 火災 区画	隣接 火災 区画	開口 部有無	等価 時間 < 耐火 時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)								
				有する機能(注2)								有する機能(注2)								タ イ ゲ ッ ト (注3)	タ イ ゲ ッ ト (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることがある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 39／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)						
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																			
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 40/50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画				隣接火災区画				ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)	
				有する機能(注2)				有する機能(注2)										
ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8		

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 助け設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴重部によって追加及び修正となることもある。

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)												
				ターゲット(注3)		1		2		3		4		5		6		7		8				ターゲット(注3)		1		2		3		4		5		6	

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 41／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)			
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																
ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8											

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)		
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8						

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功パスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 42／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)			
			有する機能(注2)								有する機能(注2)																
等価時間 < 耐火時間 (注1)	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「〇」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「〇」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「〇」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功パスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「〇」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 43／50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接 火災 区画	開口部 有無	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止(注 4)	低温停止(注 4)			
			有する機能(注2)								有する機能(注2)																
等価時間 <耐火時間 (注1)	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)										

- 分類(注2)
1. 安全保護系
 2. 原子炉停止系
 3. 工学的安全施設等
 4. 非常用所内電源系
 5. 事故時監視計器
 6. 残留熱除去系
 7. 最終的な熱の逃し場
 8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
 (注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。
 (注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。
 (注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
 なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴重部によって追加及び修正となることがある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 44／50）

分類 (注2)	(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
1. 安全保護系	(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。
2. 原子炉停止系	(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。
3. 工学的安全施設等	(注4)各機能の成功パスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
4. 非常用所内電源系	なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。
5. 事故時監視計器	
6. 残留熱除去系	
7. 最終的な熱の逃し場	
8. 補助設備	

火災を 想定する 火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)				
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																	
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画		隣接火災区画													
				有する機能(注2)		有する機能(注2)													
ターゲット(注3)	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	
ターゲットに関する説明								系統分離対策								高温停止の安全停止バス		低温停止の安全停止バス	
																高温停止(注4)		低温停止(注4)	

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 45／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)			
				ターゲット(注3)		1		2		3		4		5		6		7										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的・熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 46／50）

火災を 想定する 火災区画	隣接火 災区画	開口 部有無	等価 時間 < 耐火 時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)			
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																
ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8											

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。

なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 47／50）

火災を 想定 する 火災 区画	隣接 火災 区画	開口 部有無	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)			
			有する機能(注2)								有する機能(注2)																
ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間く耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 48／50）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (G±1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)								隣接火災区画 有する機能(注2)								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)		
				ターゲット(注3)								ターゲット(注3)															
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 49／50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接 火災区画	開口部 有無	等価 時間 < 耐火 時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止(注 4)	低温停止(注 4)				
				有する機能(注2)								有する機能(注2)																	
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8								

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-3 50／50）

火災を 想定する 火災 区画	隣接 火災区画	開口 部有無	等価 時間 < 耐火 時間 (G±1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の 安全停止バス	低温停止の 安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)		
				有する機能(注2)								有する機能(注2)															
ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8	ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8										

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間<耐火時間」であれば「○」とする。
(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。
なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貫通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-6 1/2）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 < 耐火時間 (注1)	火災を想定する火災区画								隣接火災区画								ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止 (注4)	低温停止 (注4)							
				有する機能 (注2)								有する機能 (注2)																				
				ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	ターゲット (注3)	1	2	3	4	5	6	7	8												

分類 (注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的冷却の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2)各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3)当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4)各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故専用対応施設の設計等による貴重部によって追加及び修正などもある。

第 7-3 表 東海第二発電所火災区画の火災影響評価（火災区域 R-6 2/2）

火災を想定する火災区画	隣接火災区画	開口部有無	等価時間 <耐火時間(G±1)	火災を想定する火災区画 有する機能(注2)				隣接火災区画 有する機能(注2)				ターゲットに関する説明	系統分離対策	高温停止の安全停止バス	低温停止の安全停止バス	高温停止(注4)	低温停止(注4)	
				ターゲット(注3)	1	2	3	4	5	6	7	8						

分類(注2)

1. 安全保護系
2. 原子炉停止系
3. 工学的安全施設等
4. 非常用所内電源系
5. 事故時監視計器
6. 残留熱除去系
7. 最終的な熱の逃し場
8. 補助設備

(注1)隣接火災区画への火災伝播の可能性を評価し、「等価時間 < 耐火時間」であれば「○」とする。

(注2) 各機能を有する場合は「○」、有しない場合は「-」とする。

(注3) 当該火災区画にターゲットが存在する場合は「○」、存在しない場合は「-」とする。

(注4) 各機能の成功バスが成立する場合、原子炉の高温停止及び低温停止が可能であるため、「○」とする。なお、本評価については、重大事故等対処施設の設計等による貴通部によって追加及び修正となることもある。

第 7-4 表 東海第二発電所の火災影響評価（火災区域 R-3）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設等	非常用 所内電源系	事故時 監視計 器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

第 7-4 表 東海第二発電所の火災影響評価（火災区域 R-6）

火災 区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全施設等	非常用 所内電源系	事故時 監視計器	残留熱 除去系	最終的 な熱の 逃し場	補助設備	評価結果		確認事項
									高温 停止	低温 停止	

8. 火災防護計画

火災防護計画は、発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するためには策定する。

火災防護計画に定める主なものを以下に示す。

(1) 組織体制、教育訓練及び手順

計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。

(2) 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設

- a. 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。
- b. 非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持するため結束ベルト及びファイアストップで固定した複合体の保守管理について、火災防護計画に定める。
- c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する電力ケーブルについては、適切な保守管理を実施するとともに、必要に応じケーブルの引替えを行うことについて、火災防護計画に定める。
- d. 中央制御室制御盤の1面に火災が発生した場合における消火の手順について、火災防護計画に定める。
- e. 原子炉格納容器内で火災が発生した場合における消火の手順について、火災防護計画に定める。
- f. 火災影響評価の評価方法及び再評価について、火災防護計画に定める。
- g. 火災影響評価の条件として使用する火災区域（区画）特性表の作成及び更新について、火災防護計画に定める。

(3) 可搬型重大事故等対処設備、その他発電用原子炉施設

可搬型重大事故等対処設備及び(2)で対象とした設備以外の発電用原子炉施設（以下「その他の発電用原子炉施設」という。）については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備及びその他発電用原子炉施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。

a. 可搬型重大事故等対処設備

(a) 火災発生防止

- イ. 火災によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し、分散して保管する。

- ロ. 可搬型重大事故等対処設備のうち、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じる。
- ハ. 可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、金属製の容器への収納、不燃シートによる養生、又は距離による離隔を考慮して保管する。
- 二. 可搬型ホース及び可搬型ケーブルは、通常時は金属製の容器に保管し、使用時は、周囲に可燃物がないよう設置する。
- ホ. 可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、可燃物に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。
- ヘ. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に可燃物を置かない管理を実施する。
- ト. 可搬型重大事故等対処設備は、地震による火災の発生を防止するための転倒防止対策を実施する。
- チ. 龍巻（風（台風）含む。）による火災において、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施する。
- (b) 火災の感知及び消火
- イ. 可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、早期に火災感知できるように、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置する。
- ロ. 屋外の保管エリアの火災感知は、炎感知器と熱感知器により感知ができる範囲に、可搬型重大事故等対処設備を保管することにより実施する。
- ハ. 屋外の可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有する。
- 二. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため、消火器及び消火栓を設置する。
- b. その他の発電用原子炉施設
- (a) その他の発電用原子炉施設の火災防護は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して、他の発電用原子炉施設の設置状況に応じた消防法に基づく火災防護対策を実施する。

- (b) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する火災感知は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用する。
- (c) (b) 項以外のその他の発電用原子炉施設の火災感知として、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置する。
- (d) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する消火は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用する。
- (e) (d) 項以外のその他の発電用原子炉施設の消火は、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して、消火器又は消火栓による消火を行う。

別紙 1

計算機プログラム（解析コード）の概要

1. はじめに

本資料は、「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」において使用した解析コードについて説明するものである。

2. 解析コードの概要

(1) FDTs Version 1805.1 (SI Units)

機器間1時間耐火隔壁

項目	コード名
開発機関	FDTs (Fire Dynamics Tools)
開発時期	米国NRC 2004年
使用したバージョン	Version 1805.1 (SI Units)
使用目的	火炎の高さ、火炎プルーム、輻射及び高温ガス層の各影響範囲(ZOI)の算出
コードの概要	米国NRC（原子力規制委員会）によって開発された、フリーソフトウェアとして公開されている火災力学ツールであり、火災力学の理論式が表計算ソフト(Excel)に組み込まれたものである。
検証 (Verification) 及び 妥当性確認 (Validation)	<p>【検証 (Verification)】</p> <p>FDTsによる算出結果は、米国NRCにより、室内火災の実験結果との比較により、その妥当性が実証(NUREG-1824(注1))されており、また、火災実証試験の結果とFDTsにより簡単に算出された高温ガス温度を比較することで再現されていることを確認している。</p> <p>FDTsの使用に当たって、ダウンロードした際に不具合が発生していないことを確認するため、ダウンロードする計算機ごとに、NUREG-1805 Supplement1, Vol 1に示されるExample Problemの入力パラメータをFDTs(表計算ソフト)に入力し、評価結果がExample Problemと同一となることを確認することで検証を行っている。</p> <p>FDTsは理論式が表計算ソフト(Excel)に組み込まれたツールであり、表計算ソフトの計算シートは、予め入力が指定されているセル以外のセルの変更ができないよう、パスワードにより保護されている。</p> <p>なお、FDTsは、表計算ソフトが使用可能なすべての計算機で解析可能であり、開発機関が開発時に使用したバージョン以上の表計算ソフトをインストールした計算機にて解析を実施している。</p>

検証 (Verification) 及び 妥当性確認 (Validation)	【妥当性確認 (Validation)】 <p>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「ガイド」という。)では、火炎の高さ、火炎プルーム、輻射及び高温ガス層のZOIの算出にFDTsを使用することが明記されており、FDTsの適用に当たっては、NUREG-1805^(注2)における火炎の高さ、火炎プルーム、輻射及び高温ガス層の火災影響ごとに記載される使用上の考慮(Assumptions and Limitations)や、潤滑油等の漏えい火災の燃焼面積の算出方法等のガイドに記載されている評価手順を参照して、適切な計算シートの選択と計算シートへの適切なパラメータの入力を実施することで、火炎の高さ、火炎プルーム、輻射及び高温ガス層のZOIを算出していることから、今回の解析に適用することは妥当である。</p>
---	--

(注1) NUREG-1824 : Verification and Validation of Selected Fire Models for Nuclear Power Plant Applications

(注2) NUREG-1805 : Fire Dynamics Tools (FDTs)